

拒絶査定不服審判手続きに関する比較研究

2014 年



目次

第I章 組織の比較

- 組織図
- 組織の概要
 - 組織
 - 人員
- 審判部の構造
 - 審判官の資格
 - 審判長
 - 審判官
 - 審判の合議体
 - 審判の合議体の構成
 - 5人の審判官から成る合議体
- 審判官の除斥等
 - 関連法
 - 関連ガイドライン

第II章 拒絶査定不服審判手続きの対比表

- 関連法
 - 審判請求関連の法令
 - 審判方式関連の法令
 - 前置審査関連の法令
 - 本案審理関連の法令
 - 明細書又は図面関連の法令

2. 審判請求人

- 2.1. 審判請求人
- 2.2. 共同出願
- 2.3. 審判参加

3. 審判の請求

- 3.1. 請求の対象
- 3.2. 期限
 - 3.2.1. 請求期間
 - 3.2.2. 期間の延長
 - 3.2.3. 期間の計算
- 3.3. 審判請求書・
 - 3.3.1. 請求の趣旨
 - 3.3.2. 請求の理由
- 3.4. 手数料

4. 審判方式の審査

- 4.1. 審判方式の一般的な審査
- 4.2. 対象の変更・

5. 拒絶理由

6. 前置審査

- 6.1. 前置審査の対象となる明細書及び図面
- 6.2. 明細書又は図面の補正の範囲
- 6.3. 前置審査の手続き
- 6.4. 前置審査の終了

7. 本案審理

- 7.1. 審判手続きに関する一般事項3
- 7.2. 審判手続きの対象となる明細書又は図面
- 7.3. 審査の効力

- 7. 4. 拒絶理由通知と補正
 - 7. 4. 1. 拒絶理由通知
 - 7. 4. 2. 明細書又は図面の補正の範囲
 - 7. 4. 3. 違反した明細書又は図面の処理
- 7. 5. 審判プロセスにおける分割出願

8. 審判の終結

- 8. 1. 概要
- 8. 2. 審決
- 8. 3. 審決命令
- 8. 4. 判決の無効及び宣告
- 8. 5. 審決の効力
- 8. 6. 審決に対する不服申立
- 8. 7. 審判の取り下げ

9. 早期審理

- 9. 1. 早期審理の対象となる事件
- 9. 2. 審判の手続き

第III章 分析結果

1. 審判組織の比較

- 1. 組織図
- 2. 組織の概要
- 3. 審判部の構造
- 4. 審判官の除斥等

2. 拒絶査定不服審判手続きの対比表

- 1. 関連法
- 2. 請求人
- 3. 審判請求

4. 審判方式の審査

5. ・拒絶理由

6. 前置審査

7. 本案審理

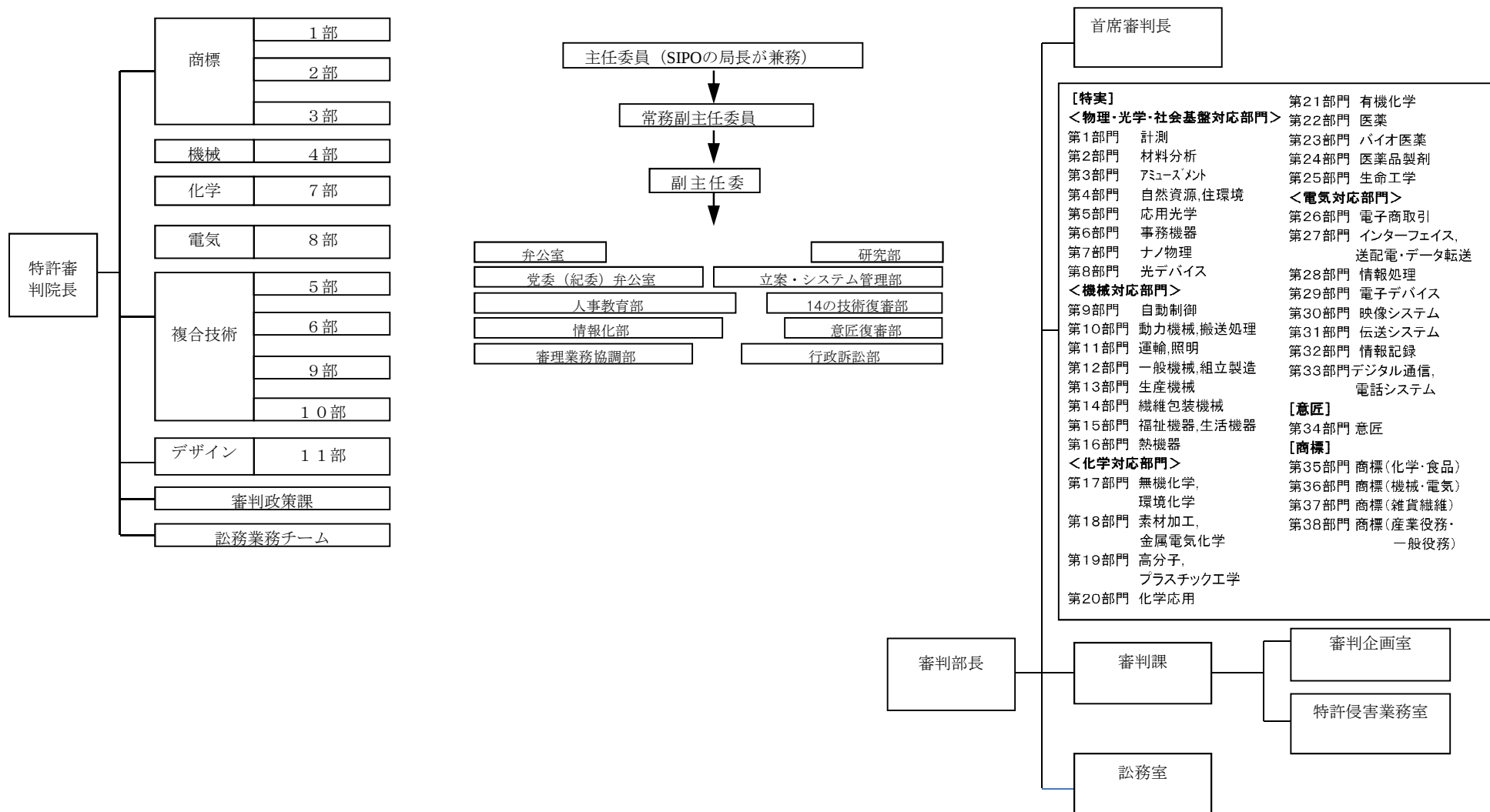
8. 審判の終結

9. 早期審理

第I章 組織の比較

項目	韓国	中国	日本
----	----	----	----

1. 組織図



項目	韓国	中国	日本
2. 組織の概要			
2.1. 組織			
	○ 特許審判院（IPTAB）は、韓国特許庁関係機関で、11 の審判部と 1 つの課（審判政策課）、及び 1 つのチーム（訴務チーム）で構成されている。 ○ 特許審判院長は、IPTAB の運営に関するすべての事務を総括し、所属公務員を指揮・監督する。各審判部は、1 名の審判長と約 10 名の審判官で構成されている。 ○ 審判部 -第 1 部（商標） 化粧品、洗剤、楽器、保険・不動産業、飲食業、家具類、タバコ、喫煙要因等 -第 2 部（商標） 皮革及びその製品、衣類、履物、帽子、飲料、茶類、法律サービス業、通信・放送業、アルコール飲料等 -第 3 部（商標） 貴金属・宝石・時計、肉・魚・家禽類、卵、牛乳、ベッドカバー等 -第 4 部（機械） 土木工学及び環境（土木工学）、住宅インフラ（建築）、家庭電化製品（空調機械）、加工システム（工作機械）、自動車、次世代輸送等 -第 5 部（複合技術） 金属、精密部品、住宅インフラ（建築以外）、居宅生活、オフィス機器、応用材料、半導体等 -第 6 部（複合技術） 農水産物、ポリマー繊維（高分子化合物）、家庭電化製品（空調機械以外）、加工システム（工作機械以外） -第 7 部（化学） 精密化学、ポリマー繊維（高分子化合物）、薬剤、生命工学等 -第 8 部（電気） 電子部品、スマートグリッド（電力）、電気通信網、コンピュータシステム、	○ 専利復審委員会は、中国国家知識産権局の傘下機関である。 ○ PRB（専利復審委員会）の主任委員は、SIP0 の局長が兼任する。副主任委員は、局長が局内の経験を有する技術専門家と法律専門家の中から任用する。 ○ 弁公室 予算案と報告書の作成、計画立案と実行、行政規則の策定と実施の監督、資産管理、機器の購買、財務管理、及び指導者によって割り当てられたその他の問題 ○ 党委（紀委）弁公室 党の管理業務、検査及び監督業務、連盟（若者及び女性）の業務、及び指導者によって割り当てられたその他の問題を担当 ○ 人事教育部 人員の採用、幹部の評価と昇格、人事記録管理、職員のトレーニング、国際的な通信、及び指導者によって割り当てられたその他の問題を担当 ○ 審理業務協調部 中期的及び長期的な計画の策定と研究、審査政策の策定、審査調整、事件データの収集と分析、及び指導者によって割り当てられたその他の問題を担当。 ○ 研究部 審理の基準及び学術研究計画の策定、審理の質の管理に加えて、指導者によって割り当てられたその他の作業を実行 ○ 情報化部 情報技術、情報セキュリティを担当し、指導者によって割り当てられたその他の作業を実施 ○ 立案・システム管理部	○ 特許庁の所属として審判部が運営されており、審判部門（38 部門）、審判課（1 課）、訟務室（1 室）から構成されている。 ○ 審判部長が審判部を担当し、部門長は、審判長の中で兼職して任命し、首席審判長を置き、各審判部門は部門長 1 人、複数の審判長、審判官から構成されている。 ○ （審判部門）審判部は全部で 38 部門から構成され、物理・光学・社会基盤部門（第 1-8 部門）、機械部門（第 9-18 部門）、化学部門（第 17-25 部門）、電気部門（第 26-33 部門）、意匠部門（第 34 部門）、商標部門（第 35-38）から構成されている。 ○ （審判課）以下の事務を扱う。 工業所有権に関する審判及び商標に関する登録異議に関する事務の連絡調整に関すること。 工業所有権に関する審判事件及び商標に関する登録異議申立事件（判定請求事件及び鑑定を含む。以下同じ。）に関する事務に關すること。 工業所有権に関する審決及び商標登録の取消決定の取消しに係る訴訟事件に関する特許庁長官の指定代理人に關すること。 （経済産業省組織規則 第 324 条 第 2 項） ○ （審判企画室） 審判制度の運用及び審判事務の処理に関する基本的な事項の調査及び企画、立案に関する事務（他の所掌に属するものを除く）を扱う。 ○ （特許侵害業務室） 工業所有権に関する無効の審判事件、取消しの審判事件及び訂正の審判事件（判定請求事件及び鑑定を含む。）に関する事務を扱う（経済産業省組織規則 第 338 条 第 2 項）。 ○ （訟務室） 審決取消訴訟に関する事務手続を扱う。

項目	韓国	中国	日本
	移動体通信、デジタル放送	再審事件と無効宣告事件の立案、自動化システム構築への参加、及び指導者によって割り当てられたその他の問題を担当。	
	-第 9 部（複合技術） ディスプレイ、ポリマー繊維（分離操作）、土木工学及び環境（環境）、ロボット自動化、スマートグリッド（電気装置）等	○ 14 の技術復審部	
	-第 10 部（複合技術） エネルギー、自動車コンバージェンス、IT コンバージェンス、測定解析、医療技術等	関連技術分野の再審請求と特許権無効化請求の審判事件、及び指導者によって割り当てられたその他の問題を担当。	
	-第 11 部（商標・デザイン） 事務用品及び販売用品、輸送・運搬機械、電気・電子及び通信機械器具、衣服、生活用品、運動用具等	○ 意匠復審部	
○ 審判政策課		意匠に関する再審請求と特許権無効化請求の審判事件、及び指導者によって割り当てられたその他の問題を担当。	
	審判書類の方式及び処理計画の策定、審判の質の評価、審判支援、審判政策の策定等	○ 行政訴訟部	
○ 訴務チーム		原告が PRB の決定を不服とする場合に弁護するための出廷、関連技術分野の再審請求と特許権無効化請求の審判事件への参加、及び指導者によって割り当てられたその他の問題	
	査定系事件に関する IPTAB の審決に係る訴訟の遂行		

2.2. 人員

*定員ベース（中国の商標予審判事は、商標審判部に所属する予審判事である）

韓国（2013年）				中国（2013年）*		日本（2013）			
権利	審判長	審判官	合計	権利	審判官	種別	審判長	審判官	計
商標・デザイン	4	23	27	商標	70	商標	11	31	42
						意匠	4	7	11
特許・実用新案	7	65	72	特許・実用新案・デザイン	238	特許・実用新案	114	220	334
合計	11	88	99	合計	308	計	129	258	387

項目	韓国	中国	日本
3. 審判部の構造			
3.1. 審判官の資格			
3.1.1. 審判長	○ 韓国特許法第 145 条（審判長）（1） 特許審判院長は、第 144 条第 1 項によって指定された審判官のうちから 1 名を審判長に指定しなければならない。 ○ 特許法施行令第 8 条（審査官等の資格要件） （3）審判長に任用できるのは、韓国特許庁又はその関係機関に勤務する 3 級以上の一般職国家公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員のうち次の各号のいずれかに該当する者とする。 ただし、国家公務員法第 28 条の 4 第 1 項の規定による開放型役職に指定された審判長に任用できる者は、同条第 2 項に規定された職務遂行要件を満たす者とし、前記法の第 28 条の 5 第 1 項の規定による公募職位に指定された審判長に任用できる者は、同条第 2 項に規定された職務遂行要件を満たす者とする。 1. 特許審判院で 2 年以上審判官を務めた者 2. 第 2 項に規定された審判官の資格を有し、韓国特許庁又はその関係機関で 3 年以上審査又は審判業務に従事した者 （4）特許審判院長に任用できるのは、審判官の資格を有する者である。	○ 専利復審委員会（PRB）は SIPO の傘下機関である。PRB は、主任委員、副主任委員、復審委員、兼務復審委員、復審員、及び兼務復審員で構成されている。 ○ 中国国家知識産権局の局長は、専利復審委員会の主任委員も兼任する。 ○ 副主任委員、復審委員、兼務復審委員は、局長が局内の経験を有する技術専門家及び法律専門家の中から任用する。復審員及び兼務復審員は、局長が局内の経験を有する審査官及び法務担当職員の中から任用する。 （3）審判長に任用できるのは、韓国特許庁又はその関係機関に勤務する 3 級以上の一般職国家公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員のうち次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、国家公務員法第 28 条の 4 第 1 項の規定による開放型役職に指定された審判長に任用できる者は、同条第 2 項に規定された職務遂行要件を満たす者とし、前記法の第 28 条の 5 第 1 項の規定による公募職位に指定された審判長に任用できる者は、同条第 2 項に規定された職務遂行要件を満たす者とする。	○ 特許法 第 138 条（審判長） 特許庁長官は、前条第 1 項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。 2 審判長は、その審判事件に関する事務を総理する。 ○ 経済産業省組織規則 第 324 条（審判課及び審判長）① 審判部に、審判課及び審判長 129 人を置く。 ③ 審判長は、命を受けて、工業所有権に関する審判事件及び商標に関する登録異議申立事件に関する事務を分掌する。
3.1.2. 審判官	○ 韓国特許法第 143 条（審判官）（1）審判が請求された場合、特許審判院長は、審判官に事件を審理させる。 （2）審判官の資格は、大統領令で定める。 （3）審判官は、審判に係る公務を独立して遂行する。 韓国特許法第 144 条（審判官の指定）（1）特許審判院長は、第 146 条に基づいて、審判事件ごとに審判合議体を構成する審判官を指定する。		○ 特許法 第 137 条 特許庁長官は、各審判事件（第 162 条の規定により審査官がその請求を審査する審判事件にあつては、第 164 条第 3 項の規定による報告があつたものに限る。）について前条第 1 項の合議体を構成すべき審判官を指定しなければならない。 2 特許庁長官は、前項の規定により指定した審判官のうち審判に関与することに故障がある者があるときは、その指定を解いて他の審判官をもつてこれを補充しなければならない。 ○ 特許法 136 条（審判の合議制） 3 審判官の資格は、政令で定める。

項目	韓国	中国	日本
	(2) 第 1 項に従って指定した審判官のいずれかが審判に参加できない場合、特許審判院長は、他の審判官を審判に参加させることができる。 ○ 特許法施行令第 8 条 (2) 審判官に任用できるのは、韓国特許庁又はその所属機関に勤務する 4 級以上の一般職国家公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、国際知識財産研修院で所定の教育及び研修課程を修了した者とする。 1. 韓国特許庁で 2 年以上審査官を務めた者 2. [削除] 3. 特許庁で審査官を務めた期間と 5 級以上の一般職国家公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員として、特許審判院で審判業務に直接従事した期間及び特許法院で技術審理官を務めた期間が通算して 2 年以上になる者		○ 特許法施行令 第 13 条 (審判官の資格) 審判官の資格を有する者は、職務の級が行政職俸給表(一)による 4 級以上若しくは専門行政職俸給表による 3 級以上の者又は指定職俸給表の適用を受ける者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館における所定の研修課程を修了したものとする。 - 一 5 年以上特許庁において審査官の職にあつた者 - 二 産業行政等の事務に通算して 10 年以上従事した者であつて、うち 3 年以上特許庁において審査の事務に従事したもの - 三 産業行政等の事務に通算して 12 年以上従事した者であつて、前二号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められるもの 経済産業省組織規則 第 326 条 (審判官) 審判部に、審判官を置く。 2 審判官は、命を受けて、工業所有権に関する審判事件及び商標に関する登録異議申立事件に関する審理及び決定に関する事務を処理する。

3.2. 審判の合議体

3.2.1. 審判の合議体の構成	韓国特許法第 146 条 (審判合議体) (1) 審判は、3 人又は 5 人の審判官から成る合議体が行う。 (2) 第 1 項の合議体の合議は、過半数により決する。 (3) 審判官の合議は公開しない。 ○ 特許審判院長は合議体の一員であり、審判官と審判長を指名し、指名された審判長は、その審判に関するすべての事務を総理する。特許審判院長はさらに、主審審判官、すなわち審判事件をあらかじめ審査し、合議体の審判長及びすべての審判官に説明を行う審判官を指名する。(審判便覧第 4 部第 1 章) ○ 審判において、合議体を構成する 3 名又は 5 名の審判官は合議することができるが(韓国特許法第 146 条第 1 項)、これは単に個々の審判官の各審判をまとめることなく、すべての審	○ 合議体による審判 専利復審委員会で合議審査する事件は、3 名又は 5 名(グループ長 1 名、主審員 1 名、参審員 1 名若しくは 3 名)で構成されている合議体が審査しなければならない。 ○ 合議体の構成 専利復審委員会の各復審部の長及び復審委員が、合議体のグループ長を務める資格を有する。その他の要員は、委員会の主任委員又は副主任委員の承認を得ることを条件として、グループ長を務めることができる。 復審委員、復審員、兼務復審委員及び兼務復審員は、主審員又は参審員を務めることができる。 特定の事件では、審査部から審査官を参審員として招聘することができる。 ○ 合議体メンバーの責任分担 グループ長は、再審手続き又は無効化手続きの審査全般、口頭審理、合議会議及び表決に対する責任を担い、承認を得る	○ 特許法 第 136 条 (審判の合議制) 審判は、3 人又は 5 人の審判官の合議体が行う。 2 前項の合議体の合議は、過半数により決する。 3 審判官の資格は、政令で定める。
---------------------	--	--	--

項目	韓国	中国	日本
	判官が一体となって、1 つの機関と同様に審決に至ることを意味する（韓国特許法第 146 条）。換言すると、個々の審判官の主観を排除して審判を客観的に行うことができるように、審判におけるすべての事項は、過半数により承認及び決定され、1 人の審判官による審判手続きと同様の手順で処理される。 審判官の合議は公開されないため、合議が行われる場所は限定されないが、秘密協議は機密扱いにしなければならない。（審判便覧第 11 部第 4 章） ○ 協議の効率を向上するために審判長が協議手続きを総理するだけでは不十分であるため、特許審判院長は、協議する事項をあらかじめ審査し、合議体の審判長及びすべての審判官に説明を行う審判官、すなわち主審審判官を指名する。 主審審判官は、合理化された審判を行うために、IPTAB の様々な様式及び登録簿に記入する。ただし、主審審判官が別途指名されない場合、審判長が主審審判官の役割を果たす。 審判長は、主審審判官の役割を果たすか、又は合議体の他のいずれかの審判官を主審審判官として指名することができ、主審審判官は、審決の準備等、審判に関する実体的な事項を処理する。 （審判便覧第 11 部第 4 章）	ために合議体の審査結果を主任委員又は副主任委員に提出する必要があるかを決定する。 主審員は事件の審査全般と包袋の保管、審査通知と審査決定の起草、合議体と当事者との事務連絡、及び一部無効化が決定された場合の特許文書の公開準備に対する責任を担う。 参審員は審査に参加して、グループ長及び主審員を補佐する。	
3.2.2. 5 人の審判官から成る合議体	○ 5 人の審判官から成る合議体は、特許審判院長又は上級主席判事、及び審判長又は特許審判院長により指名された 4 人の審判官で構成されている。 5 人の審判官から成る合議体の審判長は特許審判院長又は上級審判長で、審判手続きを合理化するために、主審審判官を別途指名することができる。原則的に、主審審判官は、当該審判の主審審判官として指名された人物である。5 人の審判官から成る合議体における審判手続き及	○ 以下の事件については、5 人合議体を結成しなければならない。 (1) 国内又は国外で重大な影響が生じる事件 (2) 重要な法的難問に関連している事件 (3) 重大な経済的利益に関わる事件 5 人合議体を結成する必要がある場合、主任委員又はいずれかの副主任委員の決定により、又は承認を求めるために所定の手続きに従って関係復審部の長若しくは合議体メンバーか	合議体の 5 人制の対象事件は以下の通り。 (1) 審判長が合議体の編成を 5 人にする必要があると認めた事件（法律的又は技術的な判断において重要であり、かつ、社会的影響の大なる事件） (2) 再審請求事件 (3) その他、審判部長が必要であると判断した事件

項目	韓国	中国	日本
	びその他の協議事項は、3 人の審判官から成る合議体の審判手続き及び協議事項に従う。 5 人の審判官から成る合議体による審問の対象となる事件は次の通りである。 ① 判例に従うことが不適切な事件又は先の決定を修正する必要がある事件 ② 重要な法的及び技術的な判断を含み、社会に大きな影響を与える事件 ③ ;裁判所により破棄され、重要性が非常に高い事件 ④ 多数の審判に共通して関係し、各審判部の見解が矛盾するために見解の全体的な調整が必要な事件 ⑤ 3 人の審判官から成る合議体による協議では決定されない事件 ⑥ 商標は同一であるが、指定された製品が異なるために審判事件の主席審査官が異なり、当該審判事件の進め方に関する協議の事前調整がまだ行われていない事件。 ⑦ 同じ産業財産権について主席審査官が異なる複数の審判手続きが行われ、事件を 1 人の審判官に再割り当てするかどうかの協議がまだ行われていない事件。 ⑧ 争点が複雑で審決までに長時間を要する可能性がある事件。 ⑨ 特許審判院長が必要と見なすその他の事件 (審判便覧第 11 部第 4 章) ○ 事件を 5 人の審判官から成る合議体で審決するかどうかを決定する手続きは次の通りである。 ① 各審判部の審判長又は審判官が事件を担当しており、その事件が 5 人の審判官から成る合議体で審査される場合、その審判部に割り当てられた事件の中で、5 人の審判官から成る合議体が審問を行う事件を選択	ら主任委員又は副主任委員に提出された提案に基づいて、結成することができる。 5 人の審判官から成る合議体で審査される事件について、当該合議体の結成前に口頭審理が行われていない場合は、それを行うものとする。	

項目	韓国	中国	日本
	し、毎月 15 日までに特許審判院長に報告する（審判部の設置と運営に関する規定の第 14 条第 1 項）。 ② 特許審判院長は報告を受けると、5 人の審判官から成る合議体に事件を審問させるかどうかを決定する。 (審判便覧第 11 部第 4 章)		
4. 審判官の除斥等			
4.1. 関連法			
	○ 韓国特許法第 148 条（審判官の除斥） 審判官は、次の各号のいずれかに該当する場合、審判におけるその職務の執行から除斥される。 1. 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者若しくは参加人である場合 2. 審判官が事件の当事者若しくは参加人の親族であるか又は過去に親族であった場合 3. 審判官が事件の当事者若しくは参加人の法定代理人であるか又は過去に法定代理人であった場合 4. 審判官が事件について証人若しくは鑑定人となった場合又は過去に証人若しくは鑑定人であった場合 5. 審判官が事件について当事者若しくは参加人の代理人である場合又は過去に当事者若しくは参加人の代理人であった場合 6. 審判官が審査官又は審判官として特許付与の査定若しくは事件に関する審決に関与した場合 7. 審判官が事件について直接の利害関係を有する場合 ○ 韓国特許法第 149 条（除斥の請求） 第 148 条に規定する除斥の原因があるときは、当事者又は参加人は、審判官の除斥を請求することができる。	○ 専利法実施細則第 37 条。予備審査、実体審査、再審及び無効化の手続きにおいて、審査及び審問を行う者は、以下のいずれかに該当する場合、自発的に又は当事者若しくはその他の利害関係者の要求に基づいて、その職務の執行から除斥される。 (1) 当事者又はその代理人の近親者である場合 (2) 特許出願又は特許権と利害関係を有する場合 (3) 当事者又はその代理人と、公正な審査及び審問に影響する可能性があるその他の関係を有する場合 (4) 専利復審委員会のメンバーで、同一の出願に関与していた場合	○ 特許法 第 139 条（審判官の除斥） 審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは その職務の執行から除斥される。 一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者若しくは参加人であるとき又はあつたとき。 二 審判官が事件の当事者若しくは参加人の 4 親等内の血族、3 親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき又はあつたとき。 三 審判官が事件の当事者又は参加人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。 四 審判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。 五 審判官が事件について当事者若しくは参加人の代理人であるとき又はあつたとき。 六 審判官が事件について不服を申し立てられた査定に審査官として関与したとき。 七 審判官が事件について直接の利害関係を有するとき。 ○ 特許法 第 140 条 前条に規定する除斥の原因があるときは、当事者又は参加人は、除斥の申立をすることができる。 ○ 特許法 第 141 条（審判官の忌避） 審判官について審判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者又は参加人は、これを忌避することができる。 2 当事者又は参加人は、事件について審判官に対し書面又は口頭をもつて陳述をした後は、審判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

項目	韓国	中国	日本
	韓国特許法第 150 条（審判官の忌避）（1）審判官に審判の公正を妨げる事情があるときは、当事者又は参加人は、当該審判官を忌避することができる。 （2）当事者又は参加人は、事件について審判官に対し書面又は口頭をもって陳述をした後は、審判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを当事者又は参加人が知らなかった場合、又は忌避の原因がその後に生じた場合はこの限りではない。 韓国特許法第 151 条（除斥又は忌避の原因の疎明）（1）第 149 条及び第 150 条に規定する除斥又は忌避の申立を行う者は、その原因を記載した書面を特許審判院長に提出しなければならない。ただし、口頭審理においては、口頭をもってすることができる。 （2）除斥又は忌避の原因は、前項の申立をした日から 3 日以内に疎明しなければならない。 韓国特許法第 152 条（除斥又は忌避の申立についての決定）（1）除斥又は忌避の申立に関する決定は、審判により行う。 （2）除斥又は忌避の申立の対象となった審判官は、当該請求の審判に関与することができない。ただし、当該審判官は、自身の意見を述べることができる。 （3）第 1 項の決定は書面をもって行い、かつ理由を付さなければならない。 （4）第 1 項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。 ○ 韓国特許法第 153 条（審判手続きの中止） 除斥又は忌避の申立があった場合、その申立に関する決定があるまで審判手続きを中止しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。 ○ 韓国特許法第 153 条の 2（審判官の回避） 審判官は、第 148 条又は第 150 条に該当する場合、		○ 特許法 第 142 条（除斥又は忌避の申立の方式） 除斥又は忌避の申立をする者は、その原因を記載した書面の特許庁長官に提出しなければならない。ただし、口頭審理においては、口頭をもってすることができる。 2 除斥又は忌避の原因は、前項の申立をした日から 3 日以内に疎明しなければならない。前条第 2 項ただし書の事実も、同様とする。 ○ 特許法 第 143 条（除斥又は忌避の申立についての決定） 除斥又は忌避の申立があつたときは、その申立に係る審判官以外の審判官が審判により決定をする。ただし、その申立に係る審判官は、意見を述べることができる。 2 前項の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を附さなければならない。 3 第 1 項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。 ○ 特許法 第 144 条 除斥又は忌避の申立があつたときは、その申立についての決定があるまで審判手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

項目	韓国	中国	日本
	特許審判院長の許可を得て、当該事件に関する審判手続きを回避することができる。		
4.2. 関連ガイドライン			
	○ 審判の公正を維持するために、審査官は、担当する特定の事件と個人的かつ重要な関係を持つ場合、審判への参加資格をはく奪される。これを審判官の除斥、忌避、及び回避という。 特許審判院長は、審判ごとに審判官を指名すること（韓国特許法第 144 条第 1 項）、及び審判官が審判に参加できない場合、特許審判院長は別の審判官を審判に参加させることができること（韓国特許法第 144 条第 2 項）が規定されている。したがって、審判の公正を維持するために、審判官は、事件と特別な関係にある場合、当該事件で職務を履行することを控える必要がある（韓国特許法第 148 条から第 153 条）。 除斥とは、一定の原因に基づき法律上当然に職務の執行から除外されることを意味する。忌避は、公正を妨げるべき事情があり、当事者から忌避の申立てがあった場合に、職務の執行から除外されることを意味する。除斥及び忌避のほか、審判官が自発的に職務執行を辞退できる回避という措置もある。 審判官が法令で規定された原因に該当する場合、除斥することができる。また、審判手続きが妨げられる場合があるという理由で忌避の申立が認められた場合は審判官を回避することができる。 除斥又は忌避が請求された場合、特許審判院長は、当該請求に関係のある審判官以外の審判官を指名して事件を処理させる。 （審判便覧第 4 部第 2 章第 1 節） ○ 除斥の原因は、韓国特許法第 148 条で次のように規定されている。 a. 審判官又はその配偶者若しくは過去に配偶者であった者が、事件の当事者又は参加人である場	○ 再審事件又は無効化事件の合議体メンバーが第 37 条に規定された状況のいずれかに該当する場合、当該メンバーは、審査を辞退しなければならない。当該メンバーが辞退しない場合、当事者は、当該メンバーの除斥を申し立てることができる。 主任委員又は副主任委員の近親者は、当該主任委員又は副主任委員の在任期間中、再審事件又は無効化事件で当事者の代理を務めることはできない。 復審部の長の近親者は、復審部の長の在任期間中、再審事件又は無効化事件で当事者の代理を務めることはできない。 上記にいう近親者とは、配偶者、親、子、兄弟姉妹、祖父母、孫、及び扶養関係にあるその他の親族を意味する。 主任委員又は副主任委員は辞職後 3 年以内、他の専利復審委員会のメンバーは辞職後 2 年以内に再審事件又は無効化事件で当事者の代理を務めることはできない。 当事者は、合議体のメンバーの除斥を申し立てる場合、又は任命された代理人が上記の状況に該当すると考える場合、忌避を書面で申し立て、その理由を説明し、必要に応じて証拠を添付する。 当事者が申し立てた忌避については、専利復審委員会が決定し、申し立てた当事者に書面で通知する。	○ 審判官及び審判書記官については、各審判事件につき特許庁長官がこれを指定する旨を規定（特 § 137）してあり、更に審判官及び審判書記官に審判に関与することに故障がある者があるときは、その指定を解いて他の審判官をもってこれを補充する旨規定（特 § 137②）してあるが、審判の公正を確保するため審判官が具体的事件と特殊な関係がある場合は、その事件について職務執行ができないようにすることが必要とされる。これが除斥、忌避（特 § 139～ § 144 の 2）の制度である。 除斥は、一定の原因に基づき法律上当然に職務の執行から除外されることであり、忌避は、公正を妨げるべき事情があり、当事者などからその職務執行の排除の申立てがあった場合に職務の執行から除外されることである。 除斥、忌避のほか、制度としてではなく行政的運営の面から審判官が自発的に職務執行から身を退くこと、すなわち回避という措置も配慮されるべきである（裁判手続上は回避の手続もあるが、ここではこれと区別して考えている。）。 除斥の原因、申立ての方式、時期などは次のとおりである。 （1）除斥原因として特 § 139 一～七には、次のような事項が規定されている。 a. 審判官又は審判書記官、あるいはその配偶者と審判請求関係人との一致関係（一号） b. 審判官又は審判書記官と審判請求関係人との親戚関係（二号） c. 審判官又は審判書記官と審判請求関係人との法定代理、後見監督、保佐関係（三号） d. 審判官又は審判書記官と証人又は鑑定人との関係（四号） e. 審判官又は審判書記官と審判請求関係人の代理人との一致関係（五号） f. 審判官と前審関与との関係（六号） g. 審判官又は審判書記官と事件との直接の利害関係（七号） ここに直接の利害関係とは、法律上の利害関係をいい、経済上の

項目	韓国	中国	日本
	合 b. 審判官が、事件の当事者若しくは参加人の親族であるか、又は過去に親族であった場合 c. 審判官が、事件の当事者若しくは参加人の法廷代理人であるか、又は過去に親族であった場合 d. 審判官が、事件に対して証人若しくは鑑定人であるか、又は過去に鑑定人であった場合 e. 審判官が、事件の当事者若しくは参加人の代理人であるか、又は過去に代理人であった場合 f. ;審判官が、審査官又は審判官として、特許可否決定又は審決に関与したことがある場合 g. 審判官が、事件と直接の利害関係を有している場合。ここで、「直接の」利害関係とは、法律上の利害関係をいい、経済上の利害関係は含まれない。法律上の利害関係には、次のような場合がある。 0 審判官が、事件の争点となっている権利の先取得特権者である場合 0 審判官が、事件の争点となっている権利の質権者である場合 0 審判官が、事件の争点となっている権利の実施権者である場合 0 審判官が、事件の争点となっている権利について別の債務のために自身の財産を担保としている場合 ※ 除斥の原因として挙げられている第 g 項の例として、特許を付与したか、又は特許出願の拒絶査定通知を発行した審判官が、当該特許出願の無効化審判又はその拒絶査定に対する不服申立の審判官としても参加する事件、及び最初の審決に関わった審判官が、当該審決が破棄された後に再開された審判に再び参加した事件等がある。 (審判便覧第 4 部第 2 章第 2 節) ○ 除斥の原因があるにもかかわらず、審判官が事		利害関係を含まない。なお法律上の利害関係には、次のような例があげられる。 (a) 審判官又は審判書記官が、事件の争いの対象となっている権利の先取特権者であるとき (b) 審判官又は審判書記官が、事件の争いの対象となっている権利の質権者であるとき (c) 審判官又は審判書記官が、事件の争いの対象となっている権利の実施権者であるとき (d) 審判官又は審判書記官が、事件の争いの対象となっている権利の物上保証人であるとき (2) 除斥の申立て (特 § 140、特施則 § 48 の 2) 除斥の原因があるにもかかわらず、審判官又は審判書記官が事件に関与するときは、当事者などは、除斥の申立てをすることができる。 a 申立人 除斥の申立てをすることができる者は当事者、参加人 (特 § 140) である。なお、商標登録異議申立人も申立てをすることができる。 なお、他の審判官なども、除斥原因のあることについて審判部長に意見を述べることができる。 b 申立ての方式 (特 § 142) 申立てが書面によると、口頭 (→ 7) によるとを問わず、審判事件、除斥しようとする審判官又は審判書記官の氏名及び除斥原因 (特 § 139 の該当号を示す。) を明らかにすることが必要である。 ただし、口頭による申立てが認められるのは口頭審理の場合のみである。 c 申立ての時期 除斥の申立ては審決に至るまでできる。 (注) 1 審決の確定までの間では、訴えの原因とすることができる。 2 審決の確定後は再審の事由とすることができる (特 § 171、民訴

項目	韓国	中国	日本
	件に関与するときは、当事者は除斥を請求することができる。 除斥を請求できる者は、当事者又は参加人である（韓国特許法第 149 条）。 請求が書面又は口頭のいずれによるかを問わず、審判事件、除斥しようとする審判官の氏名、及び除斥の原因（韓国特許法の第 148 条の当該番号を示す）を明らかにすることが必要である。ただし、口頭による請求は、口頭審理の場合にのみ認められる（韓国特許法第 151 条第 1 項）。 除斥の請求は、審決に至るまでに行うことができる。 審決に至ってから当該審決が最終的に確定するまでの間、当事者又は参加人は、除斥の原因を、高等裁判所への控訴又は訴訟の理由として使用することができる。さらに、除斥は、審決が最終的に確定した後は、再審の理由にすることもできる（韓国特許法第 78 条及び韓国民事訴訟法第 451 条）。 （審判便覧第 4 部第 2 章第 2 節） ○ 忌避の原因は、「審判官の参加が審判手続きの公正を妨げる事情がある場合」と規定されているが、これは、排斥の原因とまではいえないが、当事者が審判官の審理の不公正を懸念するだけの客観的かつ合理的な理由を意味する。ただし、次のような場合、審判官の忌避が問題となる可能性がある。 ① 審判官が、事件の当事者の親友である場合 ② 審判官が、事件の当事者と仇敵関係にある場合 ③ 審判官が、事件について、経済的な特別の利害関係有している場合 ④ 審判官が、事件について、私的な鑑定書を提出したことがある場合		§ 328、同 § 339。 （審判便覧 59-01 章 1.-4.） ○ 忌避の原因、申立ての方式、時期などはおおむね次のとおりである。 (1) 忌避原因（特 § 141） 忌避原因は、審判官につき、審判の公正を妨げるべき事情のあるときと規定されているが、これは、当事者がその審判官の審理又は審判書記官の事務の不公正を懸念するだけの客観的合理的理由を意味し、除斥の原因とまではいえないが、次のような場合が問題となるであろう。 - a 審判官又は審判書記官が、事件の当事者と親友であるとき - b 審判官又は審判書記官が、事件の当事者と仇敵関係にあるとき - c 審判官又は審判書記官が、事件について、経済的な特別の利害関係をもっているとき - d 審判官又は審判書記官が、事件について、私的な鑑定書を提出したことがあるとき - e 審判官又は審判書記官が、当事者と内縁、婚約関係にあるとき (2) 忌避の申立て（特 § 142） - a 申立人 忌避の申立てをすることができる者は当事者、参加人（特 § 141）である。なお、商標登録異議申立人も申立てをすることができる（→ 4 (2) a）。 - b 申立ての方式 申立てが書面によると口頭（→ 8）によるとを問わず、審判事件、忌避しようとする審判官又は審判書記官の氏名及び忌避原因を明らかにすることが必要である。ただし、口頭による申立てが認められるのは口頭審理の場合のみである。 - c 申立ての時期 事件について書面又は口頭をもって陳述をした後は申し立てられない。 ただし、忌避の原因のあることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、陳述をした後でも申し立てること

項目	韓国	中国	日本
	⑤ 審判官が、当事者と内縁関係又は婚約関係にある場合 (審判便覧第4部第2章第3節) ○ 審判官の回避は、審判官が、除斥又は忌避の原因を自ら認め、審判手続きを自発的に回避することを意味する(韓国特許法第153条の2)。 回避に関する規定は、2001年2月3日に新たに定められた。 (審判便覧第4部第3章)		ができる(特§141②)。 この陳述とは口頭審理によった場合は、当事者又は参加人が一定の申立てをしたときは、まだ理由について陳述をしていなくとも陳述があったものといえることができる。 (審判便覧 59-01 章 5.) ○ 回避について 当事者などから除斥又は忌避の申立てがなされることを事前に防止し、かつ、審判の公正を期する趣旨から、必要と認められる場合は、いつでも回避の申出を審判官又は審判書記官が自らすべきであると考えられる。 (審判便覧 59-01 章 6.) ○ 審判官の除斥、忌避事件を審理すべき審判は、その申立てに係る審判官以外の審判官、又は、その申立てに係る審判書記官以外の審判書記官が指定される(特§143①、§144の2⑤)。 除斥及び忌避の申立権の濫用とその対策として、審判手続を遅延させる目的のみをもってされていることの明白な除斥(忌避)の申立てについては、申立ての対象となっている審判官も加わって、それは申立権の濫用であるとして却下の決定をすることができる。 (ただし、) この(却下の)決定は、かりそめにも両制度の生命である公正の保障を失うことがないように特別に慎重にされなければならない。 (審判便覧 59-01 章 8.-9.)

第II章 拒絶査定不服審判手続きの対比表

項目	韓国	中国	日本
1. 関連法			
1.1. 審判請求関連の法令			
	○ 韓国特許法第 132 条の 3（特許出願拒絶査定等に対する不服申立） 特許出願拒絶査定又は特許権の期間延長登録申請の拒絶査定を受け取った者が当該査定に異議がある場合、その査定の謄本の送達を受けた日から 30 日以内に審判を請求することができる。	○ 専利法第 41 条。 国务院専利行政部門は専利復審委員会を設置する。特許出願者は国务院専利行政部門の出願の拒絶査定に対して不服である場合、通知を受けた日から 3 月以内に、専利復審委員会に再審を請求することができる。専利復審委員会は再審後に決定を下し、その内容を特許出願者に通知する。 特許出願者は専利復審委員会の決定に対して不服である場合、通知を受けた日から 3 月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。	○ 特許法 第 121 条（拒絶査定不服審判） 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から 3 月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。
1.2. 審判方式関連の法令			
	○ 韓国特許法第 140 条の 2（特許出願拒絶査定に対する審判請求の方式） (1) 第 140 条第 1 項の規定にかかわらず、第 132 条の 3 に従って特許出願拒絶査定に対する不服申立を行おうとする者は、次の各号の事項を記載した請求書を特許審判院長に提出しなければならない。 1. 請求人の氏名及び住所（請求人が法人の場合は、その名称及び事業所の所在地） 1-2. 代理人がいる場合、その代理人の氏名及び住所又は事業所の所在地（代理人が特許法人の場合は、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名） 2. 出願日及び出願番号 3. 発明の名称 4. 査定日 5. 審判事件の表示 6. 請求の趣旨及びその理由 (2) 第 1 項に従って提出された審判請求書を補正する場合、その要旨を変更することはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。 1. 第 1 項第 1 号に従って請求人の記載を正しくするために補正する場合（請求人を追加することを含む）	○ 専利法実施細則第 60 条。 出願人は、専利法第 41 条の規定に基づいて専利復審委員会に再審を請求する場合、再審請求書を提出して、理由を説明し、必要に応じて裏付け文書を添付しなければならない。 再審請求が専利法第 19 条第 1 項又は第 41 条第 1 項の規定に準拠しない場合、専利復審委員会はそれを受理せず、書面をもって再審請求者に通知すると同時に理由を説明する。 再審請求書が規定の様式に準拠しない場合、再審請求人は専利復審委員会の指定する期限内に補正しなければならない。請求人が期限内に補正しない場合、当該再審請求は提出されなかったものとみなされる。	○ 特許法 第 131 条（審判請求の方式） 審判を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。 - 一 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所 - 二 審判事件の表示 - 三 請求の趣旨及びその理由 ○ 特許法施行規則 第 46 条（審判の請求書の様式） 拒絶査定不服審判の請求書は様式第 61 の 2 により、それ以外の審判の請求書は様式第 62 により作成しなければならない。 ○ 特許法 第 131 条の 2（審判請求書の補正） 前条第 1 項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、当該補正が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 - 一 特許無効審判以外の審判を請求する場合における前条第 1 項第 3 号に掲げる請求の理由についてされるとき。 - 二 次項の規定による審判長の許可があつたものであるとき。 - 三 第 133 条第 1 項（第 134 条の 2 第 9 項において準用する場合を含む。）の規定により、当該請求書について補正をすべきことを命じられた場合において、当該命じら

項目	韓国	中国	日本
	2. 第 1 項第 6 号に従って請求の理由を補正する場合 韓国特許法第 141 条（審判請求の拒絶） (1) 次の各号のいずれかに該当する場合、審判長は、所定の期限内に補正を提出するように命令する。 1. 審判請求が第 140 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項、又は第 140 条の 2 第 1 項に準拠しない場合 2. 審判に関する手続きが次のいずれかに該当する場合 (a) 第 3 条第 1 項又は第 6 項に準拠しない場合 (b) 第 82 条に従って支払う必要のある手数料が支払われていない場合 (c) 本法又は本法に基づく命令で定められた方式に準拠していない場合 (2) 第 1 項に基づいて補正の提出命令を受けた者が期限内に提出しない場合、審判長は、決定により審判請求を拒絶する。 (3) 第 2 項に基づく審判請求の拒絶決定は書面で行い、拒絶理由を記載する。 ○ 韓国特許法第 142 条（補正できない欠陥を含む審判請求の審決却下） 補正では修正できない不適法な欠陥が審判請求に含まれる場合、被請求人が答弁書を提出する機会を与えることなく、審決によりその請求を却下することができる。		れた事項についてされるとき。 ○ 特許法 第 133 条（方式に違反した場合の決定による却下） 審判長は、請求書が第 131 条の規定に違反しているときは、請求人に対し、相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じなければならない。 2 審判長は、前項に規定する場合を除き、審判事件に係る手続について、次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、その補正をすべきことを命ずることができる。 一 手続が第 7 条第 1 項から第 3 項まで又は第 9 条の規定に違反しているとき。 二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。 三 手続について第 195 条第 1 項又は第 2 項の規定により納付すべき手数料を納付しないとき。 3 審判長は、前 2 項の規定により、審判事件に係る手続について、その補正をすべきことを命じた者がこれらの規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又はその補正が第 131 条の 2 第 1 項の規定に違反するときは、決定をもつてその手続を却下することができる。 4 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。 ○ 特許法 第 133 条の 2（不適法な手続の却下） 審判長は、審判事件に係る手続（審判の請求を除く。）において、不適法な手続であつてその補正をすることができないものについては、決定をもつてその手続を却下することができる。 2 前項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明書を提出する機会を与えなければならない。 3 第 1 項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。 ○ 特許法 第 135 条（不適法な審判請求の審決による却下） 不適法な審判の請求であつて、その補正をすることができないものについては、被請求人に答弁書を提出する機

項目	韓国	中国	日本
			会を与えないで、審決をもつてこれを却下することができる。
1.3. 前置審査関連の法令			
	※ 以下の規定は、2009 年 6 月 30 日以前に提出された出願に適用される。 ○ 韓国特許法第 173 条（前置審査） (1)第 62 条に基づく特許出願の拒絶査定を受けた者が第 132 条の 3 に基づいて審判を請求し、請求の 30 日以内に、請求の対象となる出願に添付された明細書または図面を補正する場合、特許審判院長は、審判手続きを継続する前に特許庁長官にその旨を通知する。 (2)特許庁長官は、第 1 項に規定する通知を受けた場合、審査官に対して、請求の対象となる出願の再審を命じる。 ○ 韓国特許法第 174 条（前置審査に対する審査規定の準用） (1).第 51 条（補正却下）、第 57 条第 2 項（審査官による審査）、第 78 条（審査又は訴訟手続きの中止）及び第 148 条第 1 号から第 5 号並びに第 7 号（審判官の除斥）は、第 173 条に基づく前置審査に準用する。この場合、第 51 条第 1 項の「第 47 条第 1 項第 2 号」は「第 47 条第 1 項第 2 号又は第 3 号」と解釈され、「補正」は「補正（第 47 条第 2 項の規定に基づいて、第 132 条の 3 に基づく特許出願の拒絶査定に対する不服申立請求以前に提出される補正を除く）」と解釈される。 (2) 第 47 条第 1 項第 1 号（特許出願の補正）及び第 63 条（拒絶理由通知）は、拒絶理由が、審判請求に関係する特許出願に対する審査官の拒絶査定の理由とは異なると判断された場合に、第 173 条の規定に基づく前置審査に準用する。この場合、第 63 条の「第 47 条第 1 項第 2 号に基づく」は「第 47 条第 1 項第 2 号又は第 3 号（第 47 条第 2 項の規定に基づく場合、第 132 条の 3 に基づく特許出願の拒絶査定に対する不服申立請求以前に提出されたものを除く）」と解釈される。 (3)第 66 条（特許決定）及び第 67 条（特許可否決定の方式）は、審判請求に利点があるとみなされる場合に、第 173 条の規定に基づく前置審査に準用する。	○ 専利法実施細則第 62 条。専利複審委員会は受理した再審請求書を国務院専利行政部門の元の審査部門に回して審査させなければならない。元の審査部門が再審請求人の請求に基づいて原査定の取消に同意する場合、専利複審委員会はこれに基づいて決定を行い、再審請求人に通知しなければならない。	○ 特許法 第 162 条 特許庁長官は、拒絶査定不服審判の請求があつた場合において、その請求と同時にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があつたときは、審査官にその請求を審査させなければならない。 ○ 特許法 第 163 条 第 48 条、第 53 条及び第 54 条の規定は、前条の規定による審査に準用する。この場合において、第 53 条第 1 項中「第 17 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 17 条の 2 第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第 1 号又は第 3 号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く。）が」と読み替えるものとする。 2 第 50 条及び第 50 条の 2 の規定は、前条の規定による審査において審判の請求に係る査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。この場合において、第 50 条ただし書中「第 17 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる場合（同項第 1 号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限る。）」とあるのは、「第 17 条の 2 第 1 項第 1 号（拒絶の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限るものとし、拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。）、第 3 号（拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。）又は第 4 号に掲げる場合」と読み替えるものとする。 3 第 51 条及び第 52 条の規定は、前条の規定による審査において審判の請求を理由があるとする場合に準用する。 ○ 特許法 第 164 条 審査官は、第 162 条の規定による審査において特許をすべき旨の査定をするときは、審判の請求に係る拒絶をすべき旨の査定を取り消さなければならない。 2 審査官は、前項に規定する場合を除き、前条第 1 項において準用する第 53 条第 1 項の規定による却下の決定を

項目	韓国	中国	日本
	○ 韓国特許法第 175 条（前置審査の終了） (1) 拒絶理由が第 173 条第 2 項に基づく再審理で解決される場合、審査官は、特許付与の拒絶理由を破棄し、特許を付与する。この場合、特許付与の拒絶理由に対する不服申立請求は消滅する。 (2) 審査官は、第 173 条第 2 項の規定に基づく再審理の結果として特許付与を決定できない場合、特許出願の拒絶査定を新たに発行せずに、特許庁長官に結果を報告する。特許庁長官は、当該報告を受けた後、特許審判院長にその旨を通知する。		してはならない。 3 審査官は、第 1 項に規定する場合を除き、当該審判の請求について査定をすることなくその審査の結果を特許庁長官に報告しなければならない。
1.4 本案審理関連の法令			
	○ 2009 年 6 月 30 日以前に提出された出願：韓国特許法第 170 条（特許出願の拒絶査定に対する不服申立への審査規定の準用） (1) 第 47 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（特許出願の補正）、第 51 条（補正却下）、第 63 条（拒絶理由通知）及び第 66 条（特許決定）は、特許出願の拒絶査定に対する不服申立に準用する。この場合、第 51 条第 1 項の「第 47 条第 1 項第 2 号」は「第 47 条第 1 項第 2 号又は第 3 号」と解釈され、「補正」は「補正（第 47 条第 2 項の規定に基づいて、第 132 条の 3 に基づく特許出願の拒絶査定に対する不服申立請求以前に提出される補正を除く）」と解釈される。また、第 63 条の「第 47 条第 1 項第 2 号に基づく」は「第 47 条第 1 項第 2 号又は第 3 号（第 47 条第 2 項の規定に基づく場合、第 132 条の 3 に基づく特許出願の拒絶査定に対する不服申立請求以前に提出されたものを除く）」と解釈される。 (2) 第 1 項で準用する第 63 条は、拒絶理由が特許出願の拒絶査定の理由と異なると判断された場合のみ適用する。 ○ 2009 年 7 月 1 日以降に提出された出願：韓国特許法第 170 条（特許出願の拒絶査定に対する不服申立への審査規定の準用） (1) 第 47 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（特許出願の補正）、第 51 条（補正却下）、第 63 条（拒絶理由通知）及び第 66 条（特許決定）は、特許出願の拒絶査定に対する不服申立に準用する。この場合、第 51 条第 1 項の本文の「第 47 条第 1 項第 2 号及び第 3 号」は「第 47	○ 専利法実施細則第 63 条。 専利複審委員会は再審を行った後、再審請求が専利法と本細則の関係規定に準拠していないと考える場合、再審請求人に通知し、指定の期限内に意見を提出するよう要求しなければならない。期限内に回答されない場合、当該再審請求は取り下げられたものとみなされる。再審請求人が意見の陳述又は補正を行った後、専利複審委員会は依然として専利法と本細則の規定に準拠していないと考える場合、原査定を維持する旨の再審決定を行わなければならない。 専利複審委員会は再審を行った後、原査定が専利法と本細則の関係規定に準拠していないと考える場合、又は補正を行った特許出願文書が原査定に指摘された欠陥を克服したと考える場合、原査定を取り消し、元の審査部門で引き続き審査手続きを行うように要請しなければならない。 ○ 専利法実施細則第 64 条。 再審請求人は、専利複審委員会が決定を下すまでに、その再審請求を取り下げることができる。	○ 特許法 第 158 条（拒絶査定不服審判における特則） 審査においてした手続は、拒絶査定不服審判においても、その効力を有する。 ○ 特許法 第 159 条（同前） 第 53 条の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第 53 条第 1 項中「第 17 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 17 条の 2 第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第 1 号又は第 3 号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く。）が」と読み替えるものとする。 2 第 50 条及び第 50 条の 2 の規定は、拒絶査定不服審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。この場合において、第 50 条ただし書中「第 17 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる場合（同項第 1 号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限る。）」とあるのは、「第 17 条の 2 第 1 項第 1 号（拒絶の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限るものとし、拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。）、第 3 号（拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。）又は第 4 号に掲げる場合」と読み替えるものとする。 3 第 51 条及び第 67 条の 3 第 2 項の規定は、拒絶査定不服審判の請求を理由があるとする場合に準用する。

-24-

項目	韓国	中国	日本
	条第 1 項第 2 号」と解釈され、第 51 条第 1 項の本文の「補正」は「補正（第 132 条の 3 に基づく特許出願の拒絶査定に対する不服申立請求以前に提出される補正を除く）」と解釈される。 (2) 第 1 項で準用する第 63 条は、拒絶理由が特許出願の拒絶査定と異なる場合と判断された場合に適用される。 ○ 2009 年 6 月 30 日以前に提出された出願：韓国特許法第 171 条（特許出願の拒絶査定に対する不服申立に関する特則） (1) 第 173 条に基づく特許出願の拒絶査定に対する不服申立の審判官の指名は、第 175 条第 2 項に基づいて通知が送達された場合のみ行われる。 (2) 第 147 条第 1 項及び第 2 項（答弁書の提出）、第 155 条（参加）及び第 156 条（参加の申請）は、特許出願の拒絶査定又は特許存続期間の延長登録の拒絶査定に対する不服申立に適用しない。 ○ 2009 年 7 月 1 日以降に提出された出願：韓国特許法第 170 条（特許出願の拒絶査定に対する不服申立に関する特則） 第 147 条第 1 項及び第 2 項（答弁書の提出）、第 155 条（参加）及び第 156 条（参加の申請）は、特許出願の拒絶査定又は特許期間の延長登録の拒絶査定に対する不服申立に適用しない。 ○ 韓国特許法第 172 条（審査の効力） 以前に審査で踏んだ特許に関する手続きは、特許拒絶査定又は特許権存続期間の延長登録の拒絶査定に対する不服申立でも有効である。 ○ 韓国特許法第 176 条（特許出願の拒絶査定等の取消） (1) 審判官は、第 132 条の 3 に基づく審判請求に十分な根拠があると判断した場合、特許拒絶査定又は特許権存続期間の延長登録の拒絶決定を審決により取り消さなければならない。 (2) 審判で第 1 項により特許拒絶査定又は特許権存続期間の延長登録の拒絶査定を取り消す場合、審査に付する旨を審決することができる。 (3) 第 1 項及び第 2 項の審決において破棄の基礎となった判断は、その事件について審査官を拘束する。		○ 特許法 第 160 条（同前） 拒絶査定不服審判において査定を取り消すときは、さらに審査に付すべき旨の審決をすることができる。 2 前項の審決があつた場合における判断は、その事件について審査官を拘束する。 3 第 1 項の審決をするときは、前条第 3 項の規定は、適用しない。 ○ 特許法 第 161 条（同前） 第 134 条第 1 項から第 3 項まで、第 134 条の 2、第 134 条の 3、第 148 条及び第 149 条の規定は、拒絶査定不服審判には、適用しない。 ○ 特許法 第 156 条（審理の終結の通知） 審判長は、特許無効審判以外の審判においては、事件が審決するのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。 2 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決するのに熟した場合であつて第 164 条の 2 第 1 項の審決の予告をしないとき、又は同項の審決の予告をした場合であつて同条第 2 項の規定により指定した期間内に被請求人が第 134 条の 2 第 1 項の訂正の請求若しくは第 17 条の 4 第 1 項の補正をしないときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。 3 審判長は、必要があるときは、前 2 項の規定による通知をした後であつても、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審理の再開をすることができる。 4 審決は、第 1 項又は第 2 項の規定による通知を発した日から 20 日以内にしなければならない。ただし、事件が複雑であるとき、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 ○ 特許法 第 157 条（審決） 審決があつたときは、審判は、終了する。 2 審決は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行わなければならない。 一 審判の番号 二 当事者及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住

項目	韓国	中国	日本
	○ 韓国特許法第 162 条（審決）（1）審判は、特別な規定がある場合を除いて、審決をもって終結する。 （2）第 1 項の審決は、次の各号の事項を記載した書面をもって行わなければならない、審決をした審判官が記名捺印しなければならない。 1. 審判の番号 2. 当事者及び参加人の氏名と住所（法人の場合は、その名称と事業所の所在地） 2-2. 代理人がいる場合は、その代理人の氏名と住所又は事業所の所在地（代理人が特許法人である場合は、その名称、事務所の所在地及び指定弁理士の氏名） 3. 審判事件の表示 4. 審決の主文（第 138 条に基づく審判事件の場合、通常実施権の範囲、期間及び対価を含む） 5. 審決の理由（請求の趣旨及び請求理由の要旨を含む） 6. 審決の日付 （3）事件が十分に調査され、審決をする程度に成熟したときには、審判長は、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。 （4）必要であると認めれば第 3 項に基づいて審理の終結を通知した後であっても、審判長は必要に応じて、当事者又は参加人の申立によって又は職権で審理を再開することができる。 （5）審決は、第 3 項に基づいて審理終結を通知した日から 20 日以内に行わなければならない。 （6）審判長は、審決又は決定が行われたら、審判長は、その謄本を当事者、参加人、及び審判への参加を申請してその申請が拒否された者に送達しなければならない。		所又は居所 三 審判事件の表示 四 審決の結論及び理由 五 審決の年月日 3 特許庁長官は、審決があつたときは、審決の謄本を当事者、参加人及び審判に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。
1. 5. 明細書又は図面関連の法令			
	韓国特許法第 47 条（特許出願の補正）（1）特許出願人は、第 42 条第 5 項の各号に規定された期間内又は第 66 条に従った特許付与決定の謄本を送達する前までに、特許出願書に添付した明細書又は図面を補正することがで	○ 専利法第 33 条。出願者は、その特許出願を補正することができるが、発明又は実用新案の特許出願の補正は、当初明細書及び請求項に記載した範囲を超えてはならず、意匠の特許出願の補正は、最初の図面又は写真に示され	○ 特許法 第 17 条の 2（願書に添付した明細書，特許請求の範囲又は図面の補正） 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることが

-26-

項目	韓国	中国	日本
	きる。ただし、第 63 条第 1 項に基づく拒絶理由通知（以下、「拒絶理由通知」という）を受けた後には、次の各号に規定された期間にのみ（第 3 号の場合はその時のみ）補正することができる。 1. 出願人が拒絶理由通知（拒絶理由通知後の補正により発生した拒絶理由に関する拒絶理由通知を除く）を初めて受けたか、又は第 2 号でいう拒絶理由通知以外の拒絶理由通知を受けた場合、当該拒絶理由通知後の意見書の提出期間 2. 出願人が拒絶理由通知後の補正により発生した拒絶理由に関する拒絶理由通知を受けた場合は、当該拒絶理由通知後の意見書の提出期間 3. 出願人が第 67 条の 2 に従って再審を請求するとき （2）第 1 項にいう明細書又は図面の補正は、特許出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された事項の範囲内で行うことができる。 （3）第 1 項第 2 号及び第 3 号にいう補正のうち、特許請求の範囲に対する補正は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。 1. 請求項の制限、削除又は追加により特許請求の範囲を減縮する場合 2. 誤った記載を訂正する場合 3. 明瞭でない記載を釈明する場合 4. 第 2 項にいう範囲を超えた補正については、当該補正前の特許請求の範囲に戻すか、又は前記請求の範囲に戻す際に第 1 号から第 3 号までの規定に基づいて特許請求の範囲を補正する場合 （4）特許出願人が第 1 項第 1 号又は第 2 号で指定された期間内に補正を行う場合、各補正手続きにおいて最後の補正以前に行ったすべての補正は取下げられたものとみなされる。	た範囲を超えてはならない。 ○ 専利法実施細則第 61 条。 請求人は、再審を請求するか、又は専利複審委員会の再審通知書に回答する際に、特許出願を補正することができる。ただし、補正は拒絶査定又は再審通知書で指摘された欠陥の克服に限るものとする。 補正後の特許出願は、一式 2 部提出しなければならない。	できる。ただし、第 50 条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。 一 第 50 条（第 159 条第 2 項（第 174 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 163 条第 2 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知（以下この条において「拒絶理由通知」という。）を最初に受けた場合において、第 50 条の規定により指定された期間内にするとき。 二 拒絶理由通知を受けた後第 48 条の 7 の規定による通知を受けた場合において、同条の規定により指定された期間内にするとき。 三 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後に受けた拒絶理由通知に係る第 50 条の規定により指定された期間内にするとき。 四 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求と同時にするとき。 2 第 36 条の 2 第 2 項の外国語書面出願の出願人が、誤訳の訂正を目的として、前項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、その理由を記載した誤訳訂正書を提出しなければならない。 3 第 1 項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（第 36 条の 2 第 2 項の外国語書面出願にあつては、同条第 6 項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第 2 項に規定する外国語書面の翻訳文（誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面）。第 34 条の 2 第 1 項及び第 34 条の 3 第 1 項において同じ。）に記載した事項の範囲内においてしなければならない。 4 前項に規定するもののほか、第 1 項各号に掲げる場合において特許請求の範囲について補正をするときは、その補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項によ

項目	韓国	中国	日本
			り特定される発明とが、第 37 条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。 5 前 2 項に規定するもののほか、第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる場合（同項第 1 号に掲げる場合にあつては、拒絶理由通知と併せて第 50 条の 2 の規定による通知を受けた場合に限る。）において特許請求の範囲についてする補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。 一 第 36 条第 5 項に規定する請求項の削除 二 特許請求の範囲の減縮（第 36 条第 5 項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであつて、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であるものに限る。） 三 誤記の訂正 四 明りようでない記載の釈明（拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る。） 6 第 126 条第 7 項の規定は、前項第 2 号の場合に準用する。
2. 審判請求人			
2.1. 審判請求人			
	○ 審判請求人とは、特許出願の拒絶査定を受けた者である（承継人を含む）（韓国特許法第 132 条の 3）。 （審判便覧第 21 部第 2 章）	○ 拒絶された出願の出願人は、専利復審委員会に再審を請求することができる。再審請求人が、拒絶された出願の出願人ではない場合、当該請求は受理されない。 （専利審査指南第 IV 部第 II 章）	○ 審判請求人は、拒絶をすべき旨の査定を受けた者（承継人を含む）である（特 § 121①） （審判便覧 61-02 章 1.）
2.2. 共同出願			
	○ 特許権の共同権者が共同所有権に関する権利（すなわち共同出願）について審判請求する場合、特許権者全員が共同で請求しなければならない（韓国特許法第 139 条第 3 項）。共同で請求されない審判請求は不適法とみなされ、審決により却下される（韓国特許法第 142	○ 拒絶された出願の出願人が 2 名以上で、出願人全員が再審請求人ではない場合、専利復審委員会は、所定の期限内に補正するように請求人に通知する。欠陥が期限内に補正されない場合、当該再審請求は提出されなかったものとみなされる。	○ 特許を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない（特 § 132③） （審判便覧 61-02 章 1.）

項目	韓国	中国	日本
	条)。 (審判便覧第 21 部第 2 章第 2 節) ○ 2009 年 7 月 1 日以降の審判請求については、共同特許権者のいずれかが審判請求人又は被告人のリストから除外されている場合、及び共同出願人のいずれかが、出願人のリストから除外されている場合、補正を行って、除外されていた者を追加することができる。審査後、審判の共同請求違反が通知される。この除外が補正されなければ、審査を終結して、審判請求を審決により却下することができる。 (審判便覧第 5 部第 4 章第 2 節第 3 項)	(専利審査指南第 IV 部第 II 章)	○ 共同出願人の一部の者がした審判請求の取扱いは以下の通り。 出願から審判請求期間満了までに提出された書類を総合的に観察することによって、実質上共同審判であるとの意思が表示されているか否かを判断し、次のように取り扱うものとする。 a 意思が表示されていると認められた場合 審判請求期間満了までに提出された書面（出願書類も参照。）によって、実質上共同審判であることの意思が表示されているものと認められる場合には、審判長が手続の補正を命じ（特 § 133①）、その瑕疵が補正されない場合には決定をもって却下（特 § 133③）する。 ただし、前置審査を要する事件については、長官名で手続の補正を命じ（特 § 17③）、その瑕疵が補正されない場合には、その手続を却下（特 § 18①）する。 b 表示上から意思があると認められない場合 手続の補正を命じ又は審尋（特 § 134④）を行うことなく、補正できない瑕疵として、審決をもって却下（特 § 135）する。 (審判便覧 22-03 章 3.)
2.3. 審判参加			
	○ 韓国特許法第 63 条の 2（特許出願に関する情報提供） 何人も、特許出願時に、当該特許出願が拒絶理由に該当するために特許を受けることができない旨の情報と証拠を特許庁長官に提出することができる。ただし、第 42 条第 3 項第 2 号（参照情報の説明）、同条第 8 項（請求項の記載要件）及び第 45 条（単一性）に規定される要件に準拠していない場合は、この限りではない。 ○ 発明に関する規定（韓国特許法第 155 条）及び参加要件（韓国特許法第 156 条）は、このような審判に準用されていないため（韓国特許法第 171 条）、特許出願の拒絶査定審判に参加することはできない。ただし、第三者による情報の提供は許可される。 (審判便覧第 21 部第 2 章第 3 節)	○ 専利法実施細則第 48 条。 何人も、発明の特許出願の公開日から特許権の付与の公告日まで、専利法の規定に準拠しない出願について、国务院専利行政部門に意見を提出し、かつその理由を説明することができる。	○ 特許法施行規則 第 13 条の 2（情報の提供） 何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより、特許出願が次の各号のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる。ただし、当該特許出願が特許庁に係属しなくなつたときは、この限りでない。 一 その特許出願（特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願、同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願及び同法第百八十四条の二十四第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて外国語でされたものを除く。）の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が特許法第十七条の二第三項

項目	韓国	中国	日本
			に規定する要件を満たしていないこと。 二 その特許出願に係る発明が特許法第二十九条、第二十九条の二又は第三十九条第一項から第四項までの規定により特許をすることができないものであること。 三 その特許出願が特許法第三十六条第四項又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていないこと。 四 その特許出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が同条第一項の外国語書面に記載した事項の範囲内でないこと。 2 前項の規定による情報の提供は、様式第二十により作成した書面によらなければならない。 3 前項の書面には、第一条第三項の規定にかかわらず、提出者の印を押すことを要しない。 4 第二項の書面には、第一条第三項の規定にかかわらず、提出者の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は法人にあつては代表者の氏名を記載することを省略することができる。 ○ 拒絶査定不服審判については、参加（特 § 148）及び参加の申請（特 § 149）の規定は準用されない（特 § 161）。 （審判便覧 61-02 章 2.）
3. 審判の請求			
3.1. 請求の対象			
	○ 拒絶査定審判の対象は、「特許出願の拒絶査定」である。 （審判便覧第 21 部第 2 章第 1 節）	○ 出願人は、中国国家知識産権局の拒絶査定に不服である場合、専利復審委員会に再審請求を提出することができる。再審請求が中国国家知識産権局の拒絶査定を対象としない場合、受理しないものとする。 （専利審査指南第 IV 部第 II 章）	○ 拒絶査定不服審判の請求の対象は、「拒絶をすべき旨の査定」である（特 § 121）。 （審判便覧 61-01 章 1.）
3.2. 期限			

項目	韓国	中国	日本
3.2.1. 請求期間	○ 韓国特許法第 132 条の 3（特許出願拒絶査定等に対する不服申立） 特許出願拒絶査定又は特許権の期間延長登録申請の拒絶査定を受け取った者が当該査定に異議がある場合、その査定の謄本の送達を受けた日から 30 日以内に審判を請求することができる。	○ 出願人は、中国国家知識産権局の拒絶査定を受けた日から 3 月以内に、専利復審委員会に再審請求を提出することができる。この期限内に提出されない場合、再審請求を受理しないものとする。 （専利審査指南第 IV 部第 II 章） ○ 再審請求が期限内に提出されず、専利復審委員会が受理しない旨の決定を行った後に、請求人が権利の回復請求を提出した場合、権利の回復請求が専利審査指南第 6 条及び第 99 条第 1 項で規定された権利回復に関する条項に準拠していれば、権利は回復され、再審請求は受理される。準拠していない場合、権利を回復することはできない。 （専利審査指南第 IV 部第 II 章） ○ 再審請求が期限内に提出されず、専利復審委員会が受理しない旨の決定を行う前に、請求人が権利の回復請求を提出した場合、専利復審委員会は、当該 2 件の請求をまとめて処理することができる。権利の回復請求が専利審査指南第 6 条及び第 99 条第 1 項で規定された権利回復に関する条項に準拠していれば、再審請求は受理される。準拠していない場合、再審請求は受理されない。 （専利審査指南第 IV 部第 II 章）	○ 特許法 第 121 条（拒絶査定不服審判） 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から 3 月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。
3.2.2. 期間の延長	○ 韓国特許法第 15 条（期間の延長等） 韓国特許庁長官は、請求により又は職権で、1 回のみ審判請求期限を最長 30 日間延長することができる。ただし、交通が不便な地域の住民については、延長する回数を増やしたり、期間をさらに延長したりすることができる。 ○ 審判実務ガイドライン第 21 条（法定期間の延長） 韓国特許庁長官は、特許法第 15 条第 1 項に基づく法定期間の延長請求に応じて、請求期間を 1 回のみ最長 30 日間延長することができる。その場合、延長を請求した者に延長を通知しなければならない。ただし、交通が不便な地域の住民については、特許庁長官は 2 月以内の期間の延長を承認することができる。	○ 適用なし	○ 特許法 第 4 条（期間の延長等） 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第 46 条の 2 第 1 項第 3 号、第 108 条第 1 項、第 121 条第 1 項又は第 173 条第 1 項に規定する期間を延長することができる。 ○ 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で特 § 121①（意 § 68①、商 § 77①）に規定する期間を延長することができるが、特許出願の拒絶査定不服審判についての期間（特 § 121）を除き、原則として延長は行わない。 実際の運用では、特許出願の拒絶査定不服審判についての期間（特 § 121）は、在內者の場合には 期間延長を行わず、在外者の場合にのみ、職権により 1 月を期間延長する。 （審判便覧 61-03 章 1、審判便覧 25-01 参照）

項目	韓国	中国	日本
			○ 手続をする者が在外者である場合には、特 § 4 の規定に基づき職権により延長する期間は 60 日とされ、例外的に、特 § 121①に規定する期間については、延長する期間は 1 月とされる。 (審判便覧 25-01 の章 1. (9) 及び 2. (8))
3. 2. 3. 期間の計算	○ 韓国特許法第 14 条（期間の計算） この法律及びこの法律に基づく命令で定める期間の計算は、次の規定による。 1. 期間の初日は算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まる場合は、この限りではない。 2. 期間を月又は年をもって定めた場合には、暦に従って計算する。 3. 月又は年の初めから期間を起算しない場合には、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年をもって定めた場合に最後の月に相当する日がないときは、期間はその月の末日に満了する。 4. 特許に関する手続きの期間の末日が法定休日（「労働日制定法」で指定された土曜日と就業日を含む）に当たる場合、期間はその日の翌日で満了する。 ○ 30 日の期間が 1 月ではない。期間の初日は算入しないこと（韓国特許法第 14 条）を考慮すると、例えば、文書が 5 月 1 日に送付された場合、審判請求は、5 月 2 日から 5 月 31 日までの間に行わなければならない。5 月 31 日が日曜日であれば、この期間は翌日まで延長される。 (審判便覧第 21 部第 3 章第 4 節)	○ 専利法実施細則第 5 条。 専利法及び本細則に規定する各種の期限の 1 日目は期限に算入しない。期限を年又は月単位で計算する場合、その最終月の相応する日を期限の満了日とする。その月に相応する日がない場合はその月の最終日を期限の満了日とする。期限の満了日が法定休日である場合は、休日後の最初の業務日を期限の満了日とする。 ○ すべての指定期限及び一部の法定期限は、通知又は決定の推定受領日から起算される。例えば、審査官が専利法 37 条の規定に基づいて、出願人による意見陳述又は出願補正について指定される期限（指定期限）は、出願人がオフィスアクションの送達を受けたと推定される日から起算される。また、専利法実施細則 54 条 1 項に規定された出願人による登録手続の実行期限（法定期限）は、出願人が専利権付与通知を受けたと推定される日から起算される。 (専利審査指南第 V 部第 VII 章) ○ 文書の推定受領日とは、中国国家知識産権局が当該文書を発行した日（当該日付は通知又は決定に記載される）から 16 日目をいう。例えば、中国国家知識産権局が 2001 年 7 月 4 日に通知書を発行した場合、推定受領日は 2001 年 7 月 19 日になる。 (専利審査指南第 V 部第 VII 章) ○ 期限の 1 日目（起算日）は期限に算入されない。期限を年又は月単位で計算する場合、その最終月の応当する日を期限の満了日（起算日に応当する日付）とする。その月に相応する日がない場合はその月の最終日を期限の満了日とする。例えば、発明の特許出願日が 1998 年 6 月 1 日である場合、その実体審査請求の期限満了日は 2001 年 6 月 1 日になる。 (専利審査指南第 V 部第 VII 章)	○ 特許法第 3 条（期間の計算） この法律又はこの法律に基づく命令の規定による期間の計算は、次の規定による。 一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。 二 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、暦に従う。月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。 2 特許出願、請求その他特許に関する手続（以下単に「手続」という。）についての期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日に当たるときは、その日の翌日をもつてその期間の末日とする。 ○ 期間延長をした場合の期間計算については以下の通り。特許法第 4 条及び第 5 条の規定による延長期間はもとの期間と一体をなし、合計された一つの期間として手続のできる期間が定まるものであり、特許法第 3 条第 2 項にいう「期間の末日」とは、もとの期間の起算日から計算し合計された一つの期間の末日を指称するものとする。したがって、もとの期間の末日が土曜日、日曜日、国民の祝日等に当たっても、そこに特 § 3 ②の規定が適用されることはない。 (審判便覧 25-02 参照)

項目	韓国	中国	日本
		○ また、例えば、中国国家知識産権局が 2008 年 6 月 6 日にオフィスアクションを送付し、この通知の指定期限が 2 月である場合、その推定受領日は 2008 年 6 月 21 日になり（法定休日の場合は延長できない）、期限満了日は 2008 年 8 月 21 日になる。さらに、例えば、中国国家知識産権局が 1999 年 12 月 16 日に通知を送付した場合は、推定受領日が 1999 年 12 月 31 日になり、この通知の指定期限が 2 月であれば、期限満了日は 2000 年 2 月 29 日になる。 （専利審査指南第 V 部第 VII 章） ○ 期限の満了日が法定休日又は週休振替休日である場合、当該法定休日又は振替休日後の最初の業務日を期限満了日とする。最初の業務日が週休日である場合、期限満了日を月曜日まで延長する。法定休日には、国務院が公布した「全国年間祝日及び記念日休日弁法」の第 2 条に規定された全国民の祝日と、「国務院による従業員の就労時間についての規定」の第 7 条第 1 項に規定された週休日が含まれる。 （専利審査指南第 V 部第 VII 章）	
3. 3. 審判請求書			
3. 3. 1. 請求の趣旨	○ 請求の趣旨は、請求人が求める審決の内容を説明し、請求の対象として特許出願を指定する。 「請求の趣旨」欄には、通常、「原査定を取り消し、韓国特許出願第 00000 号を付与する」というように記載する。 （審判便覧第 21 部第 4 章第 2 節）		○ 請求の趣旨とは、請求人がどのような審決を求めるかの要求であり、請求の対象である特許出願が特定されていなければならない。 「請求の趣旨」の欄には、通常は、「特願 2 0 X X－〇〇〇〇〇〇号について行われた拒絶をすべき旨の査定を取り消す。本願は特許すべきものである、との審決を求める。」のように表示する。 （審判便覧 61-04 章 1.）
3. 3. 2. 請求の理由	○ 請求の理由については、請求の趣旨に従って拒絶査定 of 取消理由を説明する。 (1) 請求の理由で、特許出願を前置審査の対象とする理由	○ 専利法実施細則第 60 条第 1 項。請求人は、再審請求書を提出して、理由を説明し、必要に応じて関連の証拠を添付しなければならない。	○ a 請求の理由には、請求の趣旨に対応して拒絶査定を取り消すべき理由を表示する。 b 「請求の理由」の欄には、まず、拒絶査定までの経緯及

項目	韓国	中国	日本
	について説明されていない審判請求の場合、再審の結果として原査定が維持されると、請求の理由を所定の期間内に補正するように要求される（韓国特許法第 140 条の 2 第 1 項及び第 3 項）。 (2) 「請求の理由」欄では、最初に特許出願の拒絶査定の経過と特許出願の拒絶査定の理由を要約した後、特許出願の拒絶査定を取り消す理由を具体的かつ明瞭に説明しなければならない。 (3) 審判請求時に明細書又は図面の補正を行う場合、審判請求時に補正する明細書又は図面に基づいて、特許出願の拒絶査定を取り消す理由を説明しなければならない。 (4) 特許出願の審査中に行った補正の却下に対して不服申立を行い、明細書又は図面の補正を行わずに審判を請求する場合、補正の却下に対する不服申立の趣旨と補正の却下の取消理由を説明し、補正の却下前の明細書又は図面に基づいて、特許出願の拒絶査定の取消理由を説明しなければならない。 (5) 特許出願の審査中に行った補正の却下に対して不服申立を行い、審判請求時にも明細書又は図面の補正を行う場合、審判請求時に補正した明細書又は図面に基づいて特許出願の拒絶査定の理由を説明しなければならない。 （審判便覧第 21 部第 4 章第 3 節） ○ 韓国特許法第 140 条第 1 項第 3 号及び韓国特許法第 140 条の 2 第 1 項第 6 号に従って、審判請求の理由の記載は必須である。 審判請求の理由は、前置審査及び審判での審理において、請求人の主張を明確に把握する上で重要であることから、審判請求時において審判請求の理由を具体的な内容をもって明確に記載する必要がある。 「請求の理由」欄に具体的な理由が記載されていない場合には、特許法第 141 条第 1 項第 1 号の規定により請求の理由の補正が命じられる。 ただし、前置審査の場合（2009 年 6 月 30 日以前に提出された出願）、補正は、前置審査の終結後に審判長の名前で命じられる。	専利法実施細則第 60 条第 3 項。再審請求書は既定の様式に準拠しなければならない。再審請求が既定の様式に準拠しない場合、専利複審委員会は、指定する期限内に補正するように請求人に通知する。期限内に補正されないか、又は 2 回の補正後も欠陥が克服されなかった場合、当該再審請求は提出されなかったものとみなされる。	び拒絶査定の理由の要点を記載し、ついで、拒絶査定を取り消すべき理由を具体的かつ明確に記載する。 c 審判請求時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正を行う場合は、当該補正がされた明細書、特許請求の範囲及び図面に基づいて、拒絶査定を取り消すべき理由を記載する。 d 特許出願について、審査において行われた補正却下の決定について不服を申し立てる場合、審判請求時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正を行わないときは、補正却下の決定に不服である旨及び補正却下の決定を取り消すべき理由を記載し、当該補正がされた明細書、特許請求の範囲及び図面に基づいて、拒絶査定を取り消すべき理由を記載する。 e 特許出願について、審査において行われた補正却下の決定について不服を申し立て、かつ審判請求時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正を行う場合は、審判請求時の補正がされた明細書、特許請求の範囲及び図面に基づいて、拒絶査定を取り消すべき理由を記載する。なお、審判請求時の補正は、拒絶査定を受けた明細書、特許請求の範囲及び図面を対象として行うことになるので、補正却下の決定に不服な事項はすべて審判請求時の補正に盛り込む必要がある （審判便覧 61-04 章 1.） ○ 審判請求の理由は、前置審査及び審判での審理において、審査官及び審判官が請求人の主張を迅速かつ的確に把握する上で重要であることから、審判請求時において審判請求の理由を実質的な内容をもって明確に記載することが必要である。 審判請求書の「請求の理由」欄に実質的理由が記載されていない場合には、特 § 131①三の規定に違反するものとして、特 § 133①（又は特 § 17③）の規定により補正を命じ、指定期間内に補正がなされない場合には、特 § 133③（又は特 § 18①）の規定により決定をもって審判請求書を却下（又は請求手続を却下）する。 特に、特許出願の拒絶査定不服審判事件に関する対処の内容及び対処の基準は、次のとおりである。

項目	韓国	中国	日本						
	次の場合も、具体的な理由が記載されていないとみなされる。 a. 後日補充する旨の意思のみが記載されている場合（例：「詳細な理由は追って補充する」等） b. 特許出願の拒絶査定を承服できない旨の意思のみが記載されていて、承服できない点が具体的に記載されていない場合（例：「請求人は、特許出願の拒絶査定に対して異議を申し立てる」） c. 特許出願の拒絶査定に至るまでの経過のみが記載されている場合 d. a～c の組み合わせに相当するもののみが記載されている場合 IPTAB の審判政策課の方式審査官によって方式審査が行われた場合でも、請求の理由が具体的に記載されていない可能性がある。その場合、審判合議体の審判長による尋問が行われる。 （審判便覧第 3 部第 4 章第 5 節）		(1) 対処の内容 a 審判請求と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正が行われたものについては、特 § 17③により長官名による「手続補正指令書（方式）」を通知し、該命令の指定期間内に補正がなされていない場合には、同 § 18①の規定により請求手続を却下とする。 b a 以外については、特 § 133①の規定により審判長名による「手続補正指令書（方式）」（→21－02 の様式第 2）を通知し、該命令の指定期間内に補正がなされていない場合には、同 § 133③の規定により、決定をもって審判請求書を却下する。 (2) 対処の基準 a 「詳細な理由は追って補充する」等のように、後日補充する旨の意思のみが記述されているもの。 b 「原査定は不服である」等のように、原査定の結論自体を承服できないとする旨の意思のみが記述されていて、具体的に承服できない点が記述されていないもの。 c 原査定に至った経過のみが記述されているもの。 d a～c の組み合わせに相当するもののみが記述されているもの。 （審判便覧 21-03. 1）						
3. 4. 手数料									
	○ 韓国特許法第 82 条（手数料） (1) 特許に関する手続を行う者は、手数料を支払う。 (2) 特許出願人以外の者が審査を請求した後、その特許出願書に添付された明細書の補正によって請求項の数が増えた場合、出願人は、請求項の増加分の審査請求手数料を支払う。 (3) 第 1 項に規定する手数料、その納付方法及び納付期間と、その他の必要な事項は、産業通商資源部令で定める。 ○ 特許手数料等の徴収規則第 2 条（特許手数料及び特許関	○ 専利法実施細則第 93 条、第 94 条。 請求人が、拒絶査定を受けた日から 3 月以内に再審請求を提出しても、期限内に再審手数料が未払い か又は全額支払われていない場合、当該再審請求は提出されなかったものとみなされる。 専利復審委員会が再審請求は提出されなかったと決定した後に権利の回復請求が提出された場合、当該請求が専利審査指南第 6 条及び第 99 条第 1 項で規定された権利回復に関する条項に準拠していれば、権利は回復され、再審請求は受理される。準拠していない場合、権利は回復されない。 再審手数料が、拒絶査定の受理日から 3 月以内に支払わ	○ 特許法 第 195 条 2 項及び別表，特許法等関係手数料令 1 条 2 項 一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額 ○ 特許法第 195 条（手数料） 2 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数を納付しなければならない。 <table><tr><td></td><td>納付しなければならない者</td><td>金額</td></tr><tr><td>11</td><td>審判又は再審（次号に掲げるものを除く。）を請</td><td>一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千</td></tr></table>		納付しなければならない者	金額	11	審判又は再審（次号に掲げるものを除く。）を請	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千
	納付しなければならない者	金額							
11	審判又は再審（次号に掲げるものを除く。）を請	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千							

項目		韓国	中国	日本				
		連の手数料) (3) 韓国特許法第 82 条に規定する審判請求に関連する手数料は、次の各号の通りである。 1. 特許出願の拒絶査定に対する不服審判、訂正審判、及び訂正無効化審判の請求手数料 a. 審判請求を電子様式で提出する場合：1件につき150,000ウォン + 特許出願又は特許権の請求項ごとに15,000ウォン b. 審判請求を書面で提出する場合：1件につき170,000ウォン + 特許出願又は特許権の請求項ごとに15,000ウォン	れ、再審請求が提出されなかったとみなす決定が下される前に権利の回復請求が提出される場合、専利復審委員会は、当該 2 件の請求をまとめて処理することができる。権利の回復請求が専利審査指南第 6 条及び第 99 条第 1 項で規定された権利回復に関する条項に準拠していれば、再審請求は受理される。準拠していない場合、再審請求は提出されなかったものとみなされる。 ○ 再審手数料は、発明の場合は 1,000 元、実用新案又は意匠の場合は 300 元である。		求する者	五百円を加えた額		
				○ 特許法等関係手数料令第 1 条 2 特許法第 195 条第 2 項（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第 39 条の 3 の規定により手数料の軽減を受ける場合を含む。）の規定により納付すべき手数料の額は、次の表の通りとする。 <table><tr><td></td><td>納付しなければならない者</td><td>金額</td></tr><tr><td>11</td><td>審判又は再審（次号に掲げるものを除く。）を請求する者</td><td>一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額</td></tr></table>				納付しなければならない者
	納付しなければならない者	金額						
11	審判又は再審（次号に掲げるものを除く。）を請求する者	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額						
4. 審判方式の審査								
4.1. 審判方式の一般的な審査								
		○ 韓国特許法第 141 条（審判請求の却下） (1) 韓国特許法第 141 条（審判請求の拒絶） (1) 次の各号のいずれかに該当する場合、審判長は、所定の期限内に補正を提出するように命令する。 1. 審判請求が第 140 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項、又は第 140 条の 2 第 1 項に準拠しない場合 2. 審判に関する手続きが次のいずれかに該当する場合 (a) 第 3 条第 1 項又は第 6 項に準拠しない場合 (b) 第 82 条に従って支払う必要のある手数料が支払われていない場合 (c) 本法又は本法に基づく命令で定められた方式に準拠していない場合 (2) 第 1 項に基づいて補正の提出命令を受けた者が期限内に提出しない場合、審判長は、決定により審判請求を拒絶する。 (3) 第 2 項に基づく審判請求の拒絶決定は書面で行い、拒絶理由を記載する。	○ 専利法実施細則第 60 条。出願人は、専利法第 41 条の規定に基づいて専利復審委員会に再審を請求する場合、再審請求書を提出して、理由を説明し、必要に応じて裏付け文書を添付しなければならない。 再審請求が専利法第 19 条第 1 項又は第 41 条第 1 項の規定に準拠しない場合、専利復審委員会はそれを受理せず、書面をもって再審請求者に通知すると同時に理由を説明する。 再審請求書が規定の様式に準拠しない場合、再審請求人は専利復審委員会の指定する期限内に補正しなければならない。請求人が期限内に補正しない場合、当該再審請求は提出されなかったものとみなされる。 ○ 再審請求人の資格 拒絶された出願の出願人は、専利復審委員会に再審を請求することができる。再審請求人が、拒絶された出願の出願人ではない場合、当該請求は受理されない。拒絶された出願の出願人が 2 名以上で、出願人全員が再審請求人ではない場合、専利復審委員会は、所定の期限内に補正するように請求人に通知する。欠陥が期限内に補正されない場合、		○ 特許法 第 133 条（方式に違反した場合の決定による却下） 審判長は、請求書が第 131 条の規定に違反しているときは、請求人に対し、相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じなければならない。 2 審判長は、前項に規定する場合を除き、審判事件に係る手続について、次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、その補正をすべきことを命ずることができる。 一 手続が第 7 条第 1 項から第 3 項まで又は第 9 条の規定に違反しているとき。 二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。 三 手続について第 195 条第 1 項又は第 2 項の規定により納付すべき手数料を納付しないとき。 3 審判長は、前 2 項の規定により、審判事件に係る手続について、その補正をすべきことを命じた者がこれらの規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又はその補正が第 131 条の 2 第 1 項の規定に違反するときは、決定をもってその手続を却下することができる。			
						○ 韓国特許法第 142 条（補正することができない審判請求		

-36-

項目	韓国	中国	日本
	の審決却下) 補正では修正できない不適法な欠陥が審判請求に含まれる場合、被請求人が答弁書を提出する機会を与えることなく、審決によりその請求を却下することができる。 ○ 審査官による特許出願の拒絶査定に対する不服審判請求が韓国特許法第 140 条の 2 に準拠せず、韓国特許法第 141 条第 1 項に該当する場合、審判長は、補正がなされていない場合は補正を命じ、審判請求書を審決により却下する（韓国特許法第 141 条第 2 項）。 審判請求が方式等には準拠しているが、補正では訂正できない不適法な欠陥を含む場合、当該請求を審決より却下することができる（韓国特許法第 142 条）。例えば、審判請求の提出期限後に提出される請求等は、これに該当する。 （審判便覧第 21 部第 4 章第 5 節）	当該再審請求は提出されなかったものとみなされる。 （専利審査指南第 IV 部第 II 章） ○ 審査請求の目的 出願人は、中国国家知識産権局の拒絶査定に不服である場合、専利復審委員会に再審請求を提出することができる。再審請求が中国国家知識産権局の拒絶査定を対象としない場合、受理しないものとする。 （専利審査指南第 IV 部第 II 章） ○ 期限 出願人は、中国国家知識産権局の拒絶査定を受けた日から 3 月以内に、専利復審委員会に再審請求を提出することができる。この期限内に提出されない場合、再審請求を受理しないものとする。 （専利審査指南第 IV 部第 II 章） ○ 手数料 請求人が、拒絶査定を受けた日から 3 月以内に再審請求を提出しても、期限内に再審手数料が未払いか又は全額支払われていない場合、当該再審請求は提出されなかったものとみなされる。 （専利審査指南第 IV 部第 II 章） ○ 方式審査通知 方式審査後、再審請求が専利法又はその実施細則及び審査指南の関連規定に準拠していないとみなされ、補正が必要な場合、専利復審委員会は補正通知書を発行し、請求人に対して、通知書の送達を受けた日から 15 日以内に補正するよう要求しなければならない。 再審請求が提出されなかったとみなされるか、又は受理されない場合、専利復審委員会は再審請求見なし未提出通知書又は再審請求を受理しない旨の通知書を発行して、請求人に通知しなければならない。 方式審査後、再審請求が専利法又はその実施細則及び審査指南の関連規定に準拠しているとみなされた場合、専利復審委員会は再審請求受理通知書を発行して、請求人に通知	4 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。 ○ 特許法 第 133 条の 2 審判長は、審判事件に係る手続（審判の請求を除く。）において、不適法な手続であつてその補正をすることができないものについては、決定をもつてその手続を却下することができる。 2 前項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明書を提出する機会を与えなければならない。 3 第 1 項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。 ○ 特許法 第 135 条（不適法な審判請求の審決による却下） 不適法な審判の請求であつて、その補正をすることができないものについては、被請求人に答弁書を提出する機会を与えないで、審決をもつてこれを却下することができる。 ○ 審判長は、拒絶査定不服審判の請求書が、特 § 131①の規定に違反しているとき又は特 § 133②の規定に該当するときは、補正を命じ（特 § 133①②）、これに応じないときは、決定をもつてその請求書を却下する（特 § 133③）。 （注） （注）特許出願の拒絶査定不服審判で、審判請求と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正が行われたものについては、特許庁長官が補正を命じ（特 § 17③）、これに応じないときは、審判請求手続を却下する（特 § 18）。 審判請求書の方式等（特 § 131①、195②）に違反していない場合であっても、不適法な請求であつてその補正をすることができないものについては、審決をもつて請求を却下する（特 § 135）。 補正不可能な審判請求の例としては、①請求期間経過後の審判請求、②特許を受ける権利が共有にかかるものである場合に、その共有者全員が共同して審判請求をしなかった場合、③一つの特許出願に対して重複して拒絶査定不服審判が請求された場合の、最初の審判請求以外の審判請求がある。

項目	韓国	中国	日本
		しなければならない。 (専利審査指南第 IV 部第 II 章)	(審判便覧 61-04 章 2.~3.)
4.2. 対象の変更			
	○ 事件が IPTAB で係争中に審判請求が補正される場合があるが、請求の対象を変更することはできない。ただし、請求の理由はこの限りではない。 2009 年 7 月 1 日以降に提出された特許出願に対する審査官の拒絶査定に対して不服審判を請求する場合、請求人の記載を訂正する補正（追加を含む）は、対象の変更にはならない（韓国特許法第 140 条の 2 第 2 項）。 （審判便覧第 21 部第 4 章第 6 節）	○ 適用なし	○ 審判が特許庁に係属しているときは、審判請求書の補正をすることができる（特 § 17①）が、その補正は、請求書の要旨を変更するものであってはならない。ただし、請求の理由についてはこの限りではない（特 § 131 の 2 ①）。 （審判便覧 61-04 章 4.） ○ 請求人及び被請求人の補正は、誤記の訂正等その同一性が失われない場合を除いて、要旨変更として扱われる（最判昭和 53・3・24）。 （審判便覧 30-01 章 2.）
5. 拒絶理由			
	○ 韓国特許法第 62 条（特許出願の拒絶査定） 審査官は、特許出願が次の拒絶理由（以下、「拒絶理由」という）のいずれかに該当する場合、当該特許出願の拒絶を決定する。 1. 第25条（外国人の権利能力）、第29条（特許登録要件）、第32条（特許を受けることができない発明）、第36条第1項から第3項まで（先願）又は第44条（共同出願）に基づいて発明が特許性を有しない場合 2. 出願が、第33条第1項（特許を受けることができる者）の本文に基づいて特許を受けることができる権利を有さない者によって行われる場合、又は第33条第1項のただし書きに基づいて発明が特許性を有しない場合 3. ;条約に違反した場合 4. 出願が、第42条第3項（明細書の記載の欠陥）、第4項（請求項の記載の欠陥）、第8項（請求項の記載要件）又は第45条（単一性）の要件に準拠していない場合 5. 出願が第47条第2項（新規事項の追加の禁止）の範囲を超えて補正される場合 6. 出願が第52条第1項の範囲を超えた分割出願である場合	○ 専利法第 38 条。出願者が意見陳述又は補正を行った後、発明特許出願が依然として本法の規定に依然として本法の規定に準拠していないと国务院専利行政部門が認める場合、出願は拒絶される。 ○ 専利法実施細則第 53 条。専利法第 38 条の規定に基づいて、発明特許出願が実体審査後に国务院専利行政部門により拒絶される場合とは以下の通りである。 (1) 出願が専利法第 5 条若しくは第 25 条に該当するか、又は特許人が専利法第 9 条に規定される特許権の資格を有しない場合 (2) 出願が専利法第 2 条第 2 項、第 20 条第 1 項、第 22 条、第 26 条第 3 項、第 4 項若しくは第 5 項、又は第 31 条第 1 項、あるいは本細則第 20 条第 2 項の規定に準拠しない場合 (3) 出願の補正が専利法第 33 条の規定に準拠しないか、又は分割出願が本細則第 43 条第 1 項の規定に準拠しない場合	○ 特許法 第 49 条（拒絶の査定） 審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。 一 その特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第 17 条の 2 第 3 項又は第 4 項に規定する要件を満たしていないとき。 二 その特許出願に係る発明が第 25 条、第 29 条、第 29 条の 2、第 32 条、第 38 条又は第 39 条第 1 項から第 4 項までの規定により特許をすることができないものであるとき。 三 その特許出願に係る発明が条約の規定により特許をすることができないものであるとき。 四 その特許出願が第 36 条第 4 項第 1 号若しくは第 6 項又は第 37 条に規定する要件を満たしていないとき。 五 前条の規定による通知をした場合であつて、その特許出願が明細書についての補正又は意見書の提出によつてもなお第 36 条第 4 項第 2 号に規定する要件を満たすこととならないとき。 六 その特許出願が外国語書面出願である場合において、

項目	韓国	中国	日本
	7. 出願が第53条第1項の範囲を超えた変更出願である場合		当該特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないとき。 七 その特許出願人がその発明について特許を受ける権利を有していないとき。
6. 前置審査			
6.1. 前置審査の対象となる明細書及び図面			
	○ 審査官による特許出願の拒絶査定に対する不服審判の請求日から 30 日以内に明細書又は図面が補正された場合、前置審査で審査される対象は、特許出願、実用新案、登録出願、及び意匠出願に限定される。 (審判便覧第 21 部第 6 章第 3 節)	○ 専利法実施細則第 62 条に従って、専利復審委員会は、様式審査を通過した再審請求書（添付されている証拠文書及び補正後の出願文書を含む）を包袋と共に、拒絶を決定した元の審査部門に回して、前置審査を受けさせなければならない。 元の審査部門は、前置審査意見を提出し、「前置審査意見書」を作成する。特別な場合を除いて、前置審査は、包袋受領後 1 月以内に完了する。	○ 特許出願について、拒絶査定不服審判の請求があった場合において、請求と同時に願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があったときは、特許庁長官は、その審判請求について審査官に審査させなければならない（前置審査）（特 § 162）。 (審判便覧 61-05 章 4.)
6.2. 明細書又は図面の補正の範囲			
	韓国特許法第 47 条（特許出願の補正） (1) 特許出願人は、第 42 条第 5 項の各号に規定された期間内又は第 66 条に従った特許付与決定の謄本を送達する前までに、特許出願書に添付した明細書又は図面を補正することができる。ただし、第 63 条第 1 項に基づく拒絶理由通知（以下、「拒絶理由通知」という）を受けた後には、次の各号に規定された期間にのみ（第 3 号の場合はその時のみ）補正することができる。 1. 出願人が拒絶理由通知（拒絶理由通知後の補正により発生した拒絶理由に関する拒絶理由通知を除く）を初めて受けたか、又は第 2 号でいう拒絶理由通知以外の拒絶理由通知を受けた場合、当該拒絶理由通知後の意見書の提出期間 2. 出願人が拒絶理由通知後の補正により発生した拒絶理由に関する拒絶理由通知を受けた場合は、当該拒絶理由通知後の意見書の提出期間 3. 出願人が第 67 条の 2 に従って再審を請求するとき (2) 第 1 項にいう明細書又は図面の補正は、特許出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された事項の範	○ 専利法第 33 条。 出願者は、その特許出願を補正することができるが、発明又は実用新案の特許出願の補正は、当初明細書及び請求項に記載した範囲を超えてはならず、意匠の特許出願の補正は、最初の図面又は写真に示された範囲を超えてはならない。 専利法実施細則第 61 条。 請求人は、再審を請求するか、又は専利復審委員会の再審通知書に回答する際に、特許出願を補正することができる。ただし、補正は拒絶査定又は再審通知書で指摘された欠陥の克服に限るものとする。 補正後の特許出願は、一式 2 部提出しなければならない。 ○ 請求人は、再審請求時、再審通知（再審請求の口頭審理通知を含む）への回答時、又は口頭審理出頭時に、出願を補正することができる。ただし、補正は専利法第 33 条及び専利法実施細則第 61 条第 1 項の要件を満たさなければならない。 ○ 専利法実施細則第 61 条第 1 項に従って、請求人による補正は、拒絶査定で又は合議体によって指摘された欠陥の	○ 特許法 第 17 条の 2（願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正） 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第 50 条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。 一 第 50 条（第 159 条第 2 項（第 174 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 163 条第 2 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知（以下この条において「拒絶理由通知」という。）を最初に受けた場合において、第 50 条の規定により指定された期間内にするとき。 二 拒絶理由通知を受けた後第 48 条の 7 の規定による通知を受けた場合において、同条の規定により指定された期間内にするとき。 三 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後に受けた拒絶理由通知に係る第 50 条の規定により指定された期間内にするとき。 四 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判

-39-

項目	韓国	中国	日本
	囲内で行うことができる。 (3) 第1項第2号及び第3号にいう補正のうち、特許請求の範囲に対する補正は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。 1. 請求項の制限、削除又は追加により特許請求の範囲を減縮する場合 2. 誤った記載を訂正する場合 3. 明瞭でない記載を釈明する場合 4. 第2項にいう範囲を超えた補正については、当該補正前の特許請求の範囲に戻すか、又は前記請求の範囲に戻す際に第1号から第3号までの規定に基づいて特許請求の範囲を補正する場合 (4) 特許出願人が第1項第1号又は第2号で指定された期間内に補正を行う場合、各補正手続きにおいて最後の補正以前に行ったすべての補正は取下げられたものとみなされる。 ○ 韓国特許法第51条（補正の却下） (1) 第47条第1項第2号及び第3号による補正が同条第2項及び第3項に違反するか、又は当該補正（同条第3項第1号及び第4号に規定された補正のうち請求項を削除する補正を除く）後に新しい拒絶理由が発生したと認められる場合、審査官は、決定をもって当該補正を却下しなければならない。ただし、第67条の2に基づいて再審が請求された場合、その請求前になされた補正はこの限りではない。 (2) 第1項による補正の却下決定は書面で行い、その理由を付さなければならない。 (3) 第1項による却下の決定に対して不服を申し立てることはできない。ただし、第132条の3による特許出願の拒絶査定に対する審判における、当該却下の決定（第67条の2に従って再審が請求される場合、その請求前に行われた却下の決定は除く）に関する紛争は、この限りでない。	克服に限られる。通常、次の場合には、上記の要件が満たされていないものとみなされる。 (1) 補正後の請求項が、拒絶査定で拒絶された請求項と比較して保護の範囲を拡大した場合 (2) 補正後の請求項が、拒絶査定で拒絶された請求項との単一性を有しない技術的解決策から導かれている場合 (3) 請求項の種類が変更されたか、又は請求項が追加された場合 (4) 補正が、拒絶査定に関係のない請求項又は明細書を対象とする場合。ただし、補正が明らかな誤記を訂正すること、又は拒絶査定で指摘された欠陥と同一の性質の欠陥を補正することだけを目的としている場合は除く。	の請求と同時にするとき。 2 第36条の2第2項の外国語書面出願の出願人が、誤訳の訂正を目的として、前項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、その理由を記載した誤訳訂正書を提出しなければならない。 3 第1項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（第36条の2第2項の外国語書面出願にあつては、同条第6項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第2項に規定する外国語書面の翻訳文（誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面）。第34条の2第1項及び第34条の3第1項において同じ。）に記載した事項の範囲内においてしなければならない。 4 前項に規定するもののほか、第1項各号に掲げる場合において特許請求の範囲について補正をするときは、その補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、第37条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。 5 前2項に規定するもののほか、第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる場合（同項第1号に掲げる場合にあつては、拒絶理由通知と併せて第50条の2の規定による通知を受けた場合に限る。）において特許請求の範囲についてする補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。 一 第36条第5項に規定する請求項の削除 二 特許請求の範囲の減縮（第36条第5項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであつて、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であ

項目	韓国	中国	日本
			るものに限る。) 三 誤記の訂正 四 明りようでない記載の釈明（拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る。) 6 第 126 条第 7 項の規定は、前項第 2 号の場合に準用する。 ○ 特許法 第 53 条（補正の却下） 第 17 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる場合（同項第 1 号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて第 50 条の 2 の規定による通知をした場合に限る。）において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第 17 条の 2 第 3 項から第 6 項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の際の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。 2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。 3 第 1 項の規定による却下の決定に対しては、不服を申し立てることができない。ただし、拒絶査定不服審判を請求した場合における審判においては、この限りでない。
6.3. 前置審査の手続き			
	○ 特許出願の拒絶査定に対する不服が申し立てられた場合、特許出願を再審のために審査官に差し戻すときに審判請求書に請求の理由が記載されていない可能性がある。請求の理由が記載されていない場合、再審の結果として原査定が維持されたときには、請求の理由を補正しなければならない。 （審判便覧第 21 部第 6 章第 3 節） ○ 通常の審判請求の方式審査は、特許審判院長が指名した審判長によって行われる。ただし、出願が再審のために審査官に差し戻される場合、この段階で審判長を指名することはできないため、特許審判院長が審判請求の方式審査を行う。 このため、審判において、出願を再審のために審査官に差	○ 請求人が出願を補正した場合、元の審査部門は、補正を受理できるかどうかを審査する。審査部門が、補正は規定に準拠していると判断した場合、補正後の文書を基礎にして前置審査を行う。規定に準拠していないと判断した場合は、原査定を維持し、補正を受理できない理由を詳細に説明すると同時に、拒絶理由の対象となる出願書中のまだ克服されていない欠陥を説明する。 請求人が新たな証拠を提出するか、又は新たな理由を提起する場合、元の審査部門は当該証拠又は理由を審査しなければならない。 元の審査部門は、次の場合を除いて、拒絶の理由又は証拠を補足してはならない。 (i) 拒絶査定及び前置審査意見において主張した技術常	○ 前置審査 審判請求時に補正があり、前置審査に付されたときは、審査官は、その出願について前置審査をする（第 162 条）。 前置審査においては、まず、審判請求時の補正が第 17 条の 2 第 3 項から第 6 項に規定される補正の制限に違反していないかどうかの判断をしたうえで、原査定の理由が解消されたかどうかを検討する。 検討の結果、原査定の理由が解消され、他に拒絶理由が発見されない場合は、原査定を取り消して特許査定をする。特許査定をすることができない場合は、審査の結果を特許庁長官に報告する。

項目	韓国	中国	日本
	し戻す際に、審判請求の方式要件に不備がある場合又は手数料が未払いの場合、特許審判院長はこれらの問題の解決を求める通知を発行することができる。この通知に対して回答がない場合、特許審判院長は手続きを却下することができる。 出願を再審のために審査官に差し戻す場合、特許審判院長は、審判を進める前に、審判請求を KIPO の長官に通知しなければならない。その場合、出願が再審のために審査官に差し戻された旨の通知を請求人又は代理人に送付する。 出願の再審は、特許出願の原査定を発行した審査官が行う。特許出願の拒絶査定を行った審査官は、特許出願の拒絶査定の理由と補正を比較するのに最も適切な人物であるため、当該審査官は、再審手続きの重要な目的を達成するために再審を実施する権限が与えられる。 再審の結果、請求人の補正が不適法であることが判明した場合、補正の却下を決定しなければならない。この決定に対して不服を申し立てるための個別の法的手続きはないが、特許出願の拒絶査定に対する不服審判請求の手続きにより、この決定に異議を唱えることができる。 (審判便覧第 21 部第 6 章第 5 節)	識を裏付けるために、技術用語辞書、技術マニュアル、教科書等に記載された当業者に公知の技術常識の証拠を補足する。 (ii) 元の審査部門が、審査対象の出願書中に、出願人に通知した事実、理由及び証拠を根拠に出願を拒絶するのに十分な欠陥が存在すると判断した場合、前置審査意見で当該欠陥を指摘しなければならない。 (iii) 元の審査部門が、拒絶査定で指摘した欠陥が依然存在していると判断した場合、及び審査対象の出願書中に、明白で実体的な欠陥又は拒絶査定で指摘した欠陥と同一の性質を持つ欠陥が存在すると判断した場合、それらも合わせて指摘することができる。 例えば、元の審査部門がオフィスアクションで、請求項 1 が専利法第 22 条第 3 項に準拠していないと指摘したが、最終的には、文書の補正が専利法第 33 条の規定に準拠していないことを理由に出願を拒絶したとする。出願人は原出願を補正したが、元の審査部門は、専利法第 22 条第 3 項に準拠していない欠陥が依然として存在すると判断した場合、これは上記の(ii)に該当するため、元の審査部門は、前置審査意見で当該欠陥を指摘しなければならない。 (専利審査指南第 IV 部第 II 章)	(特許・実用新案審査基準 第IX部第 1 節 2. (8) 前置審査) ○ 前置審査の手順 (1) 審判請求時の補正の検討 最初に、審判請求時の補正が第 17 条の 2 第 3 項から第 6 項の規定に違反していないかどうかについて検討する。 審判請求時の補正の検討は、「6. 「最後の拒絶理由通知」に対して補正がされたときの審査」の 6.2.2 に準じて審査をする。この場合、同項における「最後の拒絶理由通知に対する補正」は「審判請求時の補正」に読み替えるものとする。 (2) 審判請求時の補正が適法になされたものであるとき ①審判請求時の適法な補正によって、拒絶査定の理由が解消され、かつ、他に拒絶理由を発見しない場合には、原査定を取り消して特許査定をする。 ②審判請求時の適法な補正によって拒絶査定の理由が解消されたが、補正後の出願について、拒絶査定の理由と異なる新たな拒絶理由を発見したときは、拒絶理由を通知する。(例えば、審判請求時の補正により、一部の請求項が削除され、残された請求項に係る発明について、新たな拒絶理由を発見したとき。) ③審判請求時の適法な補正によっても、拒絶査定の理由が解消されないときは、審査の結果を特許庁長官に報告する。前置報告書には、原査定を維持すべき理由のすべてを記載する。また、他に拒絶理由が発見されたときは、その拒絶理由も記載する。 (3) 審判請求時の補正が適法になされたものでないとき 前置審査においては、補正が適法になされていない場合でも、特許査定をする場合を除き、補正の却下の決定をしてはならない(第 164 条第 2 項)。 審判請求時の補正が適法になされたものでない場合は、審判請求時の補正前出願に対してなされた拒絶査定の理由が妥当であったか否かについて、再度検討する。 ①審判請求時の補正前出願に対してなされた拒絶査定の理由が妥当であった場合は、審査の結果を特許庁長官に報告する。前置報告書には、審判請求時の補正を却下

項目	韓国	中国	日本
			すべき理由とともに、原査定を維持すべき理由のすべてを記載する。また、他に拒絶理由が発見されたときは、その拒絶理由も記載する。 ②審判請求時の補正前の出願に対してなされた拒絶査定 の理由が妥当でなく、審判請求時の補正前の 出願に 対して他に拒絶理由を発見しない場合は、補正却下の決定 とともに、拒絶査定を取り消して特許査定する。 ③審判請求時の補正前の出願に対してなされた拒絶査定 の理由は妥当でなかったが、審判請求時の補正前の出願 に対して、他に拒絶理由があることを発見したときは、 審査の結果を特許庁長官に報告する。 前置報告書には、審判請求時の補正を却下すべきものと 認める理由とともに、補正前の出願に対する新たな拒絶 理由を記載する。 (4) 補正の機会を与えることにより特許査定できる場合 軽微な記載不備等、補正の機会を与えることにより特許 査定できると認められる場合は、(2)、(3)にかかわら ず、拒絶理由を通知することができる。この場合には、 面接等を活用して請求人との意思疎通につとめ、どのよ うに補正すればよいか請求人に理解できるようにする。 この拒絶理由通知は、原則として「最後の拒絶理由通 知」とする(4.3.3.1(2)①参照)。 (特許・実用新案審査基準 第IX部第2節8.1 前置審査)
6.4. 前置審査の終了	○ 特許出願の再審の結果として特許出願の拒絶理由が克服 された場合、審査官は原査定を取り下げて、許可通知を 発行する。その場合、特許出願の拒絶査定に対する不服 審判請求は消滅したとみなされる[韓国特許法第 175 条第 1 項を参照]。 原査定の理由が補正によって克服されたにもかかわら ず、再審で新たな拒絶理由が判明した場合、審査官は、 回答期限を指定した予備的拒絶通知を発行する。 出願人は、指定された期限内に明細書又は図面の補正を	○ 元の審査部門は、前置審査意見を提出し、前置審査意見 書を作成する。特別な場合を除いて、前置審査は、包袋 受領後 1 月以内に完了する。 ○ 前置審査意見には、次の 3 種類がある。 (1) 再審請求を認めて、拒絶査定の取消に同意する。 (2) 請求人が提出した出願の補正文書は、最初の出願に 存在した欠陥を克服しており、補正を根拠に拒絶査定の 取消に同意する。 (3) 請求人が陳述した意見及び提出した補正文書は、拒 絶査定を取り消すには不十分であるため、原査定を維持	○ 審査官は、前置審査において特許をすべき旨の査定をす る場合を除き、当該審判の請求について査定をすること なくその審査の結果を特許庁長官に報告しなければならない(特 § 164③)。 その場合は前置解除となり、以後、審判官による合議体 が当該審判の審理を行う。 (審判便覧 61-05 章 4.) なお、前置審査の流れについては、審査基準第IX部「審 査の進め方」の「図3 前置審査」も参照。

項目	韓国	中国	日本
	再度提出することができる。補正が不適法である場合、審査官は補正を却下することができる。補正の却下に対して不服を申し立てるための個別の法的手続きはないが、特許出願の拒絶査定に対する不服審判請求の手続きにより、この決定に異議を唱えることができる。 再審の結果、依然として特許を付与できないと判断された場合、審査官は、KIPO 長官に再審結果の報告書を提出することにより、出願の拒絶査定を再度下すことなく再審手続きを終結する。その場合、特許審判院長は、不服申立手続き及び審判手続きのために適宜審判官を指名し、審判官は、一般的な不服審判手順に従って審判を進める。 (審判便覧第 21 部第 6 章第 6 節)	する。 ○ 元の審査部門は、審査意見が前述の種類のどれに該当するかを指定する。審査部門が原査定を維持する場合、拒絶を維持する理由とそれに関わる欠陥を詳細に説明しなければならない。理由が拒絶査定との理由と同一である場合は、簡単な説明で十分であり、繰り返す必要はない。 前置審査意見が、前述の最初又は 2 番目の種類に該当する場合、専利復審委員会は、合議審査を行う必要はなく、前置審査意見に従って再審決定を行い、その結果を請求人に通知する。これにより、元の審査部門は審査手続きを再開する。元の審査部門は、専利再審委員会による再審決定を受けずに審査手続きを直ちに再開してはならない。	
7. 本案審理			
7.1. 審判手続きに関する一般事項			
	○ 審査官による特許出願の拒絶査定に対する不服申立に関しては、書面審査が原則である。審判手続きは、審判請求書の提出順に開始される。 審査官による特許出願の拒絶査定に対する不服申立が、早期審理又は超早期審理の対象となる場合、審判手続きを優先して行うことができる。 (審判便覧第 21 部第 7 章第 1 節) ※審査官による特許出願の拒絶査定に対する不服申立の場合、口頭審理は行われず、代わりに、請求に応じて又は職権で、技術説明会を開催する。 ○ 説明会は、当事者と審判官の参加の下で行われ、争点の迅速な把握を目的とする。共に事件を早期に終結させることを目的としており、この点において説明会は口頭審理と類似する。 (審査便覧第 10 部第 4 章) ○ 説明会と口頭審理の間には以下のような違いがある。 a. 審判官の参加範囲：口頭審理は、合議体を構成する審	○ 再審請求の場合、合議体は、書面による審査、口頭審理、又はその両方の組み合わせにより審査を行うことができる。 専利法実施細則第 63 条 1 項に基づいて、次のいずれかに該当する場合、合議体は再審通知（再審請求口頭審理通知を含む）を発行するか、又は口頭審理を行うものとする。 (1) 拒絶査定を維持を目的とする場合 (2) 請求人が専利法、その実施細則及び審査指南の関連規定に従って出願文書を補正することを条件として、拒絶査定を取り消すことができる場合、 (3) 請求人によるさらなる証拠又は説明が必要とされる場合 (4) 拒絶査定では提示されなかった新しい理由又は証拠を採用する必要がある場合 合議体が再審通知を発行した場合、請求人は、その通知を受けた日から 1 月以内に、通知で指摘された欠陥に関して書面で回答しなければならない。請求人が期限内に	○ 拒絶査定不服審判事件は審判請求順に審理する。ただし、出願日（遡及出願日及び優先権主張の優先日を含む。）が古い事件については、速やかに審理着手する。 次の場合は必ずしも審判請求順によらず早期に着手する。 a 早期審理に関する事情説明書の提出があり、所定の要件を満たしている場合 b その他、特段の事情があり、早期な着手が必要と認められた場合 ○ 拒絶査定不服審判は、書面審理による。ただし、審判長は、当事者の申し立てにより又は職権で口頭審理によるものとする（特 § 145②）。 (審判便覧 61-06)

項目	韓国	中国	日本
	判官全員が参加しなければならないが、説明会は、主審審判官のみの参加とすることができる。 b. 開催場所：口頭審理は審判廷で開催されるが、説明会は審判廷、審判長室、面談室、KIPO のソウル事務所等で開催することができる。 c. 証人尋問と陳述の形式：口頭審理では通常証人尋問が実施される。口頭審理において当事者や証人が陳述するときは、宣誓等の厳密な形式の下に行われる。一方、説明会では、証人尋問を行う場合はまれである。当事者が陳述するときも、形式的手続なしに審判長の指揮下で自由に行うことができる。 d. 結果報告：口頭審理の場合、開催後に、所定の形式の報告書が行政官によって作成される。一方、説明会では、審判官が、比較的自由な形式の説明会結果報告書を作成する。 (審判便覧第 10 部第 4 章)	書面で回答しない場合、再審請求は取り下げられたものとみなされる。具体的な内容のない回答は、再審通知に記載された審査意見に対して異議がないとみなされる。 合議体が再審請求口頭審理通知を発行した場合、請求人は口頭審理に出頭するか、又はその通知を受けた日から 1 月以内に、通知で指摘された欠陥に関して書面で回答しなければならない。当該通知において、出願が専利法及びその実施細則、審査指南の関連規定に準拠していないという事実が指摘され、その理由及び証拠が提示されているにもかかわらず、請求人が口頭審理に出頭することも、期限内に書面による回答を行うこともしない場合、当該再審請求は取り下げられたものとみなされる。 (専利審査指南第 IV 部第 II 章)	
7.2. 審判手続きの対象となる明細書又は図面			
	○ 2001 年 2 月 3 日に改正された特許法により、審査官による特許出願の補正却下の決定に関する審判制度は廃止され、審査官による特許出願の拒絶査定に対する不服審判請求時に、審査過程でなされる補正却下の決定に対して異議を申し立てることができる。 したがって、審査官による特許出願の拒絶査定に対する不服申立において、審判で審査対象となる明細書又は図面は、審判請求時に出願が補正されたかどうか等に関わらず、審査官による特許出願の拒絶査定に対する不服申立が提起されたか否かによって異なる。 さらに、再審制度の導入に伴い、2009 年 7 月 1 日以降に提出された出願の補正は、審判請求時に認められない。したがって、この場合には、審判の対象は、再審プロセスで補正却下の決定が下されたか否か、及び審判請求人が補正却下の決定に対して不服申立を提起するか否かに応じて決定される。 ○ 2009 年 6 月 30 日以前に提出された出願（審判請求の提出後に補正がなされていない場合）	○ 再審手続きにおいて、合議体は通常、拒絶査定の根拠となった理由及び証拠に対してのみ審査を行う。 (専利審査指南第 IV 部第 II 章)	○ 審査段階で行われた補正却下の決定に対する不服は、拒絶査定不服審判を請求した場合における審判(特 § 121)において申し立てることができる(特 § 53③)。 拒絶査定不服審判において、補正却下の決定に不服を申し立てる場合と申し立てない場合、及び審判請求時に補正を行う場合と行わない場合とで、それぞれ審理の対象とすべき明細書、特許請求の範囲及び図面が異なる。 (1) 前審の補正却下の決定(特 § 53①)に対する不服申立てを伴わない場合(前審で補正却下の決定を行わなかった場合を含む。) 拒絶査定の対象となった明細書、特許請求の範囲及び図面が審理の対象となる。審判請求時に補正がされたときは、補正後の明細書、特許請求の範囲及び図面が審理の対象となる。 (2) 前審の補正却下の決定に対する不服申立てを伴う場合 a 審判請求時に補正が行われていない場合

項目	韓国	中国	日本
	審判請求の提出前に下された補正却下の決定に対して異議が申し立てられる場合、却下の決定が合法であるか否かは、最後に補正された明細書及び図面に基づいて決定される。却下の決定が合法である場合、審査官による特許出願の拒絶査定が適切であるか否かは、最後の補正前の明細書及び図面に基づいて決定される。却下の決定が不適法である場合、審査官による特許出願の拒絶査定が適切であるか否かは、却下の決定が取り下げられるとみなして、却下された最後の補正後の明細書及び図面に基づいて決定される。 請求人が、審判請求の提出前に下された、最後の補正を却下するという決定に対して異議を申し立てない場合、審査官による特許出願の拒絶査定が適切であるか否かは、最後の補正前の明細書及び図面に基づいて決定される。 ○ 2009 年 6 月 30 日以前に提出された出願（審判請求の提出後に補正がなされた場合） (1) 前置審査プロセスで補正が却下された場合 審判請求の提出後に下された補正却下の決定に対して異議が申し立てられる場合、却下の決定が合法であるか否かが決定される。却下の決定が合法である場合、審査官による特許出願の拒絶査定が適切であるか否かは、補正前の明細書及び図面に基づいて決定される。却下の決定が不適法である場合、審査官による特許出願の拒絶査定が適切であるか否かは、却下の決定が取り下げられるとみなして、却下された補正後の明細書及び図面に基づいて決定される。 請求人が、補正却下の決定に対して異議を申し立てない場合、審査官による特許出願の拒絶査定が適切であるか否かは、補正前の明細書及び図面に基づいて決定される。 (2) 前置審査プロセスで補正が受理された場合 審判前の前置審査で補正が受理され、審査官による特許出願の拒絶査定が維持される場合、当該査定が適切であるか否かは、補正後の明細書及び図面に基づいて決定される。		(a) この場合は、補正却下の決定に対する不服の申立てについて審理を行い、補正却下の決定が不適法なものであると判断したときは、当該補正却下の決定を取り消すことを前提として、その後の審理を進める。補正却下の決定が適法と判断したときは、補正却下の決定後の明細書、特許請求の範囲及び図面（すなわち拒絶査定時の明細書、特許請求の範囲及び図面）がその後の審理の対象となる。 (b) 上記の場合、審判において拒絶理由を通知するときは、補正却下の決定が適法か否かの判断と関連して、いずれの明細書等に基づいて拒絶理由通知を行うのかを拒絶理由通知書に明示する。 (c) 前審で行った補正却下の決定の可否の判断は、審決の理由に記載する。 b 審判請求時に補正が行われている場合 (a) この場合、審判請求時の補正は、補正却下の決定後の明細書、特許請求の範囲及び図面（すなわち拒絶査定時の明細書、特許請求の範囲及び図面）を対象として行われることになり、この審判請求時の補正により補正された明細書、特許請求の範囲及び図面を審理の対象とする。 (b) 審理において、審判請求時の補正を判断するに当たっては、補正却下の決定に対する不服の理由を参酌する。 (c) 審理の結果、審判請求時の補正を却下すべきときは、拒絶査定時の明細書、特許請求の範囲及び図面を対象としてその後の審理を進める。 (審判便覧 61-05 章 1.)

項目	韓国	中国	日本
	○ 2009 年 7 月 1 日以降に提出された出願 (1) 再審請求が提出されない場合 再審請求が提出されない場合、審判手続きは、前述の審判請求後に補正が行われなかった場合に適用される規則に従って行われる。 (2) 再審請求が提出された場合 a. 再審のための補正が受理された場合 審査官による特許出願の拒絶査定が適切であるか否かは、補正後の明細書に基づいて決定される。 b. 再審のための補正が却下された場合 審判請求人が補正却下の決定に異議を申し立てない場合、審判手続きは、前述の(1)に従って行われる。一方、審判請求人が補正却下の決定に異議を申し立てた場合は、審判手続きで却下の決定について審査が行われる。却下の決定が合法であると判断された場合、審査官による特許出願の拒絶査定が適切であるか否かは、特許出願の拒絶査定がなされたときに係属中の明細書に基づいて決定される。却下の決定が不適法であると判断された場合、審判で審査の対象となるのは、却下された補正後の明細書及び図面で、審査官による特許出願の拒絶査定が適切であるか否かは、補正却下の決定が取り下げられたとみなして、補正後の明細書及び図面に基づいて決定される。審判において拒絶理由の通知を発行しなければならない場合、補正却下の決定が合法であるか否かの決定に関連して、拒絶理由通知を発行するときに依拠した明細書の部分を明確に示さなければならない。すなわち、補正却下の決定が不適法である場合、補正後の明細書及び図面で拒絶理由の有無を審査するのに対して、補正却下の決定が合法である場合は、補正前の明細書及び図面で拒絶理由の有無を審査する。 特許審査中に下された補正却下の決定が適切であるか否かの決定は、審決理由に記載される。 ※再審請求を提出する場合、出願人は、再審請求を提出する前になされた補正却下の決定に対して異議を申し立てることはできない（韓国特許法の第 51 条第 3 項及び韓		

-47-

項目	韓国	中国	日本
	国実用新案法第 11 条)。 (審判便覧第 21 部第 7 章第 3 節)		
7.3. 審査の効力			
	○ 韓国特許法第 172 条（審査の効力）以前に審査で踏んだ特許に関する手続きは、特許拒絶査定又は特許権存続期間の延長登録の拒絶査定に対する不服申立でも有効である。	○ 元の審査部門は、専利復審委員会の決定に従うものとし、同一の事実、理由及び証拠に基づいて、再審決定と相反する決定を行ってはならない。 (専利審査指南第 IV 部第 II 章)	特許法 第 158 条（拒絶査定不服審判における特則） 審査においてした手続は、拒絶査定不服審判においても、その効力を有する。
7.4. 拒絶理由通知と補正			
	○ 第 47 条第 1 項及び第 2 項、第 51 条、第 63 条及び第 66 条は、審査官による特許出願の拒絶査定に対する不服申立に準用する。したがって、審査官による特許出願の拒絶査定に対する不服申立において、拒絶理由が審査官による特許出願の拒絶査定で示された理由と異なると判断した場合、審判官は、拒絶理由通知を発行し、合理的に指定された期間内に請求人が意見書を提出できる機会を与えなければならない。さらに、審査プロセスで発行された最後の拒絶理由通知に回答して行われた補正が、審判手続き中に許容可能な補正の範囲を超えていることが認められた場合、補正は却下されない。ただし、補正により新規事項が追加される場合、審判官は拒絶理由通知を発行しなければならない（韓国特許法第 170 条）。	○ 再審手続きにおいて、合議体は通常、拒絶査定の根拠となった理由及び証拠に対してのみ審査を行う。 合議体は、拒絶査定の根拠となった理由及び証拠に加えて、審査対象の出願文書に次のいずれかの欠陥が存在すると判断した場合、当該欠陥に関する理由と証拠についても審査することができる。審査で欠陥の存在が確認された場合、合議体は、当該理由と証拠を根拠として原査定を維持する旨の決定を行う。 (1) 拒絶査定が行われる前に出願人に通知されたその他の理由及び証拠を根拠として出願を拒絶するのに十分な欠陥。 (2) 拒絶査定で指摘されていないが明白で実体的な欠陥又は拒絶査定で指摘された欠陥と同一の性質の欠陥。 例えば、拒絶査定で請求項 1 が進歩性を有しないと指摘し、審査した結果、合議体が、請求項に係る主題は明らかに永久機関であると判断した場合、請求項が専利法第 22 条第 4 項の規定に準拠しないことを理由として原査定を維持する旨の再審決定が行われる。 また、例えば、拒絶査定で、意味不明の用語があり、保護の範囲を明確に定義できないために請求項 1 が不明瞭になっていることが指摘され、合議体が請求項 2 も同様に意味不明の用語が使用されているために不明瞭になっていると判断した場合、合議体は専利法第 26 条第 4 項の規定に準拠しないことを理由に原査定を維持する旨の再審決定を行う。 合議審査において、合議体は、技術常識を審査に導入す	○ a. 査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合、発見したすべての拒絶理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、審判請求時の補正又は審判請求後でかつ最後の拒絶理由通知（→b）に対する補正を却下するときは、この限りではない（特 § 159②→特 § 50）。 (例)審査段階でした補正が、最後の拒絶理由通知に対する補正可能な範囲に違反することが審判段階で明らかになった場合には、当該補正を却下しない(特 § 159①→特 § 53)が、当該違反が新規事項追加のときは、当審で拒絶理由(特 § 49①一)を通知することとなる。 b. 拒絶理由を通知する際には、請求項毎に判断できない拒絶理由（明細書全体の記載不備、新規事項の追加等）を除き、新規性・進歩性等の拒絶理由は請求項毎に示し、拒絶理由を発見した請求項と、拒絶理由を発見しない請求項とが識別できるよう、それぞれの請求項を、拒絶理由通知において明示することとする。 （注）拒絶の理由を発見しない請求項の明示は、法的効力を伴う記載事項ではない。 c. 当審で通知する拒絶理由通知において、出願当初から存在する拒絶理由であって、最初の拒絶理由通知で指摘すべきであったものを含む拒絶理由通知は、原則として(注)、特 § 17 の 2 ①一に規定する最初の拒絶理由通知に相当する。最初の拒絶理由通知に対する補正によって通知することが必要になった拒絶理由のみを通知する場合は、特 § 17 の 2 ①三に規定する最後の拒絶理由通知に相当する。 d. 拒絶理由通知が最初のものであるか最後のものである
7.4.1. 拒絶理由通知	審判官が発行する拒絶理由通知では、原則として、出願時から存在し、最初の拒絶理由通知で指定されていなければならなかった拒絶理由が、韓国特許法第 47 条第 1 項で規定された予備的拒絶の理由になる。最初の拒絶理由通知に回答してなされた補正によって発生した拒絶理由に関して発行される拒絶理由通知は、韓国特許法第 47 条第 1 項第 2 号で規定される最後の拒絶理由通知になる。 補正の許容範囲と補正の合法性は、通知が最初の拒絶理由通知又は最後の拒絶理由通知のどちらに関するものであるかどうかにより異なって処理される。したがって、拒絶理由通知を発行する場合、その通知は、それが最初の通知又は最後の通知のどちらに関係するかを明確に示さなければならない。 審査プロセスでなされた補正却下の決定に対して不服が申し立てられ、審判請求時に補正が行われない場合、又は審		

-48-

項目	韓国	中国	日本
	判手続きで拒絶理由通知を発行する場合、通知は、補正却下の決定が合法であるか否かの決定に関連して拒絶理由通知を発行する際に依拠される明細書を明確に示さなければならない。 (審判便覧第 21 部第 8 章第 1 節第 1 項)	るか、または技術用語辞書、技術マニュアル、教科書等に記載された常識を提示して証拠を補足することができる。 (専利審査指南第 IV 部第 II 章)	かにより、補正のできる範囲、及び補正が不適法の場合の取扱いが異なるので、拒絶理由を通知する際は、それが最初か最後かを表示する。 e. 前審の補正却下の決定に対して不服が申し立てられ、かつ審判請求時に補正が行われていない場合において、当審で拒絶理由を通知するときは、補正の却下の決定が適法か否かの判断と関連して、いずれの明細書等に基づいて拒絶理由通知を行うのかを拒絶理由通知書に明示する。 (審判便覧 61-05 章 5.) ※審判便覧 62-02, 62-03, 62-06 も参照。
7. 4. 2. 明細書又は図面の補正の範囲	○ 審査官による特許出願の拒絶査定に対する不服申立において、審査官による特許出願の拒絶査定の理由と異なる理由の拒絶理由通知が発行された場合、審判請求人は、審判請求に添付する明細書又は図面を補正することができる[韓国特許法第 170 条第 2 項]。 (1) 審判手続時に発行される拒絶理由通知が、特許法第 47 条第 1 項第 1 号に基づく最初の拒絶理由通知と一致する場合[韓国特許法第 170 条第 2 項→韓国特許法第 47 条第 1 項第 1 号]、補正を行うことができる。ただし、最初に提出された明細書及び図面（外国語による出願の場合は、その翻訳文）に新規事項が追加されないことを条件とする[韓国特許法第 47 条第 2 項]。 (2) 審判手続時に発行される拒絶理由通知が、特許法第 47 条第 1 項第 2 号に基づく最後の拒絶理由通知と一致する場合[韓国特許法第 170 条第 2 項→韓国特許法第 47 条第 1 項第 1 号]、補正の許容範囲は、審判請求時に行われる補正の範囲と等しい。この要件に違反する補正は却下される（韓国特許法第 170 条第 1 項→韓国特許法第 53 条）。 (審判便覧第 21 部第 8 章第 2 節第 1 項)	○ 請求人は、再審請求時、再審通知（再審請求の口頭審理通知を含む）への回答時、又は口頭審理出頭時に、出願を補正することができる。 ただし、補正は専利法第 33 条及び専利法実施細則第 61 条第 1 項の要件を満たさなければならない。 専利法実施細則第 61 条第 1 項に従って、請求人による補正は、拒絶査定で又は合議体によって指摘された欠陥の克服に限られる。通常、次の場合には、上記の要件が満たされていないものとみなされる。 (1) 補正後の請求項が、拒絶査定で拒絶された請求項と比較して保護の範囲を拡大した場合 (2) 補正後の請求項が、拒絶査定で拒絶された請求項との単一性を有しない技術的解決策から導かれている場合 (3) 請求項の種類が変更されたか、又は請求項が追加された場合 (4) 補正が、拒絶査定に関係のない請求項又は明細書を対象とする場合。ただし、補正が明らかな誤記を訂正すること、又は拒絶査定で指摘された欠陥と同一の性質の欠陥を補正することだけを目的としている場合は除く。 (専利審査指南第 IV 部第 II 章)	○ 特許出願の拒絶査定不服審判においては、拒絶理由が通知されたとき、審判請求人は願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる（特 § 159②→特 § 50→特 § 17 の 2 ①二）。 a 審判段階で通知する拒絶理由通知が特 § 17 の 2 ①一「最初の拒絶理由通知」（特 § 159②→特 § 17 の 2 ①一）に相当する場合、出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面（外国語書面出願の場合には翻訳文）に新規事項を追加しない範囲で補正することが可能である（特 § 17 の 2 ③）。ただし、誤訳訂正書による場合には、外国語書面に記載された事項の範囲内であれば、翻訳文に記載された事項の範囲を越える補正が可能である（特 § 17 の 2 ③）。違反する補正は拒絶理由（特 § 159②→特 § 50）の対象となる。 b 審判段階で通知する拒絶理由通知が特 § 17 の 2 ①三「最後の拒絶理由通知」（特 § 159②→特 § 17 の 2 ①三）に相当する場合、補正は審判請求時の補正可能な範囲と同じである（特 § 159②→特 § 17 の 2 ①三→特 § 17 の 2 ③④⑤⑥）。違反する補正は、却下する（特 § 159①→特 § 53）。（→ 3 (1) a） (審判便覧 61-05 章 6.)
7. 4. 3. 違反した明細書又は図面の処理	○ 審判請求時に行われた補正（2009 年 6 月 30 日以前に提出された出願にのみ適用可能）、又は審判請求後に最後の拒絶理由通知に回答してなされた補正が、韓国特許法第 47 条第 2 項第 3 号の規則に違反していると判断される場	○ 再審手続において、請求人が提出した出願文書が、専利法実施細則第 61 条第 1 項に準拠しない場合、通常、合議体はこれを受領しないものとし、かつ再審通知書に当該補正文書を受理できない理由を説明し、それまでに受理	○ 審判請求時（注 1）の補正又は審判請求後（注 2）でかつ最後の拒絶理由通知に対する補正が特 § 17 の 2 ③④⑤⑥の規定に違反しているものと、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前（注）に認められたときは、当該補正を却下

項目	韓国	中国	日本
	合、補正は却下される（韓国特許法第 170 条第 1 項→韓国特許法第 51 条第 1 項）。 ※ 注記 2009 年 1 月 30 日現在、韓国特許第 47 条第 4 項（修正要件と独立特許）は、付則第 9381 号により削除されたため、この改正が発効された 2009 年 7 月 1 日以降に提出された出願には適用されない。 ※ 審査プロセスで、最後の拒絶理由通知に回答してなされた補正が明らかに、許容可能な補正範囲に違反していることが審判で明らかになった場合でも、審査プロセスで既になされた補正は却下されない（韓国特許法第 170 条第 1 項）。ただし、審査プロセスでなされた補正が新規事項を追加する場合、これは拒絶理由[韓国特許法第 62 条第 1 項]になり、かつ違反理由[特許法第 133 条第 1 項第 6 号]になる。 （審判便覧第 21 部第 8 章第 3 節第 1 項）	した文書の審査を行う。補正文書の内容の一部が専利法実施細則第 61 条 1 項に準拠している場合、合議体は当該部分に関して審査意見を提示し、請求人に、当該文書の専利法実施細則第 61 条 1 項に準拠しない部分を補正し、規定に準拠する文書を提出しなければならない。これが履行されない場合、合議体は、これまでに受理した文書を審査の基準とする旨を通知する。 （専利審査指南第 IV 部第 II 章）	する（特 § 159①→特 § 53）。 審査段階でした補正が、最後の拒絶理由通知に対する補正可能な範囲に違反することが審判段階で明らかになった場合には、当該補正を却下しない。 なお、（注 1）、（注 2）のいずれの場合も、当該違反が新規事項追加のときは、拒絶理由（特 § 49①一）、無効理由（特 § 123①一）となる。 これに対する補正は、通常、最後の拒絶理由通知に対する補正の要件を満たすことが必要になるので、当該新規事項を補正により削除することができない場合がある （審判便覧 61-05 章 7.）

7.5. 審判プロセスにおける分割出願

○ 韓国特許法第 52 条（分割特許出願） (1) 特許出願人は、2 つ以上の発明を 1 つの特許出願とした場合には、当該特許出願の出願に最初に添付された明細書又は図面に記載された事項の範囲内で、次の各号のいずれかに該当する期間内に、2 つ以上の特許出願に分割することができる。 1. 第 47 条第 1 項により補正を行うことができる期間 2. 特許拒絶決定の謄本の送達を受けた後、第 132 条の 3 に従って 30 日（第 15 条第 1 項により第 132 条の 3 に基づいて審判請求を行うことができる期間	○ 出願人は、中国国家知識産権局が発行した、最初の出願に対して専利権を付与する旨の通知書の送達を受けた日から 2 月が経過する前まで（即ち登録手続きの期限内）に分割出願を提出することができる。前述の期限が満了した後、又は最初の出願が拒絶されるか、若しくは最初の出願が取り下げられた場合、あるいは最初の出願が取り下げられたとみなされかつその権利が回復されなかった場合、一般的に分割出願を提出することはできない。 出願人は、審査官により拒絶査定がなされた最初の出願に対して、拒絶査定を受けた日より 3 月以内に、再審請求の有無にかかわらず分割出願を提出することができる。再審請求の提出後、又は再審決定に対する行政訴訟の提訴中も分割出願を提出することができる。 （専利審査指南第 IV 部第 II 章）	○ 特許法 第 44 条（特許出願の分割） 特許出願人は、次に掲げる場合に限り、2 以上の発明を包含する特許出願の一部を 1 又は 2 以上の新たな特許出願とすることができる。 一 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる時又は期間内にするとき。 二 特許をすべき旨の査定（第 163 条第 3 項において準用する第 51 条の規定による特許をすべき旨の査定及び第 160 条第 1 項に規定する審査に付された特許出願についての特許をすべき旨の査定を除く。）の謄本の送達があつた日から 30 日以内にするとき。 三 拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から 3 月以内にするとき。
--	---	--

8. 審判の終結

8.1. 概要

○ 特許出願の拒絶査定に対する不服申立に根拠がないこと	○ 再審請求の審査決定（以下、再審決定という）には、次	○ 原査定の拒絶理由によって拒絶できるときは、審判の請
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

項目	韓国	中国	日本
	が判明した場合、当該不服申立は却下される。 申立にメリットがあることが認められる場合、審判官は、特許出願の拒絶査定を無効にする審決を下し、事件を審査官に差し戻すか[韓国特許法第 176 条第 1 項及び第 2 項を参照]、又は特許出願の拒絶査定を無効にする審決を下し、特許を付与する判断を自ら下すことができる[韓国特許法第 176 条第 1 項及び第 2 項を参照]。 (審判便覧第 21 部第 9 章第 1 節)	の 3 種類がある。 (1) 審査請求は成立せず、拒絶査定を維持する。 (2) 審査請求が成立し、拒絶査定を取り消す。 (3) 出願文書が補正され、拒絶査定で指摘された欠陥が克服された場合、補正文書を根拠に拒絶査定を取り消す。 前述の 2 番目の種類には、次の場合が含まれる。 (i) 拒絶査定において法令の規定が誤って適用された場合 (ii) 拒絶理由を裏付けるのに必要な証拠がない場合 (iii) 審査プロセスが法定手続きに従っていなかった場合。例えば、拒絶査定は出願人が放棄した出願文書又は保護を求めている技術的解決策を根拠としていた、審査プロセスにおいて、拒絶査定で採択された理由、証拠又は確認された事実に対して出願人が意見を陳述する機会が与えられなかった、又は拒絶査定において、拒絶理由に関して出願人が提出した証拠が評価されなかったために審査の公正性に影響を与えた可能性がある場合等。 (iv) 拒絶理由を維持できないその他の状況 (専利審査指南第 IV 部第 II 章)	求は成り立たない旨の審決を行う。 原査定の拒絶理由によっては拒絶できないと判断した場合、審判においては審査における手続が準用されていて審査を進めることができる。 その結果、原査定が支持できるときは、審判の請求は成り立たない旨の審決を行う。原査定が支持できないときは、原査定を取消し、審判の請求を認める旨の審決を行う（特 § 159①～③）。 原査定の拒絶理由によっては拒絶できないと判断し、原査定を取り消すときは、さらに審査に付すべき旨の審決をすることもできる（特 § 160）。 不適法な審判請求は、決定又は審決により却下する。 (審判便覧 61-07)
8.2. 審決			
	○ 次のような審決書に記載しなければならない情報は、コンピュータ上での審決案の作成規則等（IPTAB 実務規則の第 55 規則）に規定されている。 a. IPTAB の表示 b. 見出し（審判部の表示と審決） c. 審判事件番号の表示 d. 審判事件の説明 e. 当事者、参加人、代理人及び訴訟代理人の表示 f. 審決発行日 g. 審決命令	○ 審査決定には以下の項目で構成されている。 (1) 審査決定の書誌データ (2) 法的根拠 (3) 決定の要点 (4) 事件の概要 (5) 決定の理由 (6) 結論 (専利審査指南第 IV 部第 II 章) ○ 対象となる特許出願が公開されていない場合を除いて、専利復審委員会は、再審請求又は無効化請求に関する審	○ 特許法第 157 条（審決） 2 審決は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行わなければならない。 一 審判の番号 二 当事者及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所 三 審判事件の表示 四 審決の結論及び理由 五 審決の年月日 ○ 特許法施行規則第 50 条の 10（審決） 審決書には、審決

項目	韓国	中国	日本
	h. 請求の趣旨 i. 審決理由 j. 審判官（審判長を含む）の表示およびその署名捺印 （審判便覧第 12 部第 2 章第 1 節） ○ 審決は、審理終結通知の発行日から 20 日以内に確実に発表できるように十分な注意が必要である[韓国特許法第 162 条第 5 項]。さらに、審判長を含めて合議体を構成する審判官、主審審判官、及び準審判官等も審決の末尾に署名捺印する。 （審判便覧第 12 部第 4 章第 7 節） ○ 合議体を構成する審判官が審決に達し、署名捺印する場合、審判政策課の職員は、審決を審判管理システムの記録と比較して、審決に記載した情報に誤記がないかどうか、及び審決の発行日が正しいかを確認した後、審決として使用する。 （審判便覧第 12 部第 10 章第 1 節）	査決定の正文全体を公開する。審査決定は、公開されても、当事者が法院に提訴し、それが受理された場合、人民法院の判決の確定後に、その判決と共に公開しなければならない。 （專利審査指南第 IV 部第 II 章）	をした審判官が記名押印しなければならない。 ○ 決定却下、審判請求の取下げ出願の放棄、取下げ及び変更による審判の終了以外は通常、審理の終結通知を発した日から 20 日以内に審決がされ（特 § 156①、④）、審判事件は終了する。 審決には、不適法な審判請求の審決による却下（特 § 135）、及び本案審理を行った審決（特 § 156①、④）がある。 （審判便覧 45-01 章 1.）
8.3. 審決命令			
	○ （1）原査定が無効になり、審判事件を審査官に差し戻す場合 ① 補正却下の決定も無効になる場合 審決の「命令」欄には、「原査定及び 0000 年 00 月 00 日付の補正却下の決定を無効とし、本件を審査官に差し戻す」と記載する。 ※補正却下の決定が適切であるか否かの詳細は、審決の「理由」欄に記載する。 ※「命令」欄に補正却下の決定を無効とする旨を記載しなくてもよいが、審判官は、審判手続き中に審査官に代わって補正却下の決定を無効にすることができる。 ② 補正却下の決定に対する不服申立がない場合 審決の「命令」欄には、「原査定を無効とし、本件を審査官に差し戻す」と記載する。 (2) 審判請求が却下される場合	(1) 審査請求は成立せず、拒絶査定を維持する。 (2) 審査請求が成立し、拒絶査定を取り消す。 (3) 出願文書が補正され、拒絶査定で指摘された欠陥が克服された場合、補正文書を根拠に拒絶査定を取り消す。 （專利審査指南第 IV 部第 II 章）	○ （1）成立 ア 原査定を取り消して自判する場合 「原査定を取り消す。」と記載した上で、 「本願の発明は、特許をすべきものとする。」と記載する。 イ 原査定を取り消し、差し戻す場合 「原査定を取り消す。 本願は、更に審査に付すべきものとする。」 (2) 不成立 「本件審判の請求は、成り立たない。」 （審判便覧 45-04章5.）

項目	韓国	中国	日本
	審決の「命令」欄には、「本件の審判請求を却下する」と記載する。 ※補正却下の決定が適切であるか否かの詳細は、審決の「理由」欄に記載する。 (3) 審判官が原査定を無効にする審決を下し、審判事件を審査官に差し戻さずに、特許を付与する決定を自ら下す場合 審決の「命令」欄には、「原査定を無効とし、本出願に特許を付与する」と記載する。 (審判便覧第 21 部第 9 章第 5 節)		
8. 4. 判決の無効及び宣告			
	○ 特許出願の拒絶査定理由では特許出願を拒絶できないことが認められる場合、審判官も審判で当該の判断及び手続きを処理できるにもかかわらず、原査定を無効にした後に事件を審査官に差し戻して判断と手続きを審査官に任せることが管理経済の見地から望ましくなければ、審判官は、審査官に特許出願を差し戻さずに自ら審査することができる。審判官が自ら判断できる事件は、特許付与の決定又は特許有効期間の延長請求を認める決定に限られる。 (審判便覧第 21 部第 9 章第 2 節) ○ 審判官は、次の号のいずれかに該当する状況において自ら判断するのが適切でないか、又は不可能な場合、原査定を無効にした後、事件を審査官に差し戻さなければならない。 (1) 次の場合に審判官が自ら判断すると、「審査」と「審判」の 2 つのレベルに分けられた審査制度の実質的な重要性が意味をなさなくなる場合 a. 発明が、実体審査を受けなかったか、又は審査段階で審査官により、方式の問題を理由に拒絶された b. 引用文献が誤って特定され、正確な引用文献が明確に特定されていない (2) 次の場合に、審判官自身の判断が不適法である場合 a. 出願人に意見書を提出する機会を与えずに特許出願の	○ (1) 再審請求の審査決定が人民法院の確定判決によって破棄された場合、専利復審委員会は改めて審査決定を行う。 (2) 証拠不十分又は法令の誤った適用を理由に審査決定が破棄された場合、専利復審委員会は同一の理由に基づいて元の決定と同一の決定を行ってはならない。 (3) 法定手続き違反を理由に審査決定が破棄された場合、専利復審委員会は、法院の判決に従って、手続きの欠陥を是正した上で改めて審査決定を行う。 (専利審査指南第 IV 部第 II 章)	○ 拒絶査定不服審判の審理において原査定の拒絶理由によっては拒絶できないと判断した場合、審判では審査における手続が準用されていて審査ができるようになっているので、その際、直ちに原査定を取り消して審査へ差し戻すことは審判で行うことができる判断及び手続を審査で行うことになり、そのようなことは行政効率上好ましくないから、上記の場合は審判で更に審理を進めるべきである。 しかし、次の場合には自判することが妥当でないか、又はできないから、この場合には原査定を取り消して審査へ差し戻すべきであると解される。 (1) 自判をすると審査・審判という二つの審級をおいている実質的意義が失われる場合 ○発明に対する実質的判断が審査でなされておらず、又は単に形式的理由で拒絶された場合 ○引用例の表示に誤りがあり、正しい引用例が不明である場合 (2) 自判をすると違法になる場合 ○ 意見を述べる機会を与えずに拒絶査定をした場合 (審判便覧 61-07)

-53-

項目	韓国	中国	日本
	拒絶査定通知が発行された (審判便覧第 21 部第 9 章第 3 節)		
8.5. 審決の効力			
	○ 韓国特許法第 176 条（特許出願の拒絶査定等の取消）(1) 審判官は、第 132 条の 3 に基づく審判請求に十分な根拠があると判断した場合、特許拒絶査定又は特許権存続期間の延長登録の拒絶決定を審決により取り消さなければならない。 (2) 審判で第 1 項により特許拒絶査定又は特許権存続期間の延長登録の拒絶査定を取り消す場合、審査に付する旨を審決することができる。 (3) <u>第 1 項及び第 2 項の審決において破棄の基礎となった判断は、その事件について審査官を拘束する。</u>	○ 専利法実施細則第 63 条。専利複審委員会は再審を行った後、再審請求が専利法と本細則の関係規定に準拠していないと考えられる場合、再審請求人に通知し、指定の期限内に意見を提出するよう要求しなければならない。期限内に回答されない場合、当該再審請求は取り下げられたものとみなされる。再審請求人が意見の陳述又は補正を行った後、専利複審委員会は依然として専利法と本細則の規定に準拠していないと考えられる場合、原査定を維持する旨の再審決定を行わなければならない。 専利複審委員会は再審を行った後、原査定が専利法と本細則の関係規定に準拠していないと考えられる場合、又は補正を行った特許出願文書が原査定に指摘された欠陥を克服したと考えられる場合、原査定を取り消し、元の審査部門で引き続き審査手続きを行うように要請しなければならない。	○ 特許法 第 156 条（審理の終結の通知） 審判長は、特許無効審判以外の審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。 (略) 4 審決は、第 1 項又は第 2 項の規定による通知を発した日から 20 日以内にしなければならない。ただし、事件が複雑であるとき、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 ○ 特許法 第 160 条 拒絶査定不服審判において査定を取り消すときは、さらに審査に付すべき旨の審決をすることができる。 2 前項の審決があつた場合における判断は、その事件について審査官を拘束する。 3 第 1 項の審決をするときは、前条第 3 項の規定は、適用しない。
8.6. 審決に対する不服申立			
	○ 韓国特許法第 186 条（審決等に対する訴え）(1) 審決に対する訴え及び審判請求書若しくは再審請求書の却下決定に対する訴えは、特許法院の専属管轄とする。 (2) 第 1 項に規定された訴えは、当事者、参加人、又は当該審判に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる。 (3) 第 1 項による訴えは、審決又は決定の謄本の送達を受けた日から 30 日以内に提起しなければならない。 (4) 第 3 項の期間は不変期間とする。 (5) 審判長は、遠隔地又は交通が不便な地域の住民のために、第 4 項にいう不変期間について付加期間を定めることができる。 (6) 審判を請求することができる事項に関する訴えは、審	○ 請求人が再審決定に対して不服である場合、専利法第 41 条第 2 項の規定に基づいて、再審決定を受けた日から 3 月以内に人民法院に提訴することができる。所定の期限内に提訴していないか、又は人民法院の確定判決で当該再審決定を維持した場合、再審手続は終結する。 (専利審査指南第 IV 部第 II 章)	○ 特許法 第 178 条（審決等に対する訴え） 審決に対する訴え及び審判若しくは再審の請求書又は第 134 条の 2 第 1 項の訂正の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。 2 前項の訴えは、当事者、参加人又は当該審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる。 3 第 1 項の訴えは、審決又は決定の謄本の送達があつた日から 30 日を経過した後は、提起することができない。 4 前項の期間は、不変期間とする。 5 審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で、前項の不変期間について附加期間を定めることができる。

-54-

項目	韓国	中国	日本
	決に対するものでなければ提起することができない。 (7) 第 162 条第 2 項第 4 号に基づく対価の審決及び第 165 条第 1 項に基づく審判費用の審決又は決定に対しては、独立して第 1 項による訴えを提起することはできない。 (8) 特許法院の判決を受けた者は、大法院に上告することができる。		6 審判を請求することができる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、提起することができない。 ○ 知的財産高等裁判所設置法 第 2 条（知的財産高等裁判所の設置） 東京高等裁判所の管轄に属する事件のうち、次に掲げる知的財産に関する事件を取り扱わせるため、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二十二条第一項の規定にかかわらず、特別の支部として、東京高等裁判所に知的財産高等裁判所を設ける。 一（略） 二 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七十八条第一項の訴え、・・・に係る訴訟事件 三～四（略）
8.7. 審判の取り下げ			
	○ 通常、審判は、審決、判決、又は請求当事者による<u>審判請求の取り下げ</u>によって終結する。	○ 期限内に回答がないために再審請求が取り下げられたとみなされた場合、再審手続きは終結する。 請求人が、再審決定の前に再審請求を取り下げた場合、再審手続きは終結する。 受理要件に準拠していないという理由で受理された再審請求が拒絶された場合、再審手続きは終結する。 （専利審査指南第 IV 部第 II 章）	○ 決定却下、審判請求の取下げ出願の放棄、取下げ及び変更による審判の終了以外は通常、審理の終結通知を発した日から 20 日以内に審決がされ（特§ 156）、審判事件は終了する。 （審判便覧 45-01 章 1.）
9. 早期審理			
9.1. 早期審理の対象となる事件			
	○ 審判事務取扱規定第31条（優先審判） (1) 原則として、審判は請求順に開催される。ただし、前者が次のいずれかの審判事件に該当し、早期審理が必要と認められる場合は、他の事件に優先して審判を行うことができる。 - 補正却下決定に対する審判事件 - IPTABによる審決の取消措置で取り消された審判事件 - 審査官が職権で無効審判を請求した審判事件 - 審判請求後に韓国特許法第164条第3項に基づいて特許法院が通報した侵害訴訟に関する審判で、審理がまだ終結していない事件	○ 適用なし	○ 以下の要件のいずれかの要件を備えた特許出願に係る拒絶査定不服審判事件 が対象となる。 (1) 審判請求人自身又は審判請求人からその出願に係る発明について実施許諾を受けた者が、その発明を実施している（「早期審理に関する事情説明書」の提出日から 2 年以内に実施する場合と特許法施行令第三条に定める処分（農薬取締法における登録、薬事法における承認）を受けるために必要な手続（委託圃場試験依頼書、治験計画届書の提出等）を行っている場合を含む。）特許出願（以下、「実施関連出願」という。）に係る審判請求であるもの。

項目	韓国	中国	日本
	4-2. 審判請求後に韓国貿易委員会が通報した不公正な取引慣行調査事件に関する審判で、審理がまだ終結していない事件 5. 審判請求後に知的財産権紛争として特許法院に継続しているか、警察若しくは検察に立件された事件に関する審判で、当事者間又は関係機関から早期審理の請求がある事件 6. 知的財産権紛争で社会的な物議を醸している審判で、当事者間又は関係機関から早期審理の請求がある事件 7. 国際間の知的財産権紛争から生じた審判事件で、当事者間又は関係機関から早期審理の請求がある事件 8. 国家経済上緊急の処理を要する審判、及び軍需品等（ただし、これに限定されない）、戦争遂行の必需品を巡る審判で、当事者間又は関係機関から早期審理の請求がある事件 9. 特許権の範囲を確認する審判事件。この場合、審判官は、同事件と共に係属中の無効審判又は訂正審判に対して早期審理が必要と認める場合、これらの事件も合わせて早期審理を行うことができる。 10. 早期審査を行った出願に対する拒絶査定不服審判。ただし、次のいずれかの特許出願拒絶査定に対する不服申立を除く。現在審査請求が提出されており、その後、出願から2月以内に早期審査請求が提出された実用新案出願、出願人自身が実施しているか又は実施の準備を行っている発明に関する出願、及び先行技術又は先行意匠の調査を行い、その報告をKIP0の長官に通知するように認可機関に依頼されている出願。 ○ 審判事務取扱規定第31条の2（超早期審理）（1）第31条第1項の規定にかかわらず、前者が次のいずれかの審判に該当し、超早期審理が必要と認められる場合、審判請求は、第31条第1項に規定された審判よりもさらに優先して審判を行うことができる。ただし、早期審理手続きが第31条に基づいて既に進行している事件は、第31条に準拠するものとする。 1. 韓国特許法第164条第3項に基づき特許法院が通報した侵害訴訟事件に関する審判事件のうち、権利範囲確認審判又は無効化審判（審判請求前に通報された事件に限られる）		(2) 審判請求人がその発明について、日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している特許出願に係る審判請求、又は、国際出願している特許出願（国際出願の優先権主張の基礎となっている国内出願、国内段階に移行した国際出願等）に係る審判請求であるもの（以下、「外国関連出願」という。）。 (3) その発明の審判請求人の全部又は一部が、大学・短期大学、公的研究機関、又は承認若しくは認定を受けた技術移転機関（承認 T L O 又は認定 T L O）であるもの。 (4) その発明の審判請求人の全部又は一部が、中小企業又は個人であるもの。 (5) 審判請求人でない者（第三者）が、その審判事件の特許出願の出願公開後審決前にその発明を業として実施していること。 (6) グリーン発明（省エネ、CO2 削減等の効果を有する発明）について特許を受けようとする特許出願（以下、「グリーン関連出願」という。）に係る審判請求であるもの (7) 審判請求人の全部又は一部が、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用される地域（東京都を除く。以下、「特定被災地域」という。）に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者である特許出願に係る審判請求であるか、又は、審判請求人が法人であり、当該法人の特定被災地域にある事業所等（＊9）が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等においてなされた発明又は実施される発明に係る特許出願に係る審判請求であるもの（平成 23 年 8 月 1 日から当面の間） (8) 審判請求人の全部又は一部が、特定多国籍企業による研究開発事業の促進に関する特別措置法（アジア拠点化推進法）（平成 24 年法律第 55 号）に基づき認定された研究開発事業計画（以下、「認定研究開発事業計画」という。）に従って研究開発事業を行うために特定多国籍企業が設立した国内関係会社であって、該研究開発事業の成果に係る発明（認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して 2 年以内に

項目	韓国	中国	日本
	1の2 韓国貿易委員会が通報した不公正な取引慣行調査事件に関する審判事件のうち、権利範囲確認審判又は無効化審判（審判請求前に通報された事件に限られる） 1の3 侵害を禁止する仮差し止め命令の請求に関する権利範囲確認審判又は無効化審判。ただし、審判請求後7日以内に超早期審理（付属様式第24号）が請求されることを条件とする（この場合、権利範囲確認審判又は無効化審判は、仮差し止め命令が審判請求の前に請求されているが、まだ終結していない事件に限られる） 2. 当事者の一方が相手方の同意を得て、超早期審理請求（付属様式第24号）を答弁書提出期間内に提出した審判事件 3. 特許法施行令第9条第2号に規定されたグリーン技術に直接関連する特許出願のうち、スーパー早期審査を経た決定に対する特許出願拒絶査定不服審判事件 4. 特許法院が無効審判の審決訴訟に対する弁論を終結する前に、特許権者が当該訴訟対象の登録権利に対して請求した訂正審判で、超早期審理請求（付属様式第24号）が行われた事件。 5. 韓国特許法第33条第1項に規定されている通り、特許権者が特許を所有する権利を合法的に有しないことだけを理由に請求された無効審判で、当事者が超早期審理を請求する事件 6. 警察若しくは検察に立件された事件に関する審判事件で、当事者間又は関係機関から超早期審理の請求がある事件		出願されたものに限る。）に関する特許出願（以下、「アジア拠点化推進法関連出願」という。）に係る審判請求であるもの （「特許出願の早期審査・早期審理ガイドライン」 平成25年7月特許庁）
9.2. 審判の手続き			
	○ 早期審理手続き (1) IPTAB の審判政策課は、早期審理請求を受理すると直ちに、指定された審判行政処理システムを開始し、主審審判官に移管する。 (2) 早期審理の請求があった場合、審判長は、主審審判官と協議の上、審判政策課から早期審理請求が移管された日から15日以内に、当該請求が要件を満たすかどうかを決定し、直ちに可否を当事者に通知しなければならない。ただ	○ 適用なし	○ 早期審理の申出手続 早期審理の申出をする場合は、早期審理の対象となる審判事件ごとに「早期審理に関する事情説明書」1通を提出する。（前置審査中の審判事件についても、早期審理に関する事情説明書を提出することは可能です。） 注）なお、当該「早期審理」は、「早期審査」とは異なるので、かりに、「早期審査」の手続が行われていたとしても、審判手続において「早期審理」を望む場合に

項目	韓国	中国	日本
	し、特許範囲確認審判（関連する無効審判又は訂正審判を含む）のうち、方式要件に違反しているとして補正を命じた事件については、補正による修正がなされた後で、早期審理の可否を通知することができる。 (3) 早期審理により審判事件を進めることが決定された場合、審判長（又は別の審判官）は、口頭審理、証拠調査/検証、又は面談等により、事件が早期に熟すように指揮を執らなければならない。処理期間は原則として、早期審理が決定された日から4月以内である。ただし、早期審理が上記の期間内に処理できる程度に十分に熟さない場合、最終答弁書を受理した日から2.5月以内に処理するものとする。 (4) 請求による早期審理について、審判政策課は、請求の受理日と IPT の審判部への移管日、早期審判の決定日、そ審決の詳細、審決日等を、指定された審判行政処理システムに記録しなければならない。 （審判便覧第7部第4章） ○ 超早期審理の手続き (1) IPTAB の審判政策課は、超早期審理請求を受理すると直ちに、指定された審判行政処理システムを開始し、主審審判官に移管する。 (2) 事件が超早期審理の資格を有する場合、審判長は、主審審判官と協議の上、審判政策課から超早期審理請求が移管された日から15日以内に、当該事件が超早期審理の要件を満たすかどうかを決定し、直ちに可否を当事者に通知しなければならない。ただし、韓国特許法/実用新案法/商標法/意匠法に規定された方式要件に違反しているとして補正を命じた事件については、補正による修正がなされた後で、超早期審理の可否を通知することができる。 (3) 当事者間事件のうち、侵害訴訟に関連する事件、及び超早期審理請求が提出されている事件については、答弁書提出期限から1月以内に口頭審理を開催し、口頭審理の開催日（口頭審理手続きを継続している場合は、最終口頭審理の開催日）から2月以内に審決に至らなければならない。ただし、答弁書提出期限から1月以内に審決が下される事件については、口頭審理を開催しなくてもよい。		は、改めて「早期審理」の手続が必要となる。 (1) 提出者 提出者は当該審判事件の審判請求人とする。 (2) 提出方法 オンラインにより行うか、直接受付窓口（特許庁出願課：所在地東京都千代田区霞ヶ関3の4の3）に差し出すか又は封筒に「早期審理に関する事情説明書在中」と表示して、特許庁長官あて（郵便番号100-8915 東京都千代田区霞ヶ関3の4の3）に郵送する。 (3) 手数料 「早期審理に関する事情説明書」の提出に関し、手数料は不要である。また、書面で提出されてもデータエントリー料はかからない。 (4) 事情説明書の補充 提出した「早期審理に関する事情説明書」の補充をする場合は、「早期審理に関する事情説明書の補充書」をもって行う。この場合も手数料は不要である。 （「特許出願の早期審査・早期審理ガイドライン」 平成25年7月特許庁） ○ 審理手続等 (1) 選定手続 ① 選定手続 「早期審理に関する事情説明書」の提出があった審判事件に関しては、部門長・審判長が主任審判官を指定し、主任審判官は早期審理の対象に付すか否か、選定を行い、部門長・審判長が決裁をする。 ② 選定結果の通知 選定の結果、「対象としない」と判断した場合には、理由を付して審判請求人（代理人）に通知する。 ③ 選定の際の確認等について 「早期審理に関する事情説明書」の記載内容のうち、早期審理に関する事情説明に関し、ヒアリング、資料要求

項目	韓国	中国	日本
	(4) 早期審理の処理開始日と処理終了日は、査定系事件に準用する。ただし、訂正審判において答弁書の提出を求める通知が開始日から3月以内に送達される場合、終了日は、答弁書提出期限から2月経過した日に設定される。 (5) 審判政策課は、超早期審理の受理日と IPTAB の審判部への移管日、及び審決日等を記録しなければならない。 (審判便覧第7部第4章)		等により、記載内容の根拠等の確認を行う場合がある。 (2) 合議体による早期審理 選定の結果、早期審理の対象となった審判事件については、担当する合議体は通常の審判事件に優先してすみやかに審理を開始し、遅滞なく処分するよう審理手続を進める。 また、審判事件が前置審査の対象となる場合もすみやかに前置審査を行う。 (3) 審判請求人（代理人）の協力 ① 合議体が早期に審理を進めるとしても、明細書に記載不備がある場合等には、拒絶理由を通知し、応答を待つための手続が必要となり、結果的に審理に長期間を要することがある。審判請求に当たっては、審判請求書や明細書又は図面の記載に不備がないよう十分確認すること。 ② 方式指令、拒絶理由通知、審尋がされた場合には、早期審理の趣旨を踏まえ、速やかな応答をすること。なお、審判請求事件に対する拒絶理由通知や審尋等に際し、応答期間の延長が請求された場合には、早期審理の趣旨を踏まえ、早期審理対象案件として選定されたものであってもその後は原則通常の審理と同様の扱いとなるので留意すること。 ③ 早期審理の事情説明書や手続補正書、意見書等の提出は、できる限りオンライン手続ですること。 ④ 迅速な審理を進めるためには、面接審理が効率的です。審判合議体から要請があれば、協力すること。 (4) 提出書類の閲覧 「早期審理に関する事情説明書」は、選定結果の如何にかかわらず、審判記録の閲覧と同様、閲覧に供する。 (「特許出願の早期審査・早期審理ガイドライン」 平成25年7月特許庁)

第III章 分析結果

I. 審判組織の比較

1. 組織図

第I章の「1. 組織図」を参照。

2. 組織の概要

2.1. 組織

韓国特許審判院 (IPTAB) は韓国特許庁に付属する組織で、11の審判部、1つの課（審判政策課）、及び1つのチーム（訴務チーム）で構成されている。11の審判部は、商標審判部（第1部、第2部及び第3部）、機械専門部（第4部）、化学専門部（第6部）、電気専門部（第8部）、複合技術専門部（第5部、第7部、第9部及び第10部）、商標・デザイン審判部（第11部）に分かれている。審判政策課は、審判の方式、審判の質の評価、及び審判政策を監督し、訴務チームは、拒絶査定に対する不服申立や訂正審判の審決取消訴訟業務を行っている。特許審判院長は、IPTABの運営に関するすべての事務を処理し、所属公務員を指揮及び監督する。各審判部は、審判長1名と10名以下の審判官で構成されている。

中国の専利復審委員会は、中国国家知識産権局に属し、2つの室（弁公室、党委（紀委）弁公室）と21の部で構成されている。技術復審部は、機械分野（2つの部）、電子分野（2つの部）、通信分野（2つの部）、光電分野（2つの部）、医学及び生物学分野（2つの部）、化学分野（2つの部）、材料分野（2つの部）、及び意匠復審部（1つの部）で構成されている。行政訴訟部は、拒絶査定取消訴訟に関係する業務を行う。専利復審委員会のメンバーは、主任委員、副主任委員、復審委員、兼務復審委員、復審員、及び兼務復審員に分かれる。主任委員は、中国国家知識産権局の局長でもあり、局長は、局内の経験を有する技術専門家及び法律専門家の中から副主任委員、復審委員、及び兼務復審委員を任用する。さらに、局長は、局内の審査官及び法務担当職員としての経験を有する者の中から復審員及び兼務復審員も任用する。

日本の審判部は、日本国特許庁の下部組織で、38の審判部門、1つの課（審判課）及び1つの室（特許侵害業務室）で構成されている。審判部門は、物理、光学、社会基盤分野（部門1～8）、機械分野（部門9～18）、化学分野（部門17～25）、電気分野（部門26～33）、意匠分野（部門34）、及び商標分野（部門36～38）の合計38の分野に分かれている。

2.2. 人員

韓国IPTABは、2013年の定員ベースで合計100人（特許審判院長1人、審判長11人、審判官88人）。さらに、審判政策課（25人）と訴務チーム（15人）が新たに任用された。

中国では、専利復審委員会に238人、商標評審委員会に70人の審判官が配属されている。

日本の審判部には、2013年の定員ベースで、特許及び実用新案担当334人、意匠担当11人、及び商標担当42人の職員が配属されている。

3. 審判部の構造

3.1. 審判官の資格

3.1.1. 審判長

韓国では、審判長になることができるのは、韓国特許庁又はその関係機関に勤務する3級以上の一般職国家公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員である。

3.1.2. 審判官

韓国では、審判官になることができるのは、韓国特許庁又はその関係機関に勤務する4級以上の一般職国家公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員で、国際知識財産研修院で審判官のための所定の教育及び研修課程を修了した者である。

日本では、審判官（行政特許判事）の資格を有する者は、職務の級が4級以上又は審査官としての経験を有する3級以上の者で、独立行政法人工業所有権情報・研修館における所定の研修課程を修了した者である。

3.2. 審判の合議体

3.2.1. 審判の合議体の構成

審判合議体を3人の審判官から成る合議体又は5人の審判官から成る合議体として設置するという点では、3カ国とも同じである。

韓国では、審判長1人、主審審判官1人、及び副審判長1人で構成されている3人の審判官から成る合議体、又は審判長1人、主審審判官1人、及び副審判長3人で構成されている5人の審判官から成る合議体を設置することができる。合議は過半数により決定され、その結果は一般に公開されない。審判長は、合議書や審決の作成等の事務作業を行い、副審判長は、審判長の業務を補佐する。

中国では、グループ長1人（訴訟部の長又は再審メンバー）、主任委員1人及び副主任委員1人で構成されている3人の審判官から成る合議体、又はグループ長1人、主任委員1人及び副主任委員3人で構成されている5人の審判官から成る合議体を設置することができる。主任委員は、割り当てられた事件の総合的な調査や意見書の作成等の事務作業を行い、副主任委員はグループ長を補佐する。場合によっては、審査部から審査官を参審員として招聘することができる。

3.2.2. 5人の審判官から成る合議体

審判において5人の審判官から成る合議体を設置できるという点では、3カ国とも同じである。

韓国では、5人の審判官から成る合議体は、特許審判院長又は上級主席判事、及び特許審判院長が指名する4人の主席判事又は審判官で構成されている。5人の審判官から成る合議体で行うかどうかは特許審判院長によって決定される。先の決定又は審決を変更しなければならない事件、重要な法的又は技術的な判断を含む事件、多数の審判部が相互に関係する事件等は、5人の審判官から成る合議体で行う。ただし、5人の審判官から成る合議体で行うことはまれである（2012年は3件、2013年は0件）。

中国では、5人の審判官から成る合議体を設置する必要がある場合、主任委員又は副主任委員が独立して決定することができる。あるいは、合議体のメンバーが、所定の手続きに従って主任委員又は副主任委員に報告書を提出することにより、5人の審判官から成る合議体を設置することについて承認を受けることができる。

日本では、法的又は技術的判断において重要な事件、又は社会的影響が大きい事件、再審請求事件、及び審判部の首席審判官が5人の審判官から成る合議体の必要性を認めた事件の場合、内部規定に従って5人の審判官から成る合議体が運用される。

4. 審判官の除斥等

4.1. 関連法

審判において公正を守るために、審判官が当事者の近親者であるか、又は審査に関与していた場合の審判官を除斥することを特許法で規定しているという点では3カ国とも同じであるが、韓国では、審判官の除斥が除斥、忌避、及び回避の3つの場合に分けられているのに対して、中国は回避だけの制度を採用し、日本は除斥と忌避を特許法で規定しているという違いがある。

韓国では、除斥とは、審判官が、一定の原因に基づき職務の執行から除外されることを意味し、忌避は、審判において公正を妨げるべき事情があり、当事者から忌避の申立てがあった場合に、審判官が法律上当然に職務の執行から除外されることを意味する。審判官が自発的に職務執行を辞退する回避という制度もある。

中国では、回避の制度が専利法実施細則第37条で規定されているが、除斥及び忌避は規定されていない。

日本では、除斥と忌避の制度が特許法で規定されているが、回避の規則は、審判便覧にしか規定されていない。

4.2. 関連ガイドライン

当事者が審判官の除斥又は忌避を請求した場合、決定は書面で行われ、通知が請求人に送付されるという点では、3カ国とも同じである。

韓国では、決定が下されるまで、除斥を請求することができる。ただし、事件について審判官に対し書面又は口頭をもって陳述をした後は、忌避を請求することができない。除斥又は忌避が請求された場合、決定は審判に基づいて行われる。回避は、特許審判院長に報告することにより、いつでも請求することができる。除斥又は忌避が決定された場合、審判官は審判事件から除斥される。

中国では、審判官は、当事者からの請求により、又は自発的に審判事件を辞退することにより、審判事件を回避することができる。韓国及び日本とは異なり、中国では、専利復審委員会の主任委員又は副主任委員は辞職後3年以内、及び中国国家知識産権局の職員は辞職後2年以内に再審事件又は無効化事件で当事者の代理を務めることはできない。

韓国と同様、日本では、除斥と忌避の制度が特許法で定められており、運用方法は韓国と同様である。

II. 拒絶査定不服審判手続きの対比表

1. 関連法

1.1. 審判請求関連の法令

（韓国）特許法第132条、（中国）専利法第41条、（日本）特許法第121条を参照。

1.2. 審判方式関連の法令

（韓国）特許法第140条の2、第141条及び第142条、（中国）専利法実施細則第60条、（日本）特許法第131条、第131条の2、第133条、第133条の2、及び第135条を参照。

1.3. 前置審査関連の法令

（韓国）旧特許法第173条～第175条、（中国）専利法実施細則第62条、（日本）特許法第162条～第164条を参照。

1.4. 本案審理関連の法令

（韓国）特許法第162条、第170条～第172条及び第176条、（中国）専利法第63条、（日本）特許法第156条～第161条を参照。

1.5. 明細書又は図面関連の法令

（韓国）特許法第47条、（中国）専利法第33条及び専利法実施細則第61条、（日本）特許法第17条の2を参照。

2. 請求人

2.1. 請求人

特許出願人又は承継人は、出願の拒絶査定に対して不服を申し立てることができるという点では、3カ国とも同じである。

韓国では、2009年1月30日以降に提出された審判請求の場合、審判請求期限が過ぎても、請求人の記載を訂正する補正は対象の変更とみなされない。

2.2. 共同出願

3カ国すべてにおいて、共同出願人は、出願の拒絶査定不服審判請求を共同で行わなければならない。共同審判請求の要件が満たされない場合、まだ審判請求期限が過ぎていなければ、その欠陥を補正により解消することができる。

ただし、韓国では、2009年1月30日以降に提出された審判請求の場合、審判請求期限が過ぎていても、除外されている共同出願人を追加する事件は、対象の変更とみなされない。

2.3. 審判参加の可否

出願の拒絶査定不服申立てでは、審判参加は認められないという点では、3カ国とも同じである。ただし、第三者は、意見がある場合、情報提供声明書を裁判所に提出することができる。

3. 審判請求

3.1. 請求の対象

出願の拒絶査定不服申立ての対象は出願の拒絶査定であるという点では、3カ国とも同じである。

3.2. 期限

3.2.1. 請求期間

韓国では、出願の拒絶査定通知を受けてから30日以内に出願の拒絶査定不服審判請求を提出することができるのに対して、中国と日本では、通知を受けてから3月以内に提出することができるという違いがある。

3.2.2. 期間の延長

韓国では、審判請求の提出期間を請求に応じて又は職権で延長することができる。実際、居住者の場合、期限を1回限りで最長30日まで延長することができる。非居住者については、期限を最長2月まで延長することができる。

中国では、審判請求の提出期間を延長することはできない。

日本では、居住者の場合、期限を延長することはできない。非居住者については、職権で、期限を1月延長することができる。

3.2.3. 期間の計算

3カ国すべてにおいて、期間の計算に期間の初日は算入しない。また期間の最終日が法定休日の場合、期間は次の営業日（月曜日）に満了する。

月又は年の初めから期間を起算しない場合には、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年をもって定めた場合に最後の月に相当する日がないときは、期間はその月の末日に満了する。

中国は、期間を計算する際に推定送達日システムを使用する。すべての指定期間及び法定期間は、通知及び決定の推定送達日に基づいて計算される。推定送達日は、中国国家知識産権局が文書を発行した日から15日後に設定される（この日付は通知及び決定に記載される）。例えば、中国国家知識産権局が2001年7月4日に通知書を発行した場合、推定送達日は2001年7月19日になる。

3.3. 審判請求書

3.3.1. 請求の趣旨

韓国及び日本では、請求の趣旨を、「原査定を取り消し、韓国特許出願第00000号を付与すべきである」と記載する。

中国では、請求の趣旨を、「私（私たち）は、[年、月、日]付で中国国家知識産権局が特許出願に対して行った最終拒絶に対して再審を請求する。」と記載する。

3.3.2. 請求の理由

審判請求を提出する際、請求の理由を記載しなければならないという点では、3カ国とも同じである。この場合、請求の理由が不適法であれば、補正命令が発行される。

韓国及び日本では、請求の理由として具体的な理由が記載されない場合、補正命令を発行しなければならない。補正が指定期間内に行われない場合、決定をもって審判請求書は却下される。なお、韓国では、前置審査に関しては（2009年6月30日以前に提出された出願）、審判請求時に請求の理由を省略し、審査官の再審が完了した後で記載することができる。請求の理由が具体的に記載されていない場合（例えば、「詳細な理由は追って補充する」等と記載することにより、後日補充する旨の意思のみが記載されている場合）、補正命令が発行される。この命令に回答して補正を行う場合、審判請求書は却下される。

中国では、再審請求人は、再審請求書を提出して、理由を説明し、必要に応じて関連の証拠を添付しなければならない。再審請求が既定の様式に準拠しない場合、指定する期限内に欠陥を解消できるように請求人に対して非遵守が通知される。期限内に2回の補正が行われても欠陥が解消されなかった場合、当該再審請求は提出されなかったものとみなされる。

3.4. 手数料

審判請求手数料を支払わなければならないという点では、3カ国とも同じである。

韓国では、電子提出の場合、審判請求手数料は、基本手数料150,000ウォンに請求項1件につき15,000ウォンが加算される。書面による提出の場合の

基本手数料は、170,000ウォンである。

中国の審判請求の基本手数料は、特許事件の場合が1,000元で、実用新案及び意匠事件の場合が300元である。

日本の審判請求手数料は、基本手数料49,500円に請求項1件につき5,500円が加算される。

4. 審判方式の審査

4.1. 審判方式の一般的な審査

審判請求書の記載が不適法である場合、解決可能な誤記について補正命令が発行されるという点では、3カ国とも同じである。一方、方式審査を通過した場合、韓国と日本は、個別の通知を請求人に発行しないが、中国は再審請求を受理した旨の通知を請求人に発行するという違いがある。さらに、韓国と日本では、補正可能な事項に関して、補正命令が発行され、誤記が改正されていない場合、再審請求は決定をもって却下される。解決できない欠陥については、再審請求が審決をもって却下される。一方、中国は、再審請求は提出されていないとみなされる旨、又は再審請求は受理されない旨の通知を発行する。

韓国では、審判請求が提出されると、「審判番号及び審判官の指定に関する通知」が請求人に対して発行される。ただし、前置審査において請求理由が記載されていない場合、審判官を指名することなく、特許審判院長の名前で補正命令が発行され、補正が提出されなければ、審判請求は無効となる。審判請求書が方式に違反する場合（法的能力の違反、代表権の欠陥、請求書が法律で定められた方式に違反する場合、料金の未納等）、補正命令が発行され、通常、4週間の期間が与えられる（延長可能）。指定された期限内に補正が行われない場合、又は補正では欠陥が解消できない場合、審判請求書は、決定をもって却下される。審判請求が不適法で、欠陥が補正されない場合（審判請求期間が過ぎた、審判係争中に出願が取り下げられた等）、回答者に回答を提出する機会を与えることなく審決をもって審判請求を却下することができる。

中国では、方式審査で、専利法、専利法実施細則、及び専利審査指南に準拠していないために再審請求を補正する必要性が生じた場合、専利復審委員会は、請求人に補正命令を発行する。補正命令は、請求人が通知を受けてから15日以内に再審請求を補正することを要求する。再審請求が提出されなかったとみなされる場合又は受理されない場合、専利復審委員会は、審査請求が発行されなかったとみなされる旨の通知又は再審請求が受理されない旨の通知を発行することによって、請求人に通知する。再審請求が特許法、専利法実施細則、及び専利審査指南の関連規則に準拠していないことが認められる場合、専利復審委員会は、再審請求が受理されていない旨の通知を発行して請求人に通知する。

日本では、審判請求書が方式に違反する場合、補正命令が発行される。指定された期限内に補正が行われない場合、又は補正では欠陥が解消できない場合、審判請求書は、決定をもって却下される。また、審判請求が不適法で、欠陥が補正されない場合、回答者に回答を提出する機会を与えることなく審決をもって審判請求を却下することができる。

4.2. 対象の変更

韓国及び日本は、審判の係属中に審判の対象を変更することはできず、審判の対象を変更すると（請求の趣旨の変更、事件の表示の変更等）、審判請求は審決をもって却下されるという点で同じである。

韓国では、2009年7月1日以降に提出された拒絶査定に対する不服申立の場合、請求人（出願人）の記載を訂正する補正は対象の変更と見なされない。

中国には、これに関連する規定はない。

5. 拒絶理由

拒絶理由が、新規性、進歩性、先出願規則等の特許性要件に関係するという点では、3カ国とも同じである。ただし、詳細な拒絶理由については多少異なる。

韓国では、拒絶理由に分割出願要件の違反又は変更出願要件の違反が含まれる。変更出願は、特許出願と同一内容の実用新案出願の間で権利を切り替えることにより、出願を提出できる制度である。2011年7月1日以降に提出された出願の場合、出願書に背景技術を記載する必要があり、背景技術の記載要件違反は、拒絶理由の1つになり得る。ただし、背景技術の記載要件違反を、情報提供又は無効化の訴えの理由にすることはできない。

中国では、初期審査を通過した出願は実体審査に進む。初期審査では、明白かつ重大な欠陥について審査が行われる。韓国及び日本とは異なり、中国では、発明に対して特許権を持たない者が出願する場合、又は共同出願に関する規則が遵守されていない場合は拒絶理由に含まれない代わりに、法律及び行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し、利用することで発明を完成する場合（専利法第5条第2項）及び秘密保持審査（専利法第20条第1項）に違反する場合が含まれる。

日本は、分割出願要件の違反が拒絶理由に含まれない点、及び特許出願書が外国語で作成され、対応する特許出願に最初に添付される明細書、請求

項又は図面の記載事項が、外国語で作成された出願の記載事項の範囲内でない場合、拒絶理由に含まれるという点で他の2カ国とは異なる。

6. 前置審査

6.1. 前置審査の対象

前置審査制度が設けられているという点では、3カ国とも同じである。ただし、韓国では、2009年6月30日以前に提出された出願の場合は前置審査のみが認められ、2009年7月1日以降に提出された出願の場合は、審判を請求せずに明細書又は図面を補正する場合に再審制度を進めることができ、出願の原査定を発行した審査官が当該出願の再審を行うことができる。前置審査では、出願の拒絶査定に対して必ずしも審判請求を行う必要はなく、明細書又は図面が補正される場合、出願の再審は元の審査官（出願の拒絶査定時の審査官）が行わなければならないが、これは、審判数の増加や審判対象の複雑化等、便宜性を欠くことになる。このため、前置審査は再審制度に変更される。

韓国では、明細書又は図面の補正は、審判請求日から30日以内に提出することができる。一方、中国及び日本では、審判請求時に補正を提出しなければならない。このため、明細書又は図面の補正を提出する時期については、3カ国間で異なる。

韓国及び日本では、明細書又は図面の補正が審判請求と共に提出される場合、出願は前置審査のために審査官に転送される。審判請求時に補正が行われない場合、出願はIPTAB（の審判部）にそのまま移管される。一方、中国では、補正が提出されたかどうかを問わず、審査官は審判開始前に出願を再審しなければならない。

6.2. 前置審査時の明細書又は図面の補正範囲

前置審査時に明細書又は図面を補正することができるという点では、3カ国とも同じであるが、補正の範囲については3カ国間で異なる。

韓国では、補正が新規事項を追加せず、請求項を削除して範囲をさらに制限し、誤りを訂正する又は記載内容を明瞭にするだけのものである限り、審判請求後の補正は認められる。新規事項が追加された場合、請求項の補正は入力されず、請求項は補正前と同じままである。このため、特許請求の範囲を広げることは不可能である。請求項には記載されず、明細書にのみ記載されている機能を連続して追加するか、又は他の請求項に列挙された機能を連続して追加することにより、請求項をさらに制限する場合、前の拒絶理由（進歩性の欠如等）が克服され、新たな拒絶理由が発生していない限り、補正は認

められる。

中国では、審判請求時の補正は、元の明細書又は請求項の範囲を超えてはならない。拒絶理由で指摘された欠陥を解決するための補正のみが許可される。したがって、(i) 補正後、請求項の保護の範囲を拡大する場合、(ii) 補正後、発明の単一性要件が満たされない場合、(iii) 請求項の主題が変更されるか、又は請求項の数が増加する場合、又は(iv)最後の拒絶で指摘された欠陥に関係しない請求項又は明細書の部分が補正される場合の補正は許可されない。

日本では、審判請求後の補正が、新規事項を導入せず、補正により発明の単一性要件を満たし、請求項の削除、発明の特定の機能の制限、誤記又は誤訳の訂正、及び不明瞭な記載の解決のみを行う限り（最後の拒絶の拒絶理由に対応する機能に限られる）、補正は許可される。

6.3. 前置審査の手続き

審判請求時又はその後の補正が、あらかじめ決定された補正要件を満たさない場合、補正は認められず、審査は、補正前の明細書又は図面に対して進められるという点では、3カ国とも同じである。

韓国では、審判請求が前置審査の対象となる場合、特許審判院長は、審判請求の提出を韓国特許庁（「KIPO」）に通知し、KIPO長官は、特許出願の原拒絶査定を発行した審査官に、特許出願の再審を指示する。再審の結果、請求人の補正が不適切な補正と認められる場合、補正は却下され、「補正却下」通知が請求人に発行され、出願の拒絶査定時に提出されていた明細書又は図面に基づいて審査が進められる。補正却下に対する不服申立を独立して提出することはできず、出願の拒絶査定に対する不服審判請求と共に提出しなければならない。出願の拒絶査定の理由は補正により解決されたが、再審の結果、別の理由が発見された場合、審査官は、拒絶理由通知を発行し、所定の期間内に回答を提出する機会を与える。この期間内に、請求人は明細書又は図面の補正を再度提出することができる。具体的には、審査官が、最初の拒絶理由通知を発行する前に存在していた拒絶理由を前置審査の前に発見した場合、最初の拒絶理由通知が発行されるのに対して、最初の拒絶理由通知の発行後の補正に基づいて新しい拒絶理由が発見された場合、最後の拒絶理由通知が発行される。

中国では、專利復審委員会は、方式審査で受理された再審請求書（添付された証拠と補正後の提出文書を含む）を包袋と共に、出願の拒絶査定を下した元の審査部に移管することにより、再審を開始する。請求人が補正を再審請求と共に提出し、元の審査部が補正は規制を満たしていると判断した場

合、元の審査部は、その補正に基づいて再審を進める。補正が不適切であると判断された場合は、出願の原拒絶査定が維持される。この場合、元の審査部は、補正が不適切であると決定した理由と、出願で解決されていない各拒絶理由に係る欠陥について説明しなければならない。

日本では、特許を付与する場合を除いて、前置審査では、補正が不適法であっても補正却下は発行されない。他の手続きは韓国と同じである。

6.4. 前置審査の終了

出願の拒絶査定を維持する場合、再審の結果を文書化する点では3カ国とも同じである。ただし、出願の拒絶査定を無効にする場合は処理が異なる。韓国及び日本では、拒絶査定が無効になると元の審査官は特許権を付与するが、中国では、専利復審委員会の再審決定後、元の審査部は、審査手続きを再開する。

韓国及び日本では、再審の結果、特許出願の拒絶理由が解決された場合、審査官は、出願の拒絶査定を無効にし、特許出願を特許として認めなければならない。この場合、出願の拒絶査定に対する審判請求は、消滅したとみなされる。再審の結果、特許出願を認めることができない場合、審査官は特許出願を拒絶しないが、審査結果をKIP0長官（日本の場合は、特許庁長官）に報告することにより、再審を終了する。この後、特許審判院長は、対象の審判を審査し、審判手続きに従って対象の事件を処理する。

中国では、再審が終了すると、それに関する意見書が発行される。再審意見書は、出願の拒絶査定を取り下げるか、又は維持するかを決定できる。意見書が出願の拒絶査定に取り下げに同意する場合、専利復審委員会は審査をそれ以上進めずに、意見書に従って再審決定を下して、再審決定を請求人に通知する。その後、元の審査部は審査手続きを再開しなければならない。元の審査部は、専利復審委員会の再審を経ることなく審査手続きをそのまま進めることはできない。

7. 本案審理

7.1. 審判に関する一般事項

出願の拒絶査定に対する不服申立は書面審理に基づくという点では、3カ国とも同じである。争点を明確にするために、韓国では、技術説明会又は面談を、日本は面談を、中国は口頭審理を開催する。

韓国では、審判は書面審理が原則で、審判請求の提出順に処理する。審判を優先付けするか又は迅速化して、他の審判事件よりも先に処理することができる。出願の拒絶査定に対する不服申立の場合、職権で又は請求に応じて、技術説明会を開催することができる。3人の審判官から成る合議体に参加する口頭審理とは異なり、技術説明会は主審審判官のみの参加とすることができる。技術説明会は、審判廷ではなく比較的自由的な雰囲気での会議室で開催される。ただし、技術説明会を開催する場合、口頭審理の手続きとは異なり、その概要を示す結果報告が作成される。

中国では、再審に関しては、書面審理、口頭審理、又はその両方の組み合わせにより審査を行うことができる。(1) 再審決定が出願の拒絶査定を維持する場合、(2) 専利法、その実施細則及び専利審査指南の関連規定に従って出願を補正することでしか出願の拒絶査定を取り消すことができない場合、(3) 請求人によるさらなる証拠の提出又は関連問題に関する詳細な説明が必要とされる場合、又は(4) 拒絶査定では提示されなかった新しい理由又は証拠を採用する必要がある場合、再審通知を発行するか、口頭審理を開催しなければならない。再審通知に対して回答がない場合、又は請求人が口頭審理に出頭できない場合、審判請求は取り下げられたとみなされる。韓国及び日本とは異なり、中国は、再審決定が出願の拒絶査定を維持する場合でも、再審通知又は口頭審理通知を発行し、指定期間内に補正を提出できるようにする。

日本では、審判は書面審理が原則であり、審判請求の提出順に処理する。状況説明を含む早期審理請求を提出することができる。あらかじめ決定された早期審理要件が満たされる場合、審判を他の審判事件よりも先に処理することができる。いかなる場合も、拒絶査定に対する不服申立において、口頭審理が行われたことはない。

7.2. 審判の対象となる明細書及び図面

制度の相違のために、審判手続きにおいて、その対象となる明細書又は図面は、3カ国で異なる。

韓国では、2009年6月30日以前に提出された出願については、前置審査制度が適用されるが、2009年7月1日以降に提出された出願については、再審制度が導入されている。このため、審判手続きの対象は、出願日によって異なる（下表を参照）。

中国では、明細書が補正された場合でも、方式審査で再審請求（添付された証拠及び補正後の出願を含む）が認められる限り、請求は包袋と共に、出願の拒絶査定を行った元の審査部に移管され、再審が開始される。再審は、請求人が最後に提出した補正に基づいて行われる。

日本には、韓国と同様の再審制度がある。ただし、審判請求時に提出された補正については、審判請求時の補正が不適法であっても、補正の却下は

発行されない。ただし、特許を付与する場合は除く。したがって、審判請求後に補正却下を巡る紛争はなく、審判手続きの結果、審判請求時の補正を却下しなければならない場合、出願の拒絶査定時の明細書及び図面に基づいて別の審判手続きが行われる。

〈韓国 の 審判 手続き の 対象 となる 明細 書 と 図面 〉

分類		2009年6月30日以前の出願	2009年7月1日以降の出願
審判請求時に補正が提出されない場合	審判請求の提出前に補正が却下される場合	審判請求の提出前の補正却下に関する紛争がある場合、補正却下の合法性は、却下された明細書及び図面に基づいて審査される。 補正却下が適切である場合、出願の拒絶査定 of 妥当性は、補正前の明細書及び図面に基づいて決定される。	再審がない場合、左記の手順と同じである。再審がある場合、審判手続きは、再審で却下された明細書又は図面に基づいて行われる。
	審判請求の提出前に補正が却下がされない場合	出願の拒絶査定時の明細書及び図面	再審がない場合、左記の手順と同じである。再審がある場合、審判手続きは、再審で承認された明細書又は図面に基づいて行われる。
審判請求時に補正が提出される場合	再審時に補正が却下される場合	審判請求の提出後の補正却下に関する紛争がある場合、補正却下の合法性は、却下された明細書及び図面に基づいて審査される。 補正却下が適切である場合、出願の拒絶査定 of 妥当性は、最終補正前の明細書及び図面に基づいて決定される。	該当なし（審判請求時に補正することはできない）
	再審時に補正が認められる場合	審判請求の提出後に補正された明細書及び図面	

7.3. 審査の効力

韓国と日本では、特許法で、審査段階で特許出願に対して行われる手続きは、拒絶査定に対する不服申立でも有効であると規定されている。

中国には、特定の規定はない。

7.4. 審判における拒絶理由通知と補正

7.4.1. 拒絶理由通知

3カ国において、出願の拒絶査定を理由を審査するのが原則で、審判官は出願の拒絶査定を理由と異なる拒絶理由を発見した場合、拒絶理由通知を発行することができる。

韓国及び日本では、出願の拒絶査定を理由と異なる拒絶理由を発見した場合、審判官は拒絶理由通知を発行することができ、所定の期間内に回答を提出する機会を出願人に与えなければならない。審判官が発行する拒絶理由のうち、出願時に最初から存在していた拒絶理由は最初拒絶理由と一致し、最初の拒絶理由通知に回答して提出された補正によって新たに発生した拒絶理由は、最後の拒絶理由と一致する。

中国では、合議部が、出願の拒絶査定を理由と根拠を審査することができる。さらに、審査時に明白かつ重大な欠陥が発見された場合も、合議部は、その欠陥に関連する理由と根拠を審査することができる。欠陥が新しい拒絶理由であると認められる場合、出願の拒絶査定は、新しい拒絶理由を根拠に維持されなければならない。

7.4.2. 明細書又は図面の補正の範囲

審判の段階で明細書又は図面を補正するという点では、3カ国とも同じであるが、補正範囲については異なる。

韓国では、最初の拒絶理由通知に回答して提出された補正については、新規事項の追加のみが禁止されている。一方、最後の拒絶理由通知に回答して提出された補正については、(i)請求項の削除と制限、(ii)誤記の訂正、(iii)明確ではない記載の明確化、(iv)新規事項が追加された場合に請求項を補正前に戻すための補正のみが許可されている。

日本では、最初の拒絶理由通知後の補正に新規事項を導入してはならない。補正前の請求項と補正後の請求項の間で発明の単一性要件を満たすための補正は認められている。ただし、最後の拒絶理由通知後の補正については、前述の規定だけでなく、請求項の削除、指定された発明の限定的減縮、誤記の訂正、及び予備的拒絶通知で指摘された明確ではない記載の明確化のための補正も認められている。

中国では、(i)保護の範囲を拡張する補正、(ii)補正後に発明の単一性要件を満たさなくなる場合、(iii)補正によって請求項の主題が変更されたり、又は請求項の数が増えたりする場合、(iv)拒絶理由で指摘された欠陥と関係のない請求項又は明細書を補正する場合、補正を受理することはできない。

7.4.3. 明細書又は図面の不適法な補正の処理

明細書又は図面の不適法な補正は認められないという点では、3カ国とも同じである。ただし、その手続きは異なる。

韓国では、審判請求時の補正（2009年6月30日以前の出願に限られる。2009年7月1日以降の出願は、審判請求時に補正することができない）、又は審判請求後の最後の拒絶理由通知に関する補正が補正要件に違反する場合、その補正は決定をもって却下される。

日本では、審判請求時の補正、又は審判請求後の最後の拒絶理由通知に関する補正が補正要件に違反していると認められる場合、その補正は決定をもって却下される。

中国では、出願人が提出した出願が、専利法実施細則の第61条第1項に違反する場合、通常、合議体はそれを受理しない。さらに、合議体は、補正を受理できない理由を再審査通知で説明し、補正前の出願に基づいて審査を進めなければならない。

7.5. 審判中の分割出願の可否

審判手続きで分割出願を提出できるという点では、3カ国とも同じであるが、分割出願を提出するタイミングは異なる。

韓国では、明細書を補正できる場合及び出願の拒絶査定定の謄本の送達を受けた後に審判請求を提出できる場合はいつでも分割出願を提出することができる。したがって、出願の拒絶査定に対する不服申立てでは、理論上、拒絶理由通知が審判によって発行された場合に分割出願を提出することができる。

日本では、明細書を補正できる期間中、すなわち、出願の拒絶査定定の謄本（拒絶査定）の送達を受けた日から3月以内又は許可通知を受けた日から30日以内に分割出願を提出することができる。

中国では、専利権登録通知を受けた日から2月が経過するまでいつでも、分割出願を提出することができる。このため、出願の拒絶査定を受けた日から3月以内、出願人が再審請求を提出した後、及び再審決定に不服を申し立てるための行政訴訟を提起する期間中、分割出願を提出することができる。

8. 審判の終結

8.1. 概要

審判官は、審決又は決定によって審判を終結させることができるという点では、3カ国とも同じである。ただし、韓国及び日本では、拒絶理由が再審段階で解決された場合、審査官が直接付与決定を発行できるのに対して、中国では、専利復審委員会による再審が行われた後、元の審判部が出願を再審査する。

韓国では、出願の拒絶査定不服審判請求にメリットがない場合、審判官は審判請求を却下する。出願の拒絶査定不服審判請求にメリットがある場合、審判官は、審決を発行して、出願をKIP0の審判部に差し戻すか又は特許付与の判決を宣告することにより、出願の拒絶査定を取り消すことができる。

中国では、出願の拒絶査定が維持される場合、審決の前に再審通知が発行される。請求人は、この再審通知に回答して、明細書の補正を提出することができる。再審の意見書で拒絶が取り下げられた場合、専利復審委員会は再審を終了し、意見書に従って再審結果を下し、それを請求人に通知する。この後、元の審査部が審査手続きを進める。

8.2. 審決

審判は審決で終結されるという点では、3カ国とも同じである。ただし、韓国及び日本は、審決を発行する前に審査の終結予告通知を発行するのに対して、中国はこのような通知を発行しない点が異なる。さらに、韓国と日本は、出願人に審決の謄本を送達するのに対して、中国は、非公開特許を除いて、審決の謄本を公開する。

韓国では、審判が審決によって終結すると、審査終了通知が発行され、その通知の発行日から20日以内に審決が発行される。審決には、審判部、審判番号、事件番号、請求人及びその代理人の情報、審決日、命令、請求の趣旨、及び審決理由が記載される。審決の末尾には、審決した主席判事が署名捺印する。審決は、宅配業者により特別便として請求人に送達される（請求人の要請に応じて、電子配信も可能である）。

中国では、非公開特許を除いて、原査定の全文が公開される。請求人が公開された査定を裁判所に抗告した後、裁判所の決定が最終的に確定すると、審決と裁判所の決定が同時に公開される。

日本では、決定の却下、審判請求の取下げ、放棄による審判の終結、取下げ、及び出願人の変更を除いて、審決は、通常、審理の終結の通知の発行日から20日以内におこなわれ（日本特許法第156条第4項）、審判事件は終結する。審決には、審判番号、請求人と代理人の氏名又は名称と住所、事件番号、審決日と審決理由が記載される。

8.3. 審決命令

事件を却下又は取り消して差し戻すことができるという点では、3カ国とも同じである。ただし、審判請求を却下する場合、中国は、審決の「命令」欄に「出願の拒絶査定を維持する。」と記載されるのに対して、日本は「本件審判は成立しない。」と記載される点異なる。

韓国では、事件を取り消して差し戻す場合、「命令」欄に「原査定を取り消し、本件をKIP0の審査部に差し戻す。」と記述され、却下の場合は、「本件審判を却下する。」と記載される。また、特許を付与する場合は、「原査定を取り消し、本出願に特許を付与する。」と記載される。審査官による補正却下の決定が不適法である場合、「命令」欄には、補正却下の決定を取り消す。」と記載される。

中国では、事件を差し戻す場合、「命令」欄に「SIP0は、[年、月、日]付の本出願に対する最終拒絶を無効とする。元の審判部は、2007年1月9日に提出された出願XXXXに基づいて、特許出願に関する審査を継続する。」と記載される。これに対して、査定を維持する場合は、「命令」欄に、「SIP0は、[年、月、日]付の出願の拒絶査定を維持する。」と記載される。

日本では、事件を取り消して差し戻す場合、「命令」欄に「原査定を取り消し、本件出願を審査部に差し戻す。」と記述され、却下の場合は、「本審判は成立しない。」と記載される。登録を許可する場合は、「本発明は許可される。」と記載される

8.4. 判決

韓国では、特許出願の拒絶査定理由では特許出願を拒絶できないことが認められる場合、IPTABでも審判で当該の判断及び手続きを処理できるにもかかわらず、原査定を無効にした後に事件をKIP0の審査部に差し戻して判断と手続きを審査部に任せることが管理経済の見地から望ましくなければ、事件を差し戻さずに審判官が自ら判決を宣告することができる。実際のところ、韓国では、判決が宣告されるのはまれである。

日本では、特許の付与を審判官が直接決定することができ、この慣行は韓国よりも一般的である。

中国には、判決の破棄及び宣告に関する規則はない。

8.5. 審決の効力

韓国及び日本では、事件を取り消して差し戻す場合、審決において取消の基礎となった理由は、その事件について審査官を拘束する。元の審査官は、審査部に差し戻された特許出願を審査した結果、拒絶理由が見つからない場合には、特許出願を許可する。

中国では、再審後に原査定が専利法と専利法実施細則に準拠していないと考える場合、又は補正後の出願が、最初の出願拒絶査定で指摘された欠陥を解決する場合、専利復審委員会は、原拒絶査定を取り下げる。この後、元の審査部が審査を再開する。

8.6. 審決に対する不服申立

出願の拒絶査定に関する審決は上訴可能であるという点では、3カ国とも同じである。

韓国では、審決又は却下の決定に関して、審決又は決定の謄本の送達を受けた日から30日以内に特許法院に不服申立を提起することができる。また、特許法院の判決に関しては、特許法院から決定書の送達を受けた日から14日以内に大法院に上告することができる。特許法院への不服申立期間に関して延長請求がある場合、審判長は、居住者の場合は20日、非居住者の場合は30日の延長を指定することができる。

日本では、審決又は却下決定に関して、審決又は却下決定の謄本の送達を受けた日から30日以内に東京高等裁判所に不服申立を提起することができる。

中国では、決定の謄本の送達を受けた日から3月以内に再審決定に対する不服申立を北京第一中間人民法院に提起することができる。北京第一中間人民法院の決定に対して不服を申し立てる場合は、決定の送達を受けた日から15日以内に北京高等人民法院に不服申立を提起することができる。北京高等人民法院の決定は最終決定である。

8.7. 審判の取り下げ

審判手続きは、請求人が審判請求を取り下げたときに終結するという点では、3カ国とも同じである。

韓国では、請求人が審判中に取下げを提出し、その取下げが合法的に受理された場合、「審判請求の取下げ通知」が請求人に発行され、審判は終結する。

9. 早期審理

9.1. 早期審理の対象となる事件

早期審理制度が設けられているという点では3カ国とも同じであるが、あらかじめ決められた早期審理要件に該当する事件及びこの制度の運用方法は異なる。すなわち、韓国では、出願の拒絶査定に対する不服申立、無効化審判、特許の範囲を確認する審判等において、あらかじめ決められた要件が満たされる場合、職権で又は当事者の請求により、早期審理が行われる。日本では、出願の拒絶査定に対する不服申立においてのみ早期審理を利用できる。中国では、出願の拒絶査定に対する不服申立において早期審理はなく、無効化事件でのみ利用することができる。

韓国では、審査段階で早期審査の適用に関する出願の拒絶査定に対する不服申立は、早期審理で処理される。ただし、(i)審査請求が出願時に提出され、早期審査請求が出願後2月以内に提出された実用新案、(ii)特許出願人が発明を実施している又はその準備を行っている出願、及び(iii)先行技術調査が専門機関に依頼されている出願に対しては、早期審理を利用できない。さらに、グリーン技術に直接関係する特許出願のうち、スーパー早期審査の決定に係る出願の拒絶査定に対する審判事件は、早期審理より早いスーパー早期審理で処理される。

日本では、出願の拒絶査定不服審判について、早期審理と一般審理の2つの方法を利用することができる。早期審理は、(i)特許出願の発明が実施されている場合、(ii)出願が外国関連出願である場合、(iii)請求人の全員又は一部が大学、民間研究機関、技術移転機関、中小企業、又は個人である場合、及び(iv)第三者が発明を実施している場合、早期審理を発明に利用することができる。

9.2. 審判の手続き

韓国では、出願の拒絶査定に対する不服申立の早期審理について、特別な要件はない。あらかじめ決められた要件が満たされれば、事件は自動的に、早期審理の対象となる。早期審理のための手数料は必要ない。早期審理の要件を満たす事件は、審判官が最初に指名された日から4月以内又は答弁書を提出した日から2.5月以内に審査される。事件がスーパー早期審理の対象となる場合、審判官が最初に指名された日から3月以内又は答弁書を提出した日から2月以内に審査される。

日本では、早期審理の場合、請求人は、早期審理に関する状況説明を提出しなければならない。審判官が不適法とみなす場合、請求人にその旨が通知される。早期審理に関連する特定の手数料は必要ない。

付録 日本国特許庁審判部部門

2014年4月1日現在

部門	部門名	担当分野の概要	主な担当分類
1	計測	計測一般、距離・電気測定、表示装置	G01B, G01C1/00-15/14, G01C19/00-19/72, G01D`G, G01K`L, G01P, G01R`S, G04B`R, G06M, G08C, G09G, G12B
2	材料分析	機械・化学分析、物理分析、医学診断	A61B1/00-10/06, C40B20/00-30/00, C40B30/04-30/10, C40B60/04, C40B60/10-60/12, G01H`J, G01M`N, G01Q, G01T1/161-1/166, G01V`W, H05G
3	アミューズメント	アミューズメント一般、アミューズメントマシン	A63F1/00-7/40
4	自然資源, 住環境	生物資源、都市・地域基盤、建築、住宅設備	A01B`G, A01K1/00-67/00, A01K67/033-99/00, A01L`M, A23K, A45F, A47B, A47H, A47K, B02B, B27D, B27H`N, B68B`C, C10B57/20-57/20, C10J5/00, E01B`E21F, F16S, H02S20/00-20/32
5	応用光学	写真材料、光学装置、光学要素・EL 素子	B41M5/00-5/26, B41M99/00, B44C1/16-1/175, G02B1/00-5/32, G02B7/00-27/64, G02C, G02F1/15-1/19, G03B1/00-19/26, G03B21/53, G03B29/00-31/08, G03B35/00-43/02, G03C, G03F7/00-7/18, G03F7/26-7/42, G03G5/00-11/00, G03H, H05B33/00-33/28
6	事務機器	電子写真、印刷・プリンター、液晶素子	A01N1/00-3/04, A47C`F, A63B`D, A63F9/00-13/98, A63G`K, B41B1/00-27/50, B41C`L, B41M1/00-3/18, B41M7/00-9/04, B41N`B43M, B60N, B65H, B68G, G02F1/13-1/141, G03G13/00-21/20, G09B, G09D, G09F1/00-7/22, G09F11/00-27/00
7	ナノ物理	ナノ光学、エネルギー線応用	B82B`Y, G01T1/00-1/16, G01T1/167-7/12, G03B21/00-21/52, G03B21/54-27/80, G03B33/00-33/16, G03D, G03F1/00-5/24, G03F7/20-7/24, G03F9/00-9/02, G09F9/00-9/46, G21B`K, H01J`K, H01L21/30, H01L21/46, H01L31/00-31/18, H02S10/00-10/40, H02S30/00-99/00, H05H
8	光デバイス	光素子、光制御	G02B6/00-6/54, G02F1/00-1/125, G02F1/21-7/00, H01L33/00, H01S
9	自動制御	交通制御、電動機制御、流体制御	B06B, B60L`M, B61L, B67D, F03B`D, F04B`F15D, F16K, F16T, G01C17/00-17/38, G01C21/00-25/00, G05F, G08G, H01M8/04-8/06, H01M10/42-10/667, H02H`P, H05K5/00-11/02
10	動力機械, 搬送処理	原動機、エンジン制御、搬送処理	A62B`C, B02C, B05B`C, B07C, B60K6/20-6/547, B60K31/00-41/28, B60W, B65G1/00-47/96, B65G51/00-69/34, B66B`F, F01B`F02P, F03G, F23B`R

11	運輸, 照明	輸送機器、車両制御、照明	B29C67/20-67/24, B29D30/00-30/72, B60B`G, B60J, B60K1/00-6/12, B60K7/00-15/10, B60K25/00-28/16, B60P`S, B60V, B61B`G, B61J`K, B62B`K, B62M`B64G, F03H, F16L`M, F17D`F21V, F41A`F42D, H05B31/00-31/52, H05B35/00-43/02
12	一般機械, 組立製造	伝動機構、端子部品、制動・機械要素、組立製造	B60K17/00-23/08, B60T, B61H, B62L, F16B`J, F16N`P, G05G, G08B, H01H, H01R, H01T`H02B, H02G5/00-5/10, H05F, H05K1/00-3/46, H05K13/00-13/08
13	生産機械	工作機械、特殊加工、ロボティクス	B21C1/00-43/04, B21C51/00-99/00, B21D`L, B23B1/00-51/14, B23C`H, B23K1/00-33/00, B23K37/00-37/08, B23P`B27C, B27F`G, B28D, B30B, B44B1/00-11/04, B44C1/00-1/14, B44C1/18-7/08, B44D`F, B65G49/00-49/08, B81B`C, G05B`D, H01L21/304, H01L21/463, H01L21/68, H01L21/78-21/80
14	繊維包装機械	繊維シート加工、包装・容器、繊維・積層	A41B`F, A41H`A42C, A44B, A61F13/00-17/00, A61L9/12, B01D23/00-35/30, B01D43/00, B01D57/00-57/02, B01F1/00-15/06, B01L, B03B`B04C, B05D, B07B, B29D9/00, B31B`B32B, B65B`C, B65D1/00-90/66, B67B`C, B68F, C14B`C, D01B`D06C, D06G`N, D06Q`D21J, F17B`C
15	福祉機器, 生活機器	衛生・介護、治療機器、生活家電、サービス機器	A41G, A43B`D, A44C`A45C, A45D8/00-8/40, A45D24/00-97/00, A46B`D, A47G, A61B13/00-11/14, A61G`J, A61M`N, B65D91/00, G07B`G
16	熱機器	加熱機器、冷却機器、食品	A01J, A21B`A23J, A23L`A24F, A45D1/00-7/06, A45D19/00-20/52, A47J, A47L, B08B, B60H, B65F, C12C`L, C13B`K, D06F, F22B`G, F24B`F25D, F26B, F28B`G, H05B1/00-11/00, H05C
17	無機化学, 環境化学	無機化合物、セラミックス、蒸着・単結晶成長、分離処理、環境浄化	A61L2/00-9/04, A61L9/14-12/14, B01B, B01D1/00-21/34, B01D36/00-41/04, B01D45/00-53/36, B01D59/00-71/82, B01J20/00-49/02, B09B, B28B`C, B29B17/00-17/04, C01B`C04B, C08J11/00-11/28, C23C14/00-16/56, C30B, C40B40/18, F25J
18	素材加工, 金属電気化学	金属加工、金属材料、電気化学、電池	B21B, B21C45/00-49/00, B22C`F, B23K35/00-35/40, C21B`C22F, C23C2/00-12/02, C23C18/00-30/00, C23D`C25F, F27B`D, H01B1/00-5/16, H01B17/00-19/04, H01G9/20, H01M2/00-8/02, H01M8/08-10/40, H01M12/00-16/00

19	高分子, プラスチック工学	高分子化合物、高分子組成物、高分子処理、樹脂加工	B29B7/00-15/14, B29C31/00-67/18, B29C69/00-7/01, B29D11/00-29/10, B29D31/00-99/00, C08C`H, C08J3/00-9/42, C08J99/00-99/00, C08K`L, C09H`J, C40B40/14
20	化学応用	応用有機材料、塗料・接着剤	A62D, B01F17/00-19/32, C05B`C06F, C09C`G, C09K, C10B1/00-57/18, C10C`H, C10J1/00-3/86, C10K`C11D
21	有機化学	有機化合物、複素環化合物、農薬・染料、蛋白質工学	A01N25/00-65/48, A01P, C07B`C08B, C09B, C40B40/00, C40B40/04, C40B40/12, C40B40/16, C40B50/00, C40B50/04, C40B50/08-60/02, C40B60/06-60/08, C40B60/14-99/00, D06P
22	医薬	医薬	A61K31/00-35/84, A61P
23	バイオ医薬	バイオ医薬	A61K37/00-45/08, A61K48/00-49/04
24	医薬品製剤	医薬品製剤、化粧品	A61K6/00-9/72, A61K47/00-47/48, A61L15/00-33/00, A61Q
25	生命工学	遺伝子工学、微生物	A01H, A01K67/02-67/027, C12M`S, C40B10/00, C40B40/02, C40B40/06-40/10, C40B50/06
26	電子商取引	ビジネス関連技術、データベース・言語処理、記憶管理	C40B30/02, C40B50/02, G06F17/20-17/40, G06F17/60-19/28, G06K1/00-7/14, G06K11/00-21/08, G06Q
27	インターフェイス, 送配電・データ転送	マンマシーンインターフェイス、メモリ制御、送配電・データ転送	G06C`G06E, G06F1/00-7/78, G06F12/00-12/12, G06F12/16-13/42, G06G`J
28	情報処理	プログラム管理、情報セキュリティ	G06F9/00-11/34, G06F12/14, G06F15/00-17/18, G06F21/00-21/88, G06N, G09C, H04K, H04L9/00-9/04
29	電子デバイス	個別デバイス、応用デバイス、デバイスプロセス	G11C, H01B7/00-15/00, H01L21/00-21/288, H01L21/302, H01L21/306-21/449, H01L21/461, H01L21/465-21/52, H01L21/58-21/66, H01L21/70-21/76, H01L21/82-21/98, H01L27/00-29/96, H01L35/00-49/02, H02G1/00-3/28, H02G7/00-15/34
30	映像システム	ビデオ信号処理、テレビジョン、静止画、イメージ処理	G06F17/50, G06K9/00-9/82, G06T, H04N

31	伝送システム	伝送方式、伝送回路、移動体通信システム	H03B~D, H03H, H03J1/00-7/32, H03L, H04B1/00-1/68, H04B1/72-17/02, H04H, H04L1/02-1/06, H04L5/20, H04L15/00-23/02, H04Q7/00-7/04, H04W
32	情報記録	記録再生、音響システム	G10B~G11B, H01C~H01F, H01G1/00-9/18, H01G9/22-13/06, H01L21/54-21/56, H01L23/00-25/16, H03F~G, H04R~S
33	デジタル通信、電話システム	データ伝送、データネットワーク、電話システム	H01P~Q, H03J9/00-9/06, H03K, H03M, H04B1/69-1/719, H04J, H04L1/00-1/00, H04L1/08-5/18, H04L5/22-7/10, H04L11/00-13/18, H04L25/00-27/30, H04M, H04Q1/00-5/24, H04Q9/00-11/08
34	意匠	住宅設備用品、製造食品及び嗜好品、衣服及び身の回り品、生活用品、趣味娯楽用品及び運動競技用品、事務用品、販売用品、運輸・運搬機械、電気電子機械器具及び通信機械器具、一般機械器具、産業用機械器具、土木建築用品	A0~N0
35	商標（化学・食品）	化学及び食品並びに化学又は食品を主とする多区分のもの	1~5, 29~33
36	商標（機械・電気）	機械及び機械を主とする多区分のもの	6~13, 19
37	商標（雑貨繊維）	雑貨繊維及び雑貨繊維を主とする多区分のもの	14~18, 20~28, 34
38	商標（産業役務・一般役務）	産業役務及び一般役務並びに産業役務又は一般役務を主とする多区分のもの	35~45